

国の制度及び予算に関する 提案・要望



Photo credit : Yokohama City Visitors Bureau

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

令和6年11月
横浜市



日頃から、横浜市政の推進に御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびの提案・要望では、横浜市が最優先で取り組んでいる子ども・子育て支援について、小1の壁の打破に向けた取組への財政措置や出産費用の実質無償化、全国一律の子どもの医療費助成制度の構築など、安心して産み育てられる環境の充実に向けた項目を掲げています。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、電気自動車の普及に向けた支援の拡充や、ペロブスカイト太陽電池などグリーンイノベーションの実現に向けた取組の推進、そして2027年に横浜で開催する国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の成功に向けた協力・支援についても挙げています。

さらには、令和6年能登半島地震の状況等を踏まえ、市民の皆様の命と暮らしをお守りする防災・減災対策の推進や発災時における被災地支援の強化など、地震防災対策に関する提案・要望を盛り込みました。

人口減少や少子高齢化の進展、物価高騰など多くの課題に直面する中でも、横浜の持つ多様な魅力をさらに高め、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」の実現に向けてスピード感を持って取り組んでいきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、このたびの提案・要望に対し、特段の御配慮をいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和6年11月

横浜市長

山中 竹春

提案・要望項目

| | |
|---|----|
| 1 . 「小1の壁」 打破に向けた取組の推進..... | 1 |
| 2 . 妊婦健康診査等に係る公費負担の充実..... | 3 |
| 3 . 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計..... | 5 |
| 4 . 子どもの医療費助成の充実..... | 7 |
| 5 . 子育て・教育支援に対する経済的支援の拡充..... | 9 |
| 6 . 「こども家庭センター」 設置に伴う一体的な相談支援体制確保に係る財政措置..... | 11 |
| 7 . 幼児教育・保育の質の確保・向上のための適切な職員配置..... | 13 |
| 8 . 就学前教育・保育施設整備交付金の支援強化..... | 15 |
| 9 . 「こども誰でも通園制度」 実施に向けた地方の負担軽減..... | 17 |
| 10 . デジタル・AI時代を見据えた教育DXの推進..... | 19 |
| 11 . 学校教育の質の向上及び教員確保のための環境整備..... | 21 |
| 12 . 難病対策における事務負担の緩和及び指定都市への財政支援の拡充..... | 23 |
| 13 . 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充..... | 25 |
| 14 . 補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大..... | 27 |
| 15 . 障害福祉職員等の確保に向けた施策の推進..... | 29 |
| 16 . 介護職員等の確保に向けた施策の推進..... | 31 |
| 17 . 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援..... | 33 |
| 18 . 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化..... | 37 |
| 19 . 国民健康保険の財政基盤の強化に向けた支援の拡充..... | 39 |
| 20 . 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止..... | 41 |
| 21 . 新型コロナワクチンの定期接種に関する必要な措置..... | 43 |
| 22 . 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置..... | 45 |
| 23 . 大規模災害時の被災地支援強化..... | 47 |
| 24 . 高齢者・障害者施設等における防災・減災対策の推進..... | 51 |
| 25 . 道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進..... | 55 |

| | |
|--|-----------|
| 26．郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援..... | 57 |
| 27．2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援..... | 59 |
| 28．電気自動車等の普及に向けた支援の拡充..... | 63 |
| 29．太陽光発電設備の循環利用の実現に向けた取組の推進と導入拡大に向けた支援..... | 65 |
| 30．プラスチック資源循環の推進..... | 67 |
| 31．市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援..... | 69 |
| 32．国際コンテナ戦略港湾の取組の推進..... | 71 |
| 33．クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上..... | 73 |
| 34．脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり..... | 75 |
| 35．高速道路の整備推進..... | 77 |
| 36．市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進..... | 79 |
| 37．戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進..... | 81 |
| 38．「特別市」の早期法制化の実現..... | 83 |
| 39．社会保障費における地方自治体の超過負担解消..... | 85 |
| 40．子ども・子育て施策における全国同一水準の保障..... | 87 |
| 【巻末】提案・要望項目 府省別一覧..... | 89 |

「小1の壁」打破に向けた取組の推進

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

「小1の壁」打破に向けた地方自治体独自の取組への財政措置

「小1の壁」打破に向けて、地方自治体が地域の実情やニーズに応じて実施する独自の取組において、柔軟に活用できる補助メニューを創設する等の財政措置を講じること

1 国の現状

- (1) 放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、こども家庭庁と文部科学省の連名により「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月）を策定。待機児童対策等の従来から推し進めている放課後児童対策に加え、朝のこどもの居場所づくりの推進など、多様な居場所づくりにも取り組むこととしている。
- (2) 「放課後児童対策パッケージ」に挙げられたもの以外でも、長期休業期間中の昼食提供の事例集を国がとりまとめる等により、国が補助対象としていない内容についても、地域の実情に応じた対応を市町村に求めている。

2 横浜市の実況

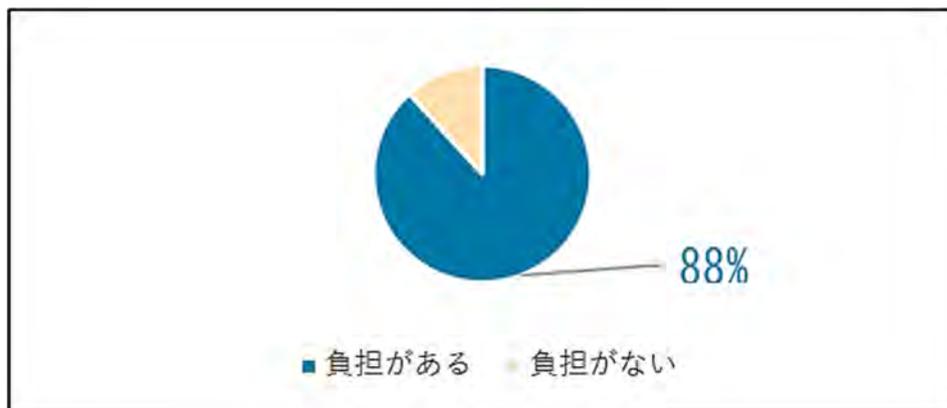
- (1) 放課後児童対策の更なる充実に向けて、令和5年度に市独自でニーズ調査を実施。
- (2) ニーズ調査結果を踏まえ、保護者支援のために市内全ての放課後児童クラブにおいて夏季休業期間中の昼食提供をモデル実施。加えて、学校施設を活用した朝の時間の居場所づくりのモデル実施（2か所）や、保護者とクラブとの日々のやり取りの負担軽減のためのシステムの開発に取り組んでいる。

3 問題点

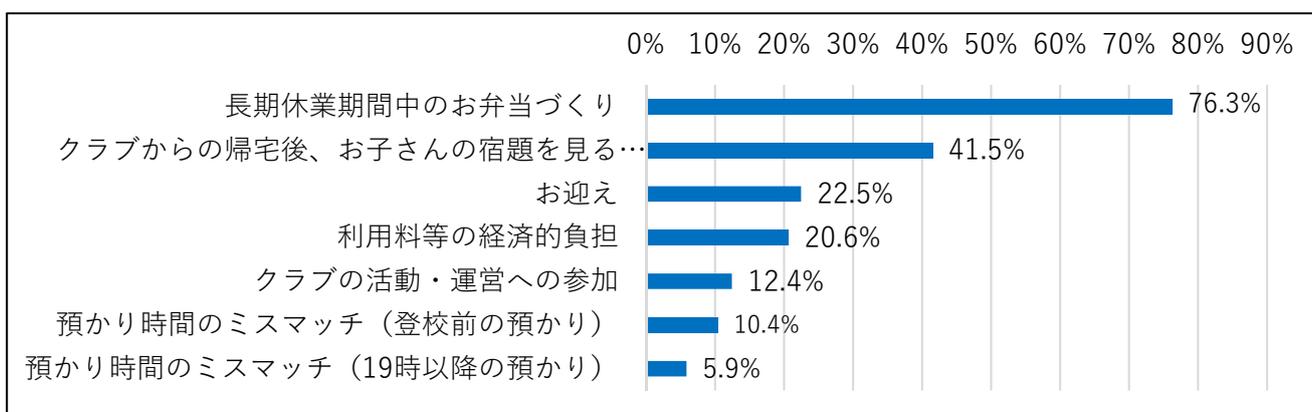
- (1) 保育所利用時に比べ、給食がない夏休み等のお弁当作りなど保護者に負担が生じ、時間的・精神的なゆとりがなくなることや、預けられる時間が短く働き方の見直しやキャリアの中断を迫られる場合があるなど、小学校入学に伴い、子育てに関する負担が新たに生じている。
- (2) 横浜市が5年度に実施したニーズ調査でも保護者の約88%が放課後児童クラブを利用できていても何らかの負担を感じており、「小1の壁」を真に打破するためには、保護者が抱えるこれらの負担に対応した、よりきめ細やかな支援が必要。今回の昼食提供のモデル実施について、「時間的負担が軽減した」「精神的ゆとりを感じた」といった保護者からの声が多く届いており、保護者の負担軽減に資する取組となっている。
- (3) 「小1の壁」の打破に向けて、地方自治体が地域の実情に応じた対応を進めることが必要だが、地方自治体単独で十分な財源を確保することは困難であり、国が地方自治体の取組に対する支援をより一層進めていくことが必要。

参考1 横浜市が実施したニーズ調査

(クラブを利用するに当たって保護者が負担に感じていることがあるか)



(保護者が負担に感じていること)



参考2 放課後児童対策のために横浜市単独で行う取組（令和6年度予算）

| 取組 | 予算額 |
|--------------------------------------|------------|
| 長期休業期間中の昼食提供 (夏休みにモデル実施、注文システム開発) | 281,375 千円 |
| DXに向けたシステム開発・保守 | 246,500 千円 |
| DXに伴うランニングコスト | 9,827 千円 |
| 朝の居場所づくり事業（2校でモデル実施） | 3,486 千円 |

参考3 横浜市が令和6年度の夏休みに実施した昼食提供事業モデル実施の実績

| 対象クラブ数 | 登録児童数※ | 昼食提供利用登録者数 | 延べ提供食数 | 平均提供食数 |
|---------|----------|------------|-----------|-----------|
| 565 クラブ | 47,631 人 | 21,624 人 | 123,973 食 | 6,084 食/日 |

※令和6年4月時点

参考4 放課後児童対策に対する他都市の状況（令和5年5月時点）

| | 指定都市・特別区※ | 横浜市の近隣市 |
|--------------|-------------------|------------------|
| 長期休業期間中の昼食提供 | 19/34 自治体 (55.9%) | 9/15 自治体 (60.0%) |
| 平日の登校前の預かり | 5/34 自治体 (14.7%) | 3/15 自治体 (20.0%) |

※指定都市は令和4年7月時点で人口100万人以上の都市に調査

提案の担当

こども青少年局青少年部放課後児童育成課長

河原 大

Tel 045-671-4151

妊婦健康診査等に係る公費負担の充実

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 妊婦健康診査費用の実態に即した全額国庫負担による実施

妊婦健康診査の公費助成は、妊婦の適切な健康管理のために全国一律の基準による実施がなされることが望ましく、昨今の物価高騰や地域の実勢も踏まえたうえで、全額国庫負担への転換を図ること。また、望ましい基準の 14 回を超えた妊婦健康診査費用についても全額国庫負担において実施すること

2 妊娠届出前の産科に要する費用（妊娠判定料）の全額国庫負担による実施

妊婦の自己負担とされている妊娠届提出前の初回の産科受診に要する費用（妊娠判定料）について、低所得の妊婦に対する受診料支援に留まらず、全ての妊婦に対し、妊婦健康診査費用とは別に全額国庫負担において実施すること

1 国の現状

- (1) 妊婦健康診査に係る公費負担については、厚生労働省「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（以下、「望ましい基準」）により検査の項目・回数を目安が示されており、その財源として地方財政措置が講じられている。
- (2) 令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省の事務連絡では、「妊娠が予定日（40 週）を超過したため 14 回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても特段のご配慮をお願いする」とされている。
- (3) 低所得の妊婦に関する初回産科受診料支援については、令和 5 年度予算から補助を開始。
- (4) 令和 5 年 3 月に閣議議決した「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、「妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進」「市町村単位で、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査や伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備」とある。

2 横浜市の現状

- (1) 現在、横浜市の妊婦健康診査事業では、14 回分の健診費用補助券（計 82,700 円分）の交付を行うとともに、令和 6 年 10 月からは横浜市独自に現金 50,000 円を追加支給することにより、公費負担を拡充した（計 132,700 円分）。
- (2) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援（妊婦健診外）については、令和 6 年 2 月から事業開始しているが、それ以外の妊婦の初回産科受診料については全額自己負担となっている。

3 問題点

- (1) 国を挙げて少子化対策に取り組む中で、全国どこに住んでいても安心・安全な出産ができるように、妊婦健康診査は全国統一の基準で行うことが望ましい。また、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあること、及び 40 週を超え自己負担により 15 回目以上の受診をする妊婦が横浜市においては全妊婦の約 3 割を占めていることから、安全・安心な出産のためには、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減がより重要になっており、国庫補助事業としての公費負担の拡充が求められる。

- (2) 令和6年に神奈川県が産婦人科医療機関を対象に実施した妊婦健康診査の費用負担に関する調査報告では、望ましい基準に要する平均合計額は県内でもエリアにより2万円近くの差が生じており、首都圏等の地域の実情に即した国庫負担額が求められる。
- (3) 妊娠判定時の受診費用は妊婦が自己負担していることから、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進するためには、費用助成を実施することが必要。

参考1 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（一部抜粋）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

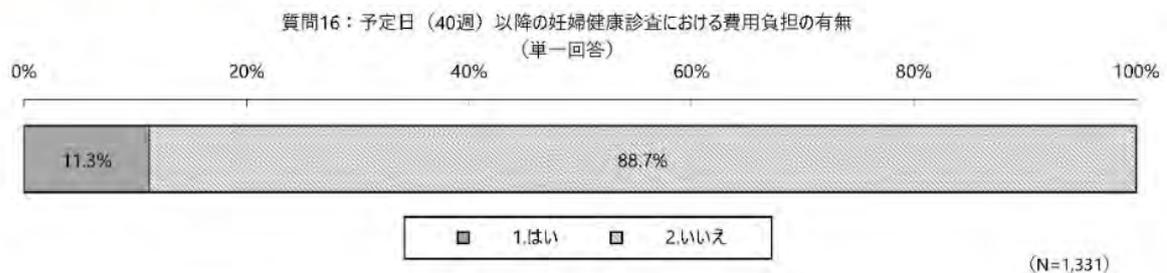
第1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 1 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - イ 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね4週間に1回
 - ロ 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね2週間に1回
 - ハ 妊娠36週から出産まで おおむね1週間に1回
- 2 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

参考2 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究」（野村総研）より抜粋

市区町村アンケート | 単純集計 | 予定日（40週）以降の妊婦健康診査 14回を超えた分の妊婦健康診査費用負担

予定日（40週）以降の14回を超えた分の妊婦健康診査について、9割近い市区町村が公費負担していない。



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 7

提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課親子保健担当課長 奥津 秀子 TEL 045-671-4286

出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 出産費用の保険適用に係る丁寧な制度設計

出産費用における保険適用の検討にあたり、全額国費負担を前提に、自己負担額は全額公費で賄うように制度設計すること。また、地域間の費用格差を踏まえ、大都市圏の医療機関等の経営に配慮した制度設計とするとともに、各施設が工夫を凝らして実施している独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることのないよう、保険適用の範囲の整理にあたっては、様々な課題を踏まえ、丁寧に検討すること

2 出産育児一時金の地域加算制度の構築

大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度を構築すること

1 国の現状

- (1) 令和5年4月から、出産育児一時金が42万円から50万円に増額。
- (2) 厚生労働省による出産費用の実態把握に関する調査研究によると、出産費用は年間平均1%程度で上昇し、都道府県によって20万円以上の差が見られた。(参考1：出産費用の推移)
- (3) 政府が令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、令和8年度を目途とした出産費用(正常分娩)の保険適用の導入について検討を進めるとした。これを受け、厚生労働省は令和6年5月に全国の分娩取扱施設の出産費用等について情報提供を行うウェブサイト「出産なび」を開設し、令和6年6月から開始した「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」において議論が進められている。

2 横浜市の実況

- (1) 厚生労働省の発表によると、令和6年度上半期の室料差額等を除いた神奈川県における出産費用の平均値は585,275円であり、全国で2番目に高い。(参考2：都道府県別出産費用(令和6年度上半期))
- (2) 令和5年度に、横浜市の出産費用の実態を把握するため、調査を実施。市内分娩取扱施設の基礎的費用の平均値は548,224円、中央値は555,000円であり、増額された出産育児一時金を上回っていた。
- (3) 調査結果を受け、令和6年度から横浜市独自に出産育児一時金に上乗せし、最大9万円を助成することで、市内公的病院の基礎的費用を100%カバーしている。

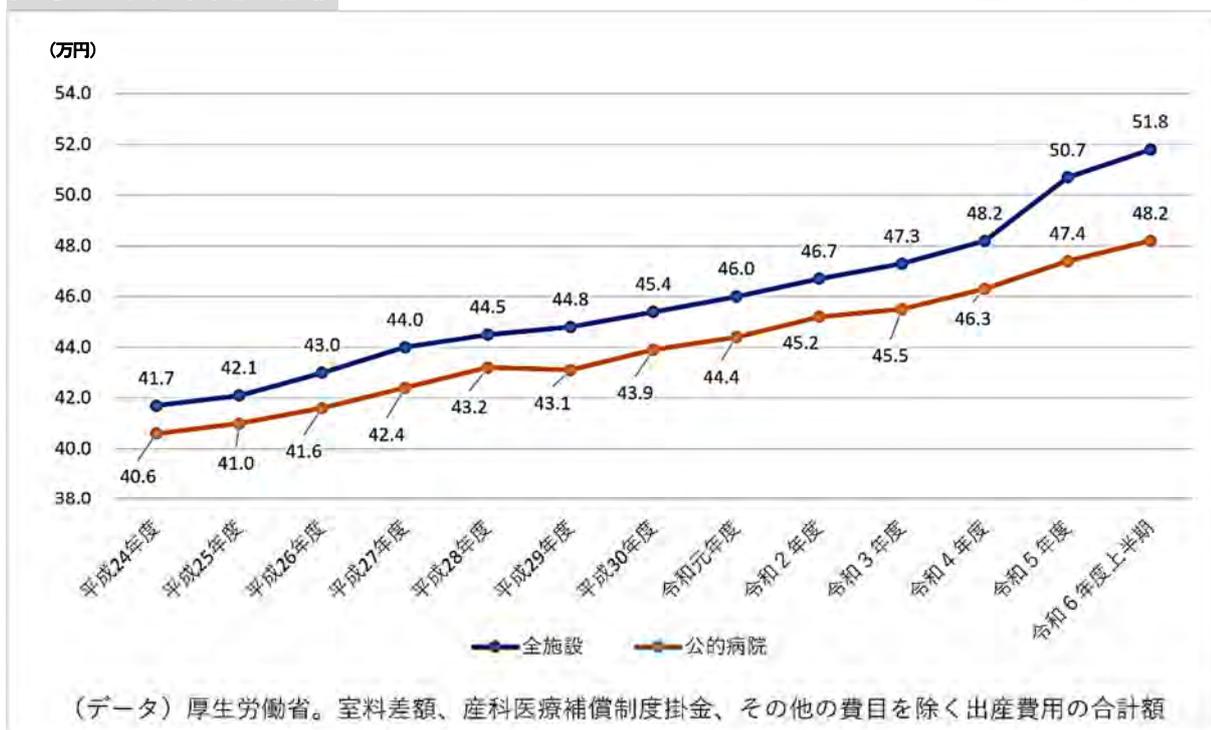
3 問題点

- (1) 出産費用を理由に出産を躊躇うことのないよう、保険診療の対象とした費用の自己負担額は全額公費で負担する仕組みとすることが必要。

- (2) 保険適用により全国一律に診療報酬が定められた場合、現在医療機関で確保している人員体制等の維持が困難になることや、医療機関等の経営が成り立たなくなるなどの懸念がある。地域間の出産費用の格差が大きいことを踏まえ、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が落ちることのないよう、診療報酬の検討にあたっては、地域の実情を十分に踏まえた検討が必要。
- (3) 分娩は病気ではないとして保険適用外とされてきた背景から、制度上の位置づけの見直しや保険適用の範囲の整理など様々な課題がある。
- (4) 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度の構築が必要。

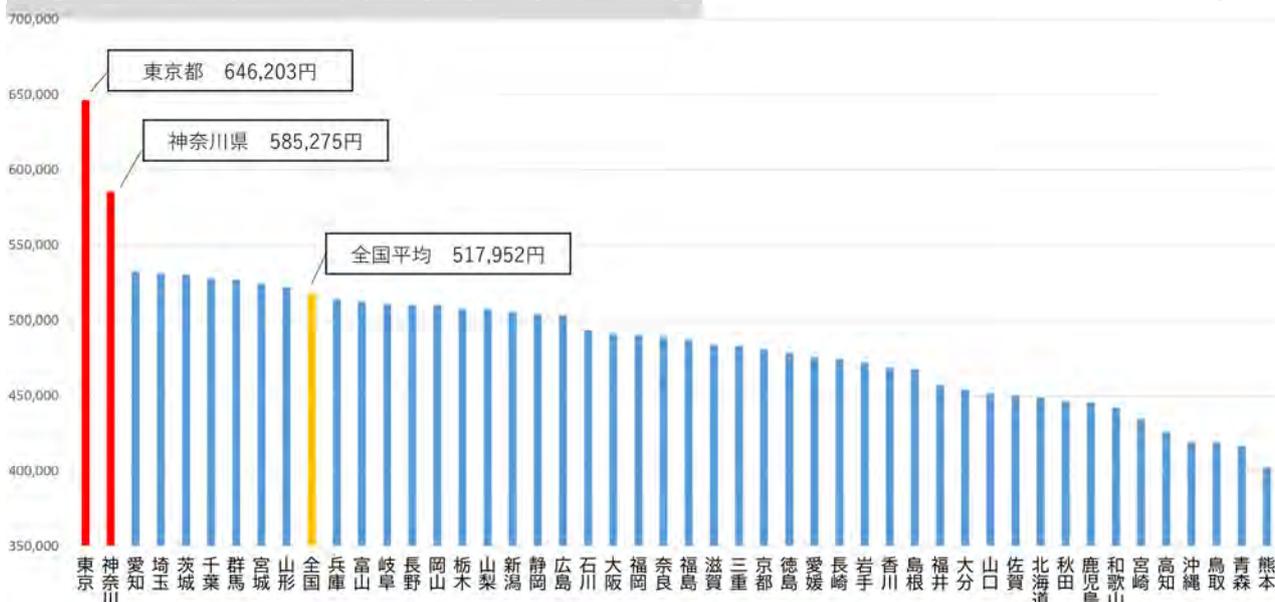
参考1 出産費用の推移

(出典元：厚生労働省集計資料)



参考2 都道府県別出産費用 (令和6年度上半期)

(出典元：厚生労働省集計資料)



提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課長

五十川 聡

TEL 045-671-4776

子どもの医療費助成の充実

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築

全ての子どもが、18歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度を構築すること

2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

長期的に安定した全国一律の医療費助成制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築すること

1 国の現状

- (1) 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割が自己負担。
- (2) 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なる。
- (3) 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、令和6年度からは18歳未満までを対象に廃止。

2 横浜市の現状

- (1) 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大し、令和3年4月から1、2歳児の所得制限を撤廃し、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。
- (2) 令和5年4月・7月・11月、令和6年4月・7月、指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。

3 問題点

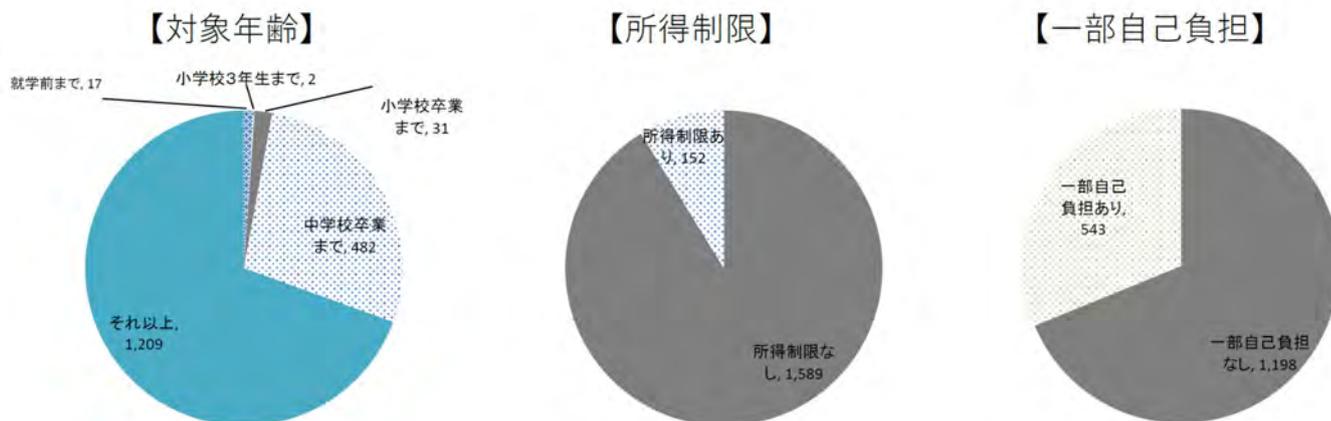
- (1) 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・スタンダードの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- (2) 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平が生じているため、全国一律の医療費助成制度が必要。
- (3) 全国の市区町村間で所得制限等の制度詳細に相違があるため、全国一律の制度設計を行うにあたっては、国及び複数の自治体が共同で制度検討を進めていく必要がある。

参考1 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

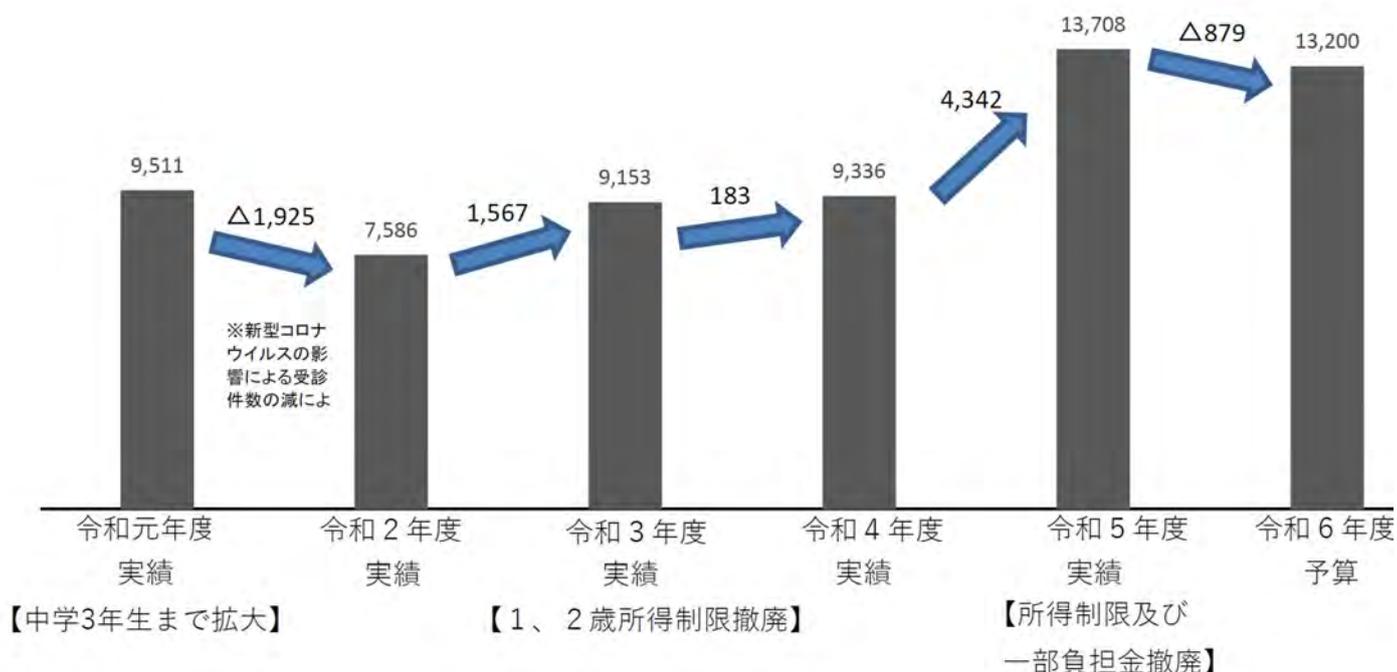
（単位：市区町村）



（出典）こども家庭庁 令和5年度「こどもに係る医療費の援助についての調査」

参考2 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



提案の担当

健康福祉局生活福祉部医療援助課長

菊池 潤

TEL 045-671-3694

子育て・教育支援に対する経済的支援の拡充

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

多子世帯に対する保育料軽減制度の拡充等

保育所や幼稚園等を利用する多子世帯への保育料等の負担軽減に係る年齢条件及び施設利用条件の撤廃及び保育所等を利用する多子世帯に対する第2子保育料の無償化（0～2歳児クラス）

さらに、幼児教育・保育の無償化の2歳児以下への適用など、子育て・教育全般の経済的負担の軽減策の検討

1 国の現状

- (1) 子ども・子育て支援新制度（平成27年）において、多子世帯等に対する認可保育所等の保育料の負担軽減を規定。
- (2) 幼児教育・保育について、3～5歳児クラスの利用者及び0～2歳児クラスの子供の非課税世帯の保育料等を無償化（令和元年）。年収360万円未満相当の世帯については軽減措置を拡充。
- (3) 多子世帯に対する経済的負担の軽減は、0～2歳児クラスの保育料について、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に第2子を半額、第3子を無償に軽減。年齢条件（きょうだい児が未就学児であること）、施設利用条件（きょうだい児が未就園や認可外保育施設利用だときょうだい児として数えない）あり。
- (4) 3～5歳児クラスについては、第3子の副食費を免除。年齢条件（認可保育所等は保育料軽減と同じ条件。幼稚園等はきょうだい児が3歳から小学3年生）、施設利用条件あり。

2 横浜市の現状

- (1) 国基準保育料から市独自に軽減し、低所得者層では概ね国基準の5割程度、中間層から高所得者層では7～8割程度としている。
- (2) 横浜市が認定を与える認可外保育施設（横浜保育室）や保留児を対象とした一時預かり事業（年度限定保育事業）の利用者がいる世帯等についても、市独自に多子軽減を実施。

3 問題点

- (1) きょうだいの年齢が離れている場合や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合などは軽減の対象外となっており、実際の子どもの人数に応じた負担軽減となっておらず、制度が分かりづらい。（参考1）
- (2) 必ずしも望んだタイミングで子どもを授かるとは限らないにもかかわらず、きょうだいの年齢差によって軽減の対象外になることは不公平感が強く、制度の見直しを望む切実な声が多い。
- (3) 子ども・子育て支援新制度のなかで多子軽減に係る年齢条件が保育所等と幼稚園等で異なることが分かりづらく、利用者の不満や不公平感を招いている。特に、認定こども園では同じ施設で保育利用と教育利用できょうだいの数え方が異なることに、施設や利用者の理解が得難い。
- (4) 第2子保育料の無償化など多子軽減を独自に拡充する自治体が東京都をはじめ増加し、指定都市の9割近くがなんらかの拡充策を実施している。少子化対策を目的とした子育て世帯への経済的支援は、自治体の財政力による地域格差を生じさせないように、国が主導することが必要。

- (5) 国の調査に基づく横浜市推計では 2 人以上の子どもを望む世帯は 22.2 万世帯いるが、実際に子どもが 2 人以上いる世帯は 11.6 万世帯であり、10.6 万世帯に理想と現実のギャップがある。
- (6) 理想の子ども数を持たない理由では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（妻 35 歳未満 77.8%）」を挙げる世帯が最も多く、経済的負担の重さから出産をあきらめている世帯の支援が必要。第 2 子保育料の無償化などの多子軽減を拡充し、経済的負担を軽減することは少子化対策として有効。（出生動向基本調査・国勢調査 2020 年から推計）
- (7) 併せて幼児・教育保育の無償化の 2 歳児以下への適用など、子育て・教育全般の経済的負担を軽減する政策が必要。

参考 1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響（子ども 3 人の世帯の例）

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約 55 万円の差がある。
また、上のきょうだい卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約 46,000 円（第 1 子標準時間）第 2 子を半額として試算

| | 第 1 子 | 第 2 子 | 第 3 子 | 保育料計/年 | 備考 |
|------|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|--|
| 世帯 A | 5 歳児 (無償化) | 1 歳児 (23,000 円) | 0 歳児 (0 円) | 276,000 円 | |
| 世帯 B | 小学生 ※年齢条件により 数えない | 1 歳児 (46,000 円) ※第 1 子扱い | 0 歳児 (23,000 円) ※第 2 子扱い | 828,000 円 (差額 552,000 円) | 第 1 子の年齢により 世帯 A より負担が大 きく、不公平感に |

参考 2 指定都市及び東京都の多子軽減拡充状況（横浜市調べ：今後拡充予定含む）

| 指定都市・東京都 | 軽減策 |
|---|--|
| 6 市・東京都 東京都※、大阪市※、静岡市、堺市、福岡市、北九州市、札幌市 | 年齢条件・施設条件の撤廃 第 2 子保育料の無償化 (※第一子を含む無償化を検討中) |
| 4 市 神戸市、川崎市、浜松市（令和 6 年 9 月～）、広島市（令和 6 年 11 月～） | 年齢条件・施設条件の撤廃 |
| 7 市 さいたま市、新潟市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、仙台市 | その他拡充 第 3 子のみ年齢条件撤廃など様々 |
| 3 市 横浜市、相模原市、千葉市 | 国基準どおり |

参考 3 理想の子ども数を持たない主な理由（第 16 回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢 35 歳未満）

| 理由 | 割合（選択率） |
|----------------------------|---------|
| 子育てや教育にお金がかかりすぎるから | 77.8% |
| これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから | 23.1% |
| 自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから | 21.4% |

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課長

馬淵 由香

TEL 045-671-0251

「こども家庭センター」設置に伴う一体的な相談支援体制確保に係る財政措置

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）に係る財政措置

要保護児童等への包括的・継続的な支援を安定的に行うための配置基準の見直し及びそれに伴う財政措置の拡充を行うこと

2 母子保健・児童福祉両部門の情報の管理・閲覧・共有を行うシステムに係る財政措置

こども家庭センターに適合したシステム構築のための補助率の引上げとシステム運用保守のための財政措置の拡充を行うこと

1 国の現状

- (1) 平成 28 年改正児童福祉法において、市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定された。
- (2) 平成 30 年 12 月策定の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、令和 4 年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する目標が掲げられた。
- (3) 令和 4 年改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが規定された。また、これに係る経費として、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）・児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費等の財政支援を措置することとされた（負担割合は国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6）。
- (4) 令和 5 年度補正予算の「児童相談所等における業務効率化・ICT 化推進事業」で、母子保健・児童福祉の総合連携のためのシステム構築又は改修のための補助制度を創設した（負担割合は国 1/2、市町村 1/2）。

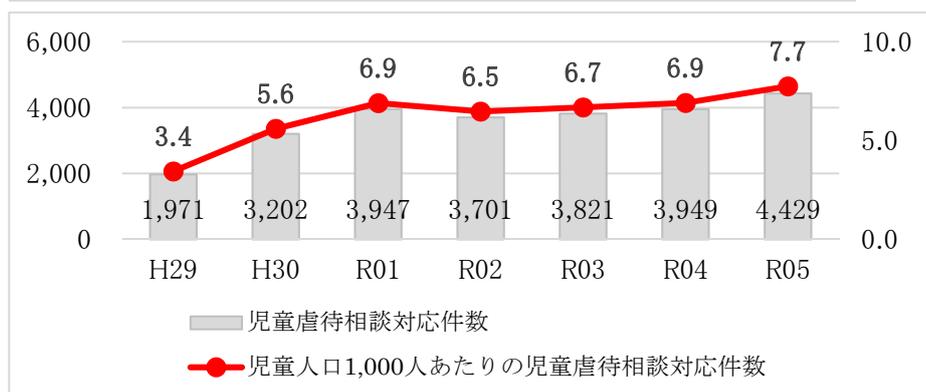
2 横浜市の現状

- (1) 従来から全 18 区役所に母子保健機能と児童福祉機能を設置。令和 6 年度からは段階的に「こども家庭センター」機能を設置し、母子保健と児童福祉が一体となった全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化している。そのうち児童福祉機能は、令和 4 年度に全区設置（18 拠点）を完了し、子ども家庭支援員や心理担当支援員、虐待対応専門員を中心に、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援、要支援・要保護児童及び特定妊婦等への支援の強化に当たっている。
- (2) 母子保健分野は、妊産婦・子育て世帯・乳幼児を対象とする支援の情報を管理できる「個別支援記録システム」を運用している一方、児童福祉分野は「児童福祉システム」を運用。その他、子どもと家庭に関わる相談、障害児相談、ひとり親相談等は、制度の利用状況や支援の経過等の情報の管理方法が統一されておらず、業務によってシステムや紙ファイルなどで管理している。また、「こども家庭センター」機能で担うサポートプランに係る業務においては、作成、進捗管理がシステム化されていない。

3 問題点

- (1) 児童福祉機能における最低配置人数においては、虐待相談対応件数による上乗せ配置があるものの、相談対応件数は毎年度変わる可能性があることから、雇用や育成が不安定となり、安定的な運用に繋がらない。また、この虐待相談対応件数は、いわゆる初期対応の件数であり、継続ケースの業務量が見込まれていないため、現場の業務負担が適切に反映されていない。
- (2) こども家庭センターとして母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働し、切れ目のない支援を実施するためには、子どもと家庭に関わる情報の相互連携が重要である。しかし、現行は両機能がそれぞれのシステムで運用され、さらにシステム対象外の業務は紙記録での運用のため、システムでの情報一元管理となっていない。また、児童虐待相談対応件数の増加等により支援対象者が増えているため、支援の記録作成に多くの業務時間を要しており、現場の負担感は大きい。デジタル技術を活用して、支援業務に重点的に取り組める環境整備が必要である。
- (3) 現在、こども家庭センターに適合したシステム構築を検討しているが、指定都市であり18区を抱える大規模自治体の横浜市においては、現行の国の財政支援では、システム構築費用に係る財政負担が大きく、その後の継続した運用・保守のための経費も必要である。

参考1 横浜市の区役所における児童虐待相談対応件数の推移



旧子ども家庭総合支援拠点事業が開始された平成29年度と令和5年度を比較すると、児童人口あたりの児童虐待相談対応件数は、2倍強に増加している。

※児童人口について：平成27年国勢調査 571,993人（平成29年度～令和元年度に適用）
令和2年国勢調査 537,296人（令和2年度～令和5年度に適用）

参考2 横浜市における子どもと家庭に関する情報管理の状況

| 項目 | 現状の運用 | 課題 |
|------------------|---|---|
| サポートプラン | 母子保健・児童福祉の共通様式を使用 | 母子保健・児童福祉両機能が連携し、サポートプランを作成しているが、支援の履歴や支援状況を一元的に管理できるシステムがなく、それぞれのシステムやケースファイルから情報収集しなければ、一体的な支援が展開できない。また、必要な情報を得るために時間を要している。 |
| 要保護児童等の情報管理 | 児童福祉システムに入力、管理 | |
| 母子保健の情報管理 | 個別支援記録システムに入力、管理 | |
| 障害児支援、ひとり親等の情報管理 | 事業毎のケースファイル（紙）に記録、管理 | |
| 児童相談所との連携 | 区役所こども家庭支援課（18か所）と児童相談所（4所）で要保護児童等進行管理台帳システムで情報共有 | |

提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課長
こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課長

藤浪 博子
足立 篤彦

TEL 045-671-2364
TEL 045-671-4208

幼児教育・保育の質の確保・向上のための適切な職員配置

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

保育士配置基準の見直し

より安全・安心な保育サービスを提供するため、早期に保育士配置基準を1歳児は4対1、2歳児は5対1へ見直すこと

1 国の現状

- (1) 国は、昨今の保育現場などでのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、不安を抱える子育て世帯が安心してこどもを預けられる体制を整備するため、令和5年12月に策定した「こども未来戦略」では、4・5歳児の職員配置基準の改正及び1歳児の職員配置基準改善を明記。4・5歳児の職員配置基準について、令和6年4月から30対1から25対1へ基準を改正。しかしながら、同戦略では、1歳児の職員配置基準について、「2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等に関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める」としているが、具体的な時期は示されていない。

2 横浜市の現状

- (1) 従前から、安全・安心な保育を提供するため、保育・教育を実施する上で望ましい保育士・保育教諭の配置基準として、民間保育所及び認定こども園について、1歳児、2歳児及び4歳以上児は国の基準に上乗せした市の基準を設け、運用している。
- (2) 小規模保育事業所（A・B型）については国と同水準の基準で運営をしているが、この内、B型については保育士資格を有している割合を国基準より手厚くしている。

3 問題点

- (1) 保育現場での事故や不適切保育を防ぎ、質の高い保育の提供のためには、より手厚い配置基準が必要。また、一人ひとりの健やかな育ちを保障するためにも、2歳児を含めた低年齢児の配置基準の改善が必要。
- なお、全国的に保育士確保が厳しい状況を踏まえ、まずは1歳児について、国のこども未来戦略にあるとおり早期に改善を行い、その後2歳児について、段階的に改善することも考えられる。また、個々の保育園や地域により実情が異なることから、最低基準の改正を行うにあたっては、令和6年4月に施行された4・5歳児の職員配置基準の改善時と同様、当分の間は経過措置を設ける必要がある。

参考1 横浜市の保育士配置基準

■民間保育所・認定こども園の保育士・保育教諭の職員配置基準（2・3号認定）

【単位…人（児童数：保育士数）】

| 年 齢 | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳以上 |
|------------------|-------|-----|-----|-----|------|------|
| 民間保育所 ・認定こども園 | 横浜市基準 | 3：1 | 4：1 | 5：1 | 15：1 | 24：1 |
| | 国基準 | 3：1 | 6：1 | | 15：1 | 25：1 |

■小規模保育事業A・B型の保育士の職員配置基準

【単位…人（児童数：保育士数）】

| 年 齢 | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳以上 |
|---------------|-------|-------------------------------|-----|-----|-----|------|
| 小規模保育事業 A型 | 横浜市基準 | 3：1 | 6：1 | | / | |
| | | 必要数の合計数に1名以上追加 | | | | |
| | 国基準 | 3：1 | 6：1 | | | |
| | | 必要数の合計数に1名以上追加 | | | | |
| 小規模保育事業 B型 | 横浜市基準 | 3：1 | 6：1 | | | |
| | | 必要数の合計数に1名以上追加 うち2/3以上は保育士 | | | | |
| | 国基準 | 3：1 | 6：1 | | | |
| | | 必要数の合計数に1名以上追加 うち1/2以上は保育士 | | | | |

参考2 横浜市基準保育士配置を確保するための加算

■市基準保育士配置を確保するための加算（保育所・認定こども園（2・3号））

| 年齢 | 児童1人あたりの単価（定員等に関わらず一律同額） | | |
|--------|--------------------------|-----------|-------------|
| | 配置加算基礎分 | 処遇改善等加算Ⅰ分 | 処遇改善等加算Ⅲ相当分 |
| 1歳児 | 40,100円 | 400円 | 900円 |
| 2歳児 | 16,000円 | 160円 | 300円 |
| 4・5歳児※ | 4,010円 | 40円 | 90円 |

※チーム保育推進加算取得施設の単価です。公定価格の4歳以上児配置改善加算取得施設は別に単価を設けています。

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

岡本 今日子

TEL 045-671-2365

就学前教育・保育施設整備交付金の支援強化

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 就学前教育・保育施設整備交付金の確実な予算確保

交付金の事前協議の中断や対象事業が限定される事態が生じないように、確実に予算を確保すること

2 施設整備に係る補助率の嵩上げ

保育ニーズに見合う定員を維持するため、定員を増加しない改築等についても、国の補助率を嵩上げするとともに、教育部分に係る施設整備事業の補助率について、更なる嵩上げを行うこと

3 「新子育て安心プラン」に基づく財政支援の継続

令和7年度以降の保育提供体制の確保等において、現行の「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択による財政支援等と同様の支援を継続すること

1 国の現状

- (1) こどもを安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的とし、「就学前教育・保育施設整備交付金」を交付している。令和6年度も、令和6年1月に第5回までの協議予定が通知されたが、令和6年3月26日に突然こども家庭庁より、予算上限に達したため第2回協議を中止にする旨の連絡があった。令和6年5月20日に追加協議の連絡があったが、対象事業が限定され、協議額どおりの内示が出来ない旨が明言された。
- (2) 就学前教育・保育施設整備交付金では定員の増加等、一定の要件を満たすことで、国の補助率が2分の1相当から3分の2相当に嵩上げされる。
- (3) 令和6年度までを計画期間とした「新子育て安心プラン」に基づき、地域の特性に応じた取組や保育士確保の支援など、市区町村の待機児童の解消に向けた取組への支援を行っている。

2 横浜市の現状

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、老朽改築事業、幼保連携型認定こども園整備事業及び中規模改修事業等を実施。
- (2) 「新子育て安心プラン実施計画」等に基づき、保育所整備費等の補助率の嵩上げ、保育・教育コンシェルジュによる相談支援の実施、年度限定保育事業、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業など、国の財政支援を受けて待機児童解消に向けた取組を実施。

3 問題点

- (1) 国との2回目の交付金の事前協議が中止されたことにより、保育・教育事業者は、近隣・保護者への説明に苦慮したほか、既に着手していた人材確保や借入金審査、次年度の入園（利用調整）等にも影響が生じた。また、追加協議が行われたが、対象事業が限定され、一部事業の募集停止や事業者・関係団体との調整が生じた。今後のスケジュールが示されていないため、次年度の横浜市事業の募集についても不安定な状況の中、開始せざるを得ない状況となっている。

- (2) 令和6年8月、10月内示での交付金の内示額は、事前協議額の8%に留まった。追加の補正が行われず、令和6年度事業費を市費で補填した場合、追加の事業費は約1.4億円と試算される。そのうち、令和7年度に渡って整備を行う事業について、来年度も国庫補助がない場合は、市費の補填額は追加で約8億円と見込まれ、財政的な負担が重い。
- (3) 既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際等、教育部分に係る施設整備事業については嵩上げが無いため、地方自治体の財政負担が大きい。また、保育ニーズが落ち着いている地域において、築年数の経過に伴う既存施設の老朽化は避けることができないことから、現行の定員を維持するためにも、定員を増加しない改築等についても補助率の嵩上げが必要。
- (4) 令和7年度以降の「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等において、現行の「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択による財政支援等と同様の支援が継続されない場合、保育の受け皿整備等が行えなくなることにより、待機児童の増が見込まれるため引き続き財政支援が必要。

参考1 就学前教育・保育施設整備交付金を活用した事業の負担割合

| 事業名 | | 負担割合 | | |
|-----------------|------|------|------|-----|
| | | 国 | 市町村 | 事業者 |
| 老朽改築事業 | 定員増有 | 2/3 | 1/12 | 1/4 |
| | 定員増無 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| 幼保連携型認定こども園整備事業 | 教育部分 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| | 保育部分 | 2/3 | 1/12 | 1/4 |
| 中規模改修事業 | | 1/2 | 1/4 | 1/4 |

参考2 就学前教育・保育施設整備交付金の協議停止等による横浜市影響額

(単位：千円)

| | R6 事前協議 | | | | R7 事前協議 |
|-----------------------|---------------------|-------------------|---------------|------------------|-------------------|
| | R6 国補助 事前協議額 (①) | R6 国補助 内示額 (②) | 内示割合 (②/①) | R6 市負担額 (①-②) | R7 国補助 事前協議予定額 |
| 令和6年 8月内示 (2園) | 82,377 | 6,589 | 8% | 75,788 | 316,842 |
| 令和6年 10月内示 (3園) | 70,052 | 5,603 | 8% | 64,449 | 459,564 |
| 合計 | 152,429 | 12,192 | 8% | 140,237 | 776,406 |

※表のほか、今後協議予定の案件が2件有り。

提案の担当

| | | |
|------------------------|-------|------------------|
| こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長 | 野澤 裕美 | TEL 045-671-2376 |
| こども青少年局保育・教育部保育対策課長 | 安藤 敦久 | TEL 045-671-3955 |

「こども誰でも通園制度」実施に向けた地方の負担軽減

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

- 1 **事業者が計画的・持続的に保育人材を確保できる十分な給付制度の創設**
 保育士の人件費に係る補助については、利用に応じた補助だけでなく、定額払いを可能とし、安定した保育体制を整備できる給付制度とすること
- 2 **こども誰でも通園制度の実施に伴う保育人材確保策の構築**
 事業実施に伴う新たな保育人材の確保策を国として検討すること。また、地方自治体の保育士確保の事業に対して補助を行うこと
- 3 **国の総合支援システム開発に伴う地方自治体のシステム改修に要する費用等への財政的支援**
 総合支援システムと地方自治体の給付認定等のためのシステムの連携に必要な、地方自治体のシステム改修に要する費用等、令和8年度の本格実施にむけた準備費用も国の補助対象とすること
- 4 **地方自治体の予算編成等の事務スケジュール等を考慮し、事業の全体像を早期に提示すること**
 令和8年度の本格実施に向け、地方自治体が円滑に事業を開始できるよう、今後の見通しや必要な手続き等については、早急に明らかにすること

1 国の現状

- (1) 令和6年度の試行的事業では、国が示す委託料はこども一人1時間当たり850円で、保護者負担額は300円程度を標準とし、利用に応じた補助が基本。令和7年度概算要求では、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限については、今後の検討会の議論等を踏まえながら設定予定とされており、基準額については明示されていない。
- (2) 令和7年度概算要求では、利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費については要求されているが、これに伴う地方自治体のシステム改修費への補助は示されていない。
- (3) 令和7年度の地域子ども・子育て支援事業での事業実施に向けて、制度に係る設備及び運営に関する基準の制定が、また、令和8年度からの給付制度での実施に向けては、所要の法令が制定される予定。地方自治体はこれらに基づき条例改正や事業者の認可・確認手続が必要。

2 横浜市の現状

- (1) 令和6年度は、市内14施設にて試行的事業を実施中。国が示す補助額は、利用に応じた補助が基本であり、安定的な保育体制を維持するためには十分な補助制度とはなっていない。横浜市では、これまで市独自に一時預かり事業を拡充してきた経緯があり、事業者にとって、一時預かり事業との比較では、こども誰でも通園制度を実施するメリットを感じにくい。

- (2) 横浜市で、7月に実施したこども誰でも通園制度に係る事業者向けの意向調査では、実施に向けた課題として、全体の24%の施設が「保育人材の確保」を挙げており、保育士不足が事業実施上の課題となっている。
- (3) 給付認定や利用対象者の確認は各自治体で実施することとなっており、新たな給付認定の対象児童数は、横浜市では約2.2万人と想定されている。令和8年度当初からの実施に向けて、大量の認定事務を集中的に実施する必要がある。正確かつ効率的な事業実施のためには、国の総合支援システムと横浜市の独自システムとの連携が必須であるが、現状では仕様が不明確である。
- (4) 令和7年度に向けて、年度当初から事業を円滑に実施するためには、内閣府令に基づく条例改正や事業者の認可手続を計画的に行う必要があるが、国からの制度に係る基準等の詳細の情報提供時期は令和6年秋頃とされており、条例改正手続きは令和7年1月以降となる予定。

3 問題点

- (1) 試行的事業の実施事業者の選定過程で、補助制度が十分ではないことを理由に辞退した事業者があった。また、事業者向けの意向調査では、令和8年度からの事業実施に前向きなのは、調査回答数のうち19%であり、実施施設の確保が困難なことが予想される。
- (2) 定員外で事業を実施する場合は、新たな保育士の確保が必要となり、また、定員内で実施する場合でも、日ごろから慣れていない乳幼児を預かるため、安定した保育体制を整備する必要がある。しかし、本事業のための保育士の確保策についてはこれまで特に言及されていない。
- (3) 令和7年度概算要求では、保育士確保策の拡充について宿舍借り上げ支援事業の対象期間の段階的な見直し等にとどまっており、抜本的な対策は検討されていない。
- (4) 令和8年度に向けた認定事務は人口規模の大きい自治体ほど負担が大きくなることが想定される。また、横浜市では市独自システムである「子ども子育て支援システム」で給付認定、入所、給付費等の管理をしており、こども誰でも通園制度の対象児童（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児）であることの確認をはじめ、入所、給付費の管理をするために同システムの改修が不可欠であるが、改修費用等への国費の補助がないため、負担が膨大となる。
- (5) 事業実施には、内閣府令に基づく条例改正手続後に事業者の認可・確認手続が必要だが、内閣府令等が示される時期は令和7年度に向けては令和6年秋頃、令和8年度に向けては令和7年度中とされており、条例改正後の手続きを踏まえると、各年度当初の事業開始は困難。

参考 こども誰でも通園制度の試行的事業と一時保育事業の国費メニューの比較

- ◇ こども誰でも通園制度の試行的事業 【保育対策総合事業費補助金】
 預かりに必要な経費 1自治体当たり年額 人口100万人以上の自治体 132,152千円
 ※ 委託料はこども一人当たり1時間850円を基本とする。
- ◇ 一時保育（一般型） 【子ども・子育て支援交付金】
 運営費 基本分 1施設当たり（年間延べ利用児童数に応じて）2,833千円～49,077千円

提案の担当

| | | |
|------------------------|-------|------------------|
| こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課長 | 大槻 彰良 | TEL 045-671-4775 |
| こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課長 | 馬淵 由香 | TEL 045-671-0251 |

デジタル・AI 時代を見据えた教育 DX の推進

要望先：文部科学省

提案・要望内容

1 GIGA スクール構想の安定的な運用に向けた財政支援

ネットワーク維持費、フィルタリング等のライセンス費用、デジタル教科書に付随する教材及び指導者用デジタル教科書購入費、ヘルプデスク運営費やネットワーク保守費、ICT 支援員人件費も国庫補助対象とする等、端末活用推進のための財政支援

2 教員用端末の更新や保守・運用費も含めた端末更新への確実な財政支援

予備端末購入費の保守費への充当等、柔軟な運用を可能とする補助要件の緩和、教員分も含めた端末更新への確実な財政支援

3 働き方改革の実現・教育活動高度化に向けた校務 DX 推進のための財政支援

校務 DX 推進のための確実なシステム移行やセキュリティ環境の構築、システム導入への財政支援

4 児童生徒の読書環境の充実に向けた学校図書館への電子書籍導入支援

児童生徒の読書環境の充実に向けて、学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めるとともに、学校図書館における電子書籍も含めた図書購入を推進するための財政支援

1 国の現状

- (1) 新しい時代の質の高い教育やデジタル化の加速のため、「1 人 1 台端末の更新」、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を令和 5 年度補正予算で議決。端末更新は、児童生徒数および予備端末(児童生徒の 15%の台数)について補助基準額を 1 台 5.5 万円として 3 分の 2 を補助。残り 3 分の 1 及び教員分は地方財政措置。「運営支援センター整備事業」は令和 6 年度で廃止。
- (2) 学習者用デジタル教科書(教材含む)は、令和 3 年度から実証事業を実施。令和 6 年度は、小中学校全校で英語、5 割の学校で算数、数学を実施。
- (3) 「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」にて、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指し GIGA スクール構想の下での校務 DX について検討。
- (4) 学校図書館に整備すべき蔵書数は、学校図書館図書標準により学級数に応じて定めている。

2 横浜市の現状

- (1) 令和 2 年 9 月「横浜市における GIGA スクール構想」を策定し、端末、高速大容量通信等を各校に整備し運用。令和 6 年度から端末ごとにフィルタリング実装、全校で端末持ち帰りを実施。
- (2) 学校サポートデスクや運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施。
- (3) 1 人 1 台端末の次期更新に向けた具体的な検討を開始。
- (4) 次期校務システムの調査費を予算計上。次世代の校務システムへの移行のための調査を実施。
- (5) 毎年度、図書購入費を確保して学校図書館の蔵書充実に努めているが、児童生徒数約 26 万人、学級数約 1 万学級という、大規模な整備水準が求められるなか、学校図書館図書標準を達成している学校が一部にとどまっている。(100%達成している割合：小学校 11.9%、中学校 35.7%)

3 問題点

(1) 日常的な ICT 活用を推進するための財政支援が必要

- ア 令和6年度限りで事業廃止となる「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の対象だったヘルプデスクやネットワーク保守、モバイルルータ通信費は約14億円に上り負担が大きい。
- イ 教員の負担軽減や授業支援等を行うICT支援員の4校に1人の配置体制を維持するため、総額13億円の大部分を占める学校現場のICT支援員人件費も補助対象とする財政支援の拡大が必要。
- ウ 日常的な端末持ち帰りにおける、児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングや、学校・家庭の双方で学習に使用できる教育用クラウドサービスの利用のための財政支援が必要。
- エ 予備端末15%の整備補助については、端末購入費としてだけでなく端末保守費としても活用できるように、自治体の実態にあわせた柔軟な運用を可能とする等の補助要件の緩和が必要。
- オ デジタル教科書の使用にあたっては、音声や動画等を含むデジタル教材(指導者用デジタル教科書等)が合わせて必要となる。デジタル教材は、購入費が高額であるため、ICTの活用に向け、保護者負担や自治体負担とせず、教材も含めたデジタル教科書の無償提供や財政支援が必要。

(2) 教員端末の更新への財政支援が必要

- ア 端末整備の補助要件であり「教育DXに係るKPIの方向性」においても100%と示されている指導者用端末の整備には、小中合わせ1万8千人の正規職員だけで5年間で10億円を要する。
- イ 校務DX推進の視点からも、児童生徒と同様に地方財政措置から補助制度へ変更し、教員の予備機端末調達も含めて補助対象とすることが必要。

(3) 校務DX推進のための財政支援が必要

- ア 国が進める「校務DX」の推進(令和11年度までに100%導入)にあたり、現システムからの確実なシステム移行とセキュリティ環境の構築、次世代校務システムの導入のための費用が必要。
- イ 働き方の抜本的改革のため汎用クラウドツール利用のロケーションフリーな環境整備が必要。

(4) 学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めることが必要

- ア 学校図書館に電子書籍を導入することによって、読書バリアフリーの推進や、デジタル社会に対応した読書環境の整備につなげる必要がある。
- イ 小中学校の特別支援学級の児童生徒の増加や学級編成の標準の引下げ(35人学級)に伴う学級数の増加を受けて、整備すべき図書の冊数が増加しており、ハード面からも学校図書館に配架できる冊数に限りがあることから、学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めるべき。

参考 GIGA スクール構想にかかる全体経費の見通し

| 項目 | | R6(予算) | 校種 | 中学校(現Chrome) | 小学校(現iPad) | |
|--------------|------|---------------------------|---|--------------|---|--------|
| 端末保守等 | | 8億円 | 児童生徒用端末数 | 8万5千台 | 19万3千台 | |
| ネットワークインフラ整備 | | 6億円 | | 実配置数 | 7万4千台 | 16万8千台 |
| 学校サポートデスク | | 2億円 | | 予備機(15%) | 1万1千台 | 2万5千台 |
| ICT支援員等 | | 11億円 | 教員用端末 | | 6千台 / 1万2千台 | |
| 国補助対象 | 【国費】 | 公立学校情報機器整備事業費補助金(総額:5か年分) | 31億1200万円 | 70億8000万円 | | |
| | 【一財】 | 児童生徒用端末(総額:5か年分) | 13億5300万円 | 30億7900万円 | | |
| | | 予備機(15%) | 2億300万円 | 4億6200万円 | | |
| | | 教員用端末 | 3億300万円 | 6億6000万円 | | |
| 事業費 | 30億円 | 国補助対象外 | | | ウェブフィルタリングサービス デジタル教材 端末の保守・運用サービス モバイルバッテリー等の備品 セキュリティサービス | |
| 財源 | 国費 | 1億円 |  | | | |
| | 市費 | 29億円 | | | | |

提案の担当

教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課情報教育担当課長 中川 譲 TEL 045-671-4498

学校教育の質の向上及び教員確保のための環境整備

要望先：文部科学省

提案・要望内容

1 より充実した教育環境を整えていくための取組の推進

教師が子どもと向き合う時間を確保し、より充実した教育環境を整えていくため、「働き方改革」「指導・運営体制の充実」「処遇改善」の取組を一体的・総合的に推進すること

2 教師の処遇改善に伴う財政措置

教師の処遇改善に係る取組を各地方自治体が確実に進められるよう、所要額については、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において必要な財政措置を確実に行うこと

3 教員業務支援員への財政支援

教育現場における働き方改革の推進のために、教員業務支援員を複数配置できるよう「教員支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を拡充すること

1 国の現状

- (1) 令和6年5月13日に中央教育審議会初等中等教育分科会「審議のまとめ」が示され、教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方として「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要とされた。
- (2) 教師の処遇改善としては、「教職調整額の10%以上への引上げ」や、「新たな級の創設」等が必要であるとされた。また、学校の指導・運営体制の充実としては、「支援スタッフの更なる配置充実」や「部活動指導員の配置充実」が必要であるとされた。
- (3) 骨太方針2024においても、働き方改革の見える化等による時間外在校等時間の徹底した削減、「審議のまとめ」を踏まえた教師の処遇の抜本的改善、小学校教科担任制等の教職員定数や教員業務支援員等の充実を図ることなど、改革の方向性が示された。
- (4) 令和6年8月27日には中教審から文科省に対し「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申。また、文部科学省による令和7年度概算要求において、教職調整額の水準を13%とした他、各種手当の改善についても義務教育費国庫負担金に計上された。

2 横浜市の現状

- (1) 全小・中・義務教育・高・特別支援学校における時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合は、平成30年度と令和5年度を比較すると15.2%から6.1%と着実に減少しており、小学校で8.1%から2.1%、中学校で32.8%から15.2%となっているが、働き方改革は道半ばの状況。
- (2) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革を一体的に推進する必要性等に鑑みて、平成30年3月に策定した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を教育基本法に基づく「第4期横浜市教育振興基本計画」に位置づけ、教職員の採用・育成・働き方を一体的に推進。

- (3) 横浜市人事委員会勧告を踏まえ、特に初任給及び若年層の給料月額を大幅に増額。また、令和5年度には義務教育等特別勤務手当を増額し、諸手当を含めた初任給については県内で最も高い水準。
- (4) 平成29年度から教員業務支援員を配置し、令和元年度には全小・中・義務教育学校に配置。令和6年度から特別支援学校に配置。

3 問題点

- (1) 仮に教職調整額を13%に引き上げた際の増額分について、現行の義務教育費国庫負担制度のとおり国と地方が1：2の割合で負担する場合、横浜市の追加負担額は約82億円と試算され、財政負担が非常に大きい。処遇改善をはじめとした教師を取り巻く環境整備を各地方自治体が確実に推進するためには国による財政措置が必要不可欠。
- (2) 学校の役割の多様化により、必ずしも教師が担う必要のない業務を教師が担っている。教職員の時間外在校等時間を着実に削減していくためには、教師が教師でなければできない業務に集中できる環境構築が不可欠であり、教員業務支援員の配置に係る財政支援の継続・拡充は必要。
- (3) 学校規模や学校状況により、1名の教員業務支援員では業務に対応しきれないことがあるため、複数配置が必要な学校もある。教職員の時間外在校等時間を着実に削減し、教職員の働き方改革をさらに進めるためには、教員業務支援員の複数配置も必要であり、全国の学校に1人の配置がなされた後も、複数配置が可能となるよう財政支援の拡充が必要。

参考1 時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15.2% | 11.6% | 7.6% | 8.9% | 8.6% | 6.1% |

参考2 令和6年度教員業務支援員配置予定人数

小・中・義務教育学校・特別支援学校 493人

※ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業） 補助率 1/3

参考3 『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』（令和6年8月27日中央教育審議会）（抜粋）

- ・引き続き、全ての小・中学校で教員業務支援員との協働を通じた負担軽減が進むよう、教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進に取り組む必要がある。
- ・令和6(2024)年度に創設した副校長・教頭マネジメント支援員について、配置を充実し、副校長・教頭を魅力あふれる職に刷新するとともに、学校全体の運営改善を図っていく必要がある。
- ・教師の職務等の特殊性を踏まえ本給相当として支給される教職調整額の率については、現在の4%を少なくとも10%以上とすることが必要であり、その水準を目指していくべきである。

提案の担当

| | | |
|------------------------|-------|------------------|
| 教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課長 | 大木 靖博 | TEL 045-671-3227 |
| 教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長 | 片山 哲夫 | TEL 045-671-3226 |
| 教育委員会事務局総務部教育政策推進課担当課長 | 川島 大介 | TEL 045-671-3771 |

難病対策における事務負担の緩和及び指定都市への財政支援の拡充

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 難病対策における受給者証更新事務の簡素化に向けた見直し

年々増加する対象者数に効率的に対応するため有効期間の複数年化を図るとともに、患者及び地方自治体の負担軽減のため、認定に係る事務の簡素化を図ること

2 難病対策における指定都市に対する事務費への財政支援の拡充

対象疾病の拡大や法改正に伴う事務負担の増大に対する財政支援を創設すること

1 国の現状

- (1) 医療費助成については、難病法の施行に伴い指定難病の段階的な拡大が進められ、令和6年4月には341疾病に拡大。（令和7年4月には348疾病に拡大予定）
- (2) 難病法では、より身近な行政機関において患者支援を行う観点から、同法において都道府県が処理することとされている全ての事務（特定医療費の支給や指定医療機関に関する事務等）について、指定都市が処理することとされた（平成30年4月1日施行）。
- (3) 令和5年10月1日施行の難病法改正により、特定医療費の支給開始日の遡及期間の拡大や、登録者証制度の新設等の制度改正が行われ、地方自治体の事務負担が増加。

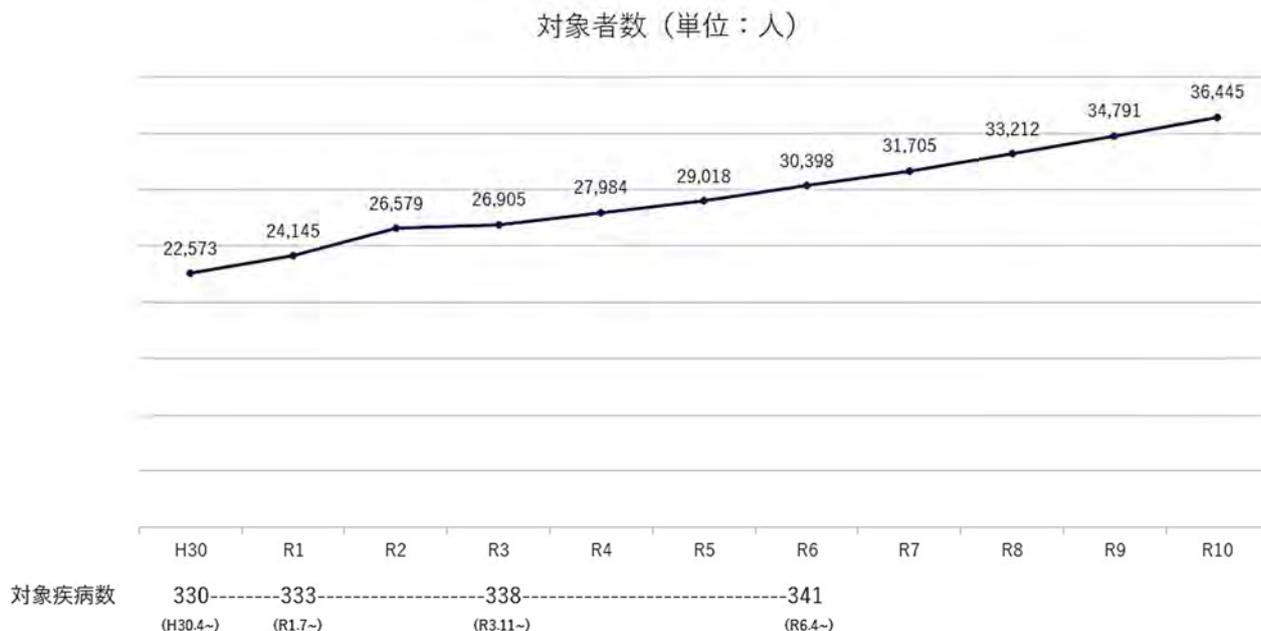
2 横浜市の現状

- (1) 対象疾病の拡大や高齢化に伴い対象者が毎年約1,000人ずつ増加している。
- (2) 特定医療費（指定難病）受給者証更新申請に関する業務について委託で行っている。
- (3) 認定及び自己負担上限月額決定等の仕組みが複雑で、申請に要する書類も多種にわたるため、不足書類の提出依頼や関係機関照会の事務負担が非常に大きくなっている。

3 問題点

- (1) 対象疾病の拡大に伴い、処理件数が増加しているが、申請には、基準認定世帯員全員の所得情報や非課税証明書では捕捉できない所得情報、医療費の負担情報の提出等が求められ、これらが電子申請導入の妨げとなり、DX推進の支障となっている。電子申請の普及促進のため、患者本人のマイナ情報との連携により負担上限月額を定められるよう、現行制度とのバランスを考慮し、申請に必要な情報を簡素化する必要がある。また不可逆的に進行する疾病や変化の少ない疾病の一律一年更新を改め、有効期間の複数年化を図ることで効率化する必要がある。
- (2) 対象者の急増により、受給者証更新に係る委託費や人件費も年々増加しており、財政を圧迫している状況となっている。難病事務に関連のある税や住基システムが標準化対応をすることを受けて、標準化対象外である難病システムでも過渡期連携が必要となり、システム改修に係る事務費が大幅増となっている。

参考1 対象者数と疾病の推移



参考2 平成30年からの事業費推移 (決算ベース・R6のみ予算)



参考3 申請に必要な書類一覧

| 書類名 | 用途 |
|------------------------|---------------------|
| 臨床調査個人票 (診断書) | 認定審査 (診断基準、重症度基準) |
| 健康保険証 (写) (基準認定世帯員全員分) | 適用保険確認、負担上限月額算定 |
| 家族の難病受給者証・小児慢性受給者証 (写) | 負担上限月額算定 (按分) |
| 課税・非課税証明書 (基準認定世帯員全員分) | 健康保険区分変更、負担上限月額算定 |
| 非課税所得情報 (障害年金、遺族年金) | 負担上限月額算定 |
| 過去1年間の医療費情報 | 認定審査 (軽症高額該当) |
| | 負担上限月額算定 (高額難病治療継続) |

提案の担当

健康福祉局生活福祉部医療援助課担当課長

山田 洋

TEL 045-671-3422

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

提案・要望内容

1 障害福祉サービスに係る財源措置

訪問系サービスに係る「自立支援給付費負担金」について、障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」していることから、実際の給付の総額を算定基礎とすること。「地域生活支援事業補助金」について、補助率が法律で定める上限となるように予算を確保すること

2 自立生活援助に係る基本報酬・利用期間の見直し

「自立生活援助」について、基本報酬の引上げ及び現行原則1年である利用期間を3年間へ見直しを行うこと

3 計画相談の報酬算定構造の見直し

「計画相談支援」について、訪問等の一定の要件を整備の上、これまで無償の「基本相談」が適切に評価されるように報酬算定構造の見直しを行うこと

1 国の現状

- (1) 訪問系サービスについて、障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」しているが、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担の上限を定めている。また「地域生活支援事業」においても、国の十分な保障がない。
- (2) 平成30年度に新設された「自立生活援助」について、利用条件が厳しいため全国的にも事業所・利用者が少ない。
- (3) 平成27年度から本格化した「計画相談支援」について、事業所の不足によりやむを得ず自ら作成するセルフプランを選択している。

2 横浜市の現状

- (1) 令和5年度における訪問系サービスでは基準額が低いために国庫負担率は28.52%に留まり、市の超過負担額は約57億円となっている。また、「地域生活支援事業」の補助率は27.42%に過ぎず、市の超過負担額は約23億円となっている。
- (2) 平成13年度から独自で、支援員の配置が手厚い「障害者自立生活アシスタント事業」を実施している。自立に向けたきめ細やかな支援を行うため、支援期間が数年以上の方も多い。
- (3) 障害福祉サービス利用者の5人に1人が、事業所不足のためやむを得ずセルフプランとなっている。報酬が低く、従事する相談員が他の業務と兼務になりがちという事業所の声に応え、令和5年からは市独自の加算を実施した。

3 問題点

- (1) 訪問系サービスは、平成24年度の国庫負担基準の設定において、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできる水準で国が設定したが、令和3年度には全国の市町村の77.4%しかカバーできておらず、国による基準の改正と予算の拡充が必要である。

- (2) 地域特性等に応じ、地方自治体が自主的に実施する「地域生活支援事業」は、予算の範囲内で国が50%以内、都道府県が25%以内の補助率となっているが、実際の補助率は上限に及ばない低水準にとどまっており、地方自治体の財政を圧迫している。
- (3) 「自立生活援助」について、基本報酬が低く、審査会を経ることで延長ができるものの、利用期間が原則1年と短いため、事業採算性の向上や利用期間の見直しを図ることで、サービスを利用しやすい環境の整備が必要である。
- (4) 「計画相談支援」について、特に大都市では、基本報酬が低いことによる事業所の不足が著しいため、事業採算性の向上を図ることで、新規事業所の開設を促進し、計画相談の利用を希望する方が、困ることなく利用できるようにすることが必要である。

参考1 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

| | 【国】 自立生活援助 | 【横浜市】 障害者自立生活アシスタント |
|------|------------------------------------|--|
| 開始時期 | 平成30年4月 | 平成13年10月 |
| 対象者 | 地域で一人暮らしをしている方 | 地域で一人暮らしをしている方 <u>一人暮らしを目指す方も含む</u> |
| 支援内容 | 月2回以上の居宅訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応 | 居宅や居宅外(職場・通所先、病院等)訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応 |
| 利用期間 | 原則1年(市町村審査会を経て更新可) | <u>終了者の平均3年</u> (期間の定めなし) |
| 支援員 | 利用者25人に対して支援員1人が目安(別にサービス管理責任者も配置) | 利用者25人に対して <u>支援員2人</u> が目安(1人は障害者支援の <u>経験が5年以上</u>) |
| 報酬額 | 25人の場合年間 約515万円 | 利用者の人数によらず年間 約1,000万円 |

参考2 横浜市の計画相談の報酬単価(介護保険ケアマネジャーとの比較)

| | 介護保険 | 計画相談 |
|----------------|----------------|-----------------|
| 標準のモニタリング頻度設定 | 毎月 | 3か月 |
| 計画作成費・モニタリング費 | 15,690円(共通) | 17,229円・14,335円 |
| 対応回数/年 | 作成1回 モニタリング11回 | 作成1回 モニタリング3回 |
| 1ケース当たりの収入/年 | 188,280円 | 60,234円 |
| プラン策定率(R6.3時点) | 約100%※数名のセルフ有 | 62.6%※介護保険利用者含む |

参考3 セルフプラン率(=計画相談に繋がっていない人の割合)

県内指定都市 R6.3 時点

| | 横浜市 | 川崎市 | 相模原市 | 神奈川県(全体) |
|----------------------|---------|--------|--------|----------|
| 対象者数(障害福祉サービス支給決定者数) | 27,305人 | 8,093人 | 6,681人 | 67,069人 |
| セルフプラン率 | 37.4%※ | 64.1% | 33.2% | 38.6% |

※このうち、「本来は計画相談の利用を希望する方」の割合は約20%

提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長

中村 剛志
今井 智子

TEL 045-671-4133
TEL 045-671-4130

補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

補装具費支給制度における障害者に対する所得制限の撤廃

補装具を必要とする全ての方が、経済的負担を気にすることなく身体に合った補装具を作製できるよう、18歳以上の障害者に対する補装具費支給制度における所得制限を撤廃すること

1 国の現状

- (1) 厚生労働省において、令和6年4月から補装具費支給制度における18歳未満の障害児に対する所得制限が撤廃された。
- (2) 令和7年度厚生労働省予算においても18歳以上の障害者に対する所得制限の撤廃は示されていない。
- (3) 補装具費支給制度は年齢に関わらず障害要件等を満たす方に対して行われる支援である。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市は、法に基づき補装具費支給制度の実施主体として給付事務を行っている。
- (2) 令和6年4月1日以降、国の制度改正に伴い、18歳未満の障害児に対しての所得制限を撤廃し運用している。
- (3) 令和6年12月より、国の所得制限の撤廃の対象とならない18歳以上の障害者に対し、横浜市独自制度により補装具の購入等について公費負担を7割とした助成を実施している。

3 問題点

- (1) 補装具を必要とする障害は永続的であるため、その必要性は年齢により差があるものではない。
- (2) 補装具は身体状態に合ったものが常に必要であるため、障害状況等の変化等に伴い作製し直す必要がある。また、破損や経年劣化による再作製もあり、その度に大きな経済的負担が生じる。
- (3) 身体に合わない補装具を使用することは、身体への影響や自立した日常生活に支障をきたす恐れがある。
- (4) (1)及び制度趣旨を踏まえると、当該制度の所得要件は年齢により規定されるものではなく、所得制限撤廃の対象とならない方への対応を各自治体にゆだねることは公平性を欠く状況をまねく懸念がある。
- (5) また、各自治体の財政力により公費負担額等の格差が生じることになる。

参考 1 横浜市の補装具費支給制度における支給金額（令和5年度）

| 種目名称 | 耐用年数 | 令和5年度支給決定額（特例補装具を除く） | | | |
|--------------|-------|----------------------|----------|------------|----------|
| | | 児童（購入） | | 成人（購入） | |
| | | 最大値 | 平均 | 最大値 | 平均 |
| 義肢 | 1～5 | 1,560,038円 | 620,768円 | 1,765,854円 | 495,977円 |
| 装具 | 1～3 | 390,722円 | 121,112円 | 476,677円 | 97,091円 |
| 姿勢保持装置 | 3 | 968,930円 | 477,955円 | 937,922円 | 510,069円 |
| 視覚障害者安全つえ | 2,4,5 | 6,635円 | 6,032円 | 7,710円 | 5,585円 |
| 義眼 | 2 | 157,410円 | 157,410円 | 174,900円 | 121,757円 |
| 眼鏡 | 4 | 34,320円 | 26,389円 | 37,620円 | 28,382円 |
| 補聴器 | 5 | 286,271円 | 113,630円 | 165,756円 | 63,750円 |
| 車椅子 | 6 | 640,140円 | 333,554円 | 823,050円 | 276,416円 |
| 電動車椅子 | 6 | 803,994円 | 676,070円 | 1,316,080円 | 627,432円 |
| 歩行器 | 5 | 106,636円 | 95,696円 | 106,636円 | 41,101円 |
| 歩行補助つえ | 2,4 | 8,300円 | 8,065円 | 22,000円 | 6,518円 |
| 座位保持椅子 | 3 | 453,987円 | 79,535円 | － | － |
| 起立保持具 | 3 | 26,140円 | 26,140円 | － | － |
| 重度障害者用意思伝達装置 | 5 | － | － | 775,305円 | 647,457円 |

※ 頭部保持具及び排便補助具は実績なし、人工内耳は修理のみのため除外

参考 2 横浜市における成人の補装具再購入の事由について

| | R3 | R4 | R5 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 支給総件数（購入）・・・（A） | 3,133 | 3,242 | 3,430 |
| 上記のうち、再購入件数・・・（B） | 1,700 | 1,790 | 1,774 |
| 再購入件数（B）のうち障害状況の変化を理由とするもの・・・（C） | 100 | 118 | 112 |
| 再購入件数（B）のうち成長のためを理由とするもの・・・（D） | 15 | 8 | 5 |
| 再購入件数（B）のうち破損等を理由とするもの・・・（E） | 48 | 36 | 34 |
| 再購入件数（B）のうち耐用年数内の劣化を理由とするもの・・・（F） | 6 | 4 | 5 |
| やむを得ない再購入件数の割合・・・（C）～（F） / （B） | 9.9% | 9.3% | 8.8% |

提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長

今井 智子

TEL 045-671-4130

障害福祉職員等の確保に向けた施策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

- 1 障害福祉職員等の賃金格差を是正する賃上げ実現に向けた取組の推進
障害福祉職員等に対する更なる賃上げ実現に向けた取組として補助金制度を創設すること。財源は利用者負担につながらないよう全額国庫負担とすること
- 2 障害福祉職員等の住居費の負担軽減に向けた支援策の創設
障害福祉職員等の住居費補助事業を創設するなど、住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること

1 国の現状

- (1) 障害福祉職員等の処遇改善加算は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において加算率が引き上げられ、既存の加算が「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されたが、令和4年の介護職員（障害福祉職員等を含む）と全産業平均の賃金水準は月6.8万円の格差がある。
- (2) 保育士不足の解消策としては、平成27年度から、保育士を対象とした宿舍借り上げ支援事業を実施している（上限額：月82,000円）が、障害福祉職員等には実施されていない。

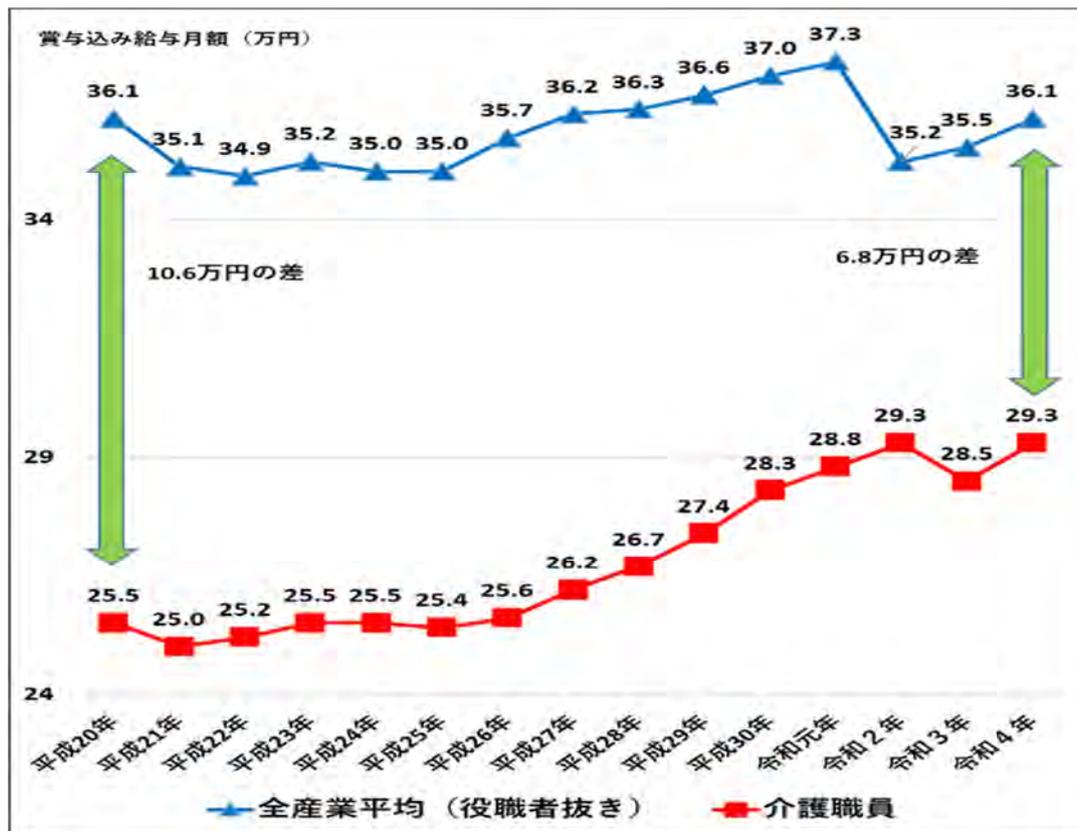
2 横浜市の現状

- (1) 障害福祉分野において、人材確保と安定的な施設等の運営を目的に、国による障害福祉サービス費等の報酬に加え、市独自の補助金を上乗せしているが、なお、賃金が低いことを理由に雇用が定着せず、サービスの質の低下が懸念されている。
- (2) 高齢分野においては、介護職員の人材確保と高齢化が進む地域での地域活動の担い手不足の解消を図ることを目的に、地域医療総合確保基金に介護職員等の住居費補助事業を創設するなど、介護職員等の住居費負担軽減に向けた支援策を講じるよう要望している。

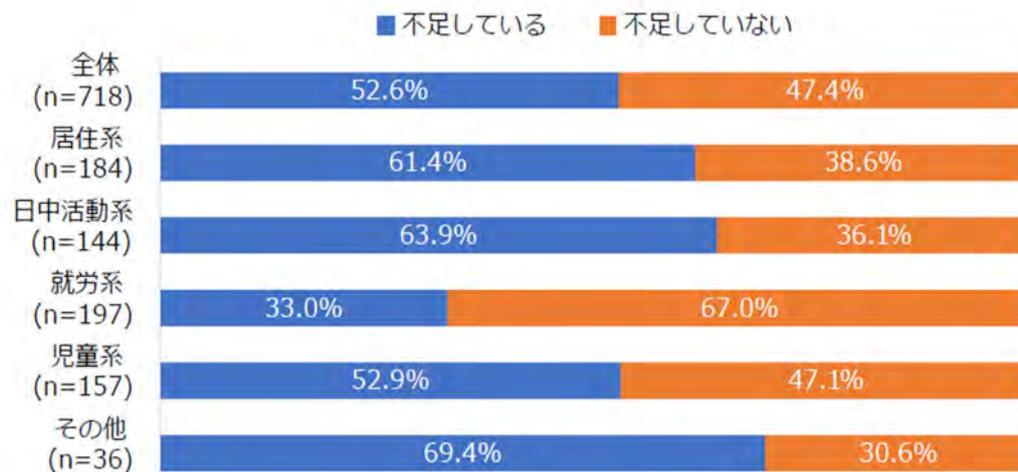
3 問題点

- (1) 他産業の賃上げの状況を踏まえると、賃金格差が更に広がる懸念があり、これまで以上に人材の確保、雇用の継続が困難になる恐れがある。
- (2) 今後も長期的に障害福祉職員等の必要数が増加することと見込まれている中で、障害福祉職員等の住居借上支援事業を市費単独で実施することは困難であり、安定した財源確保が必要。

参考1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】



参考2 障害福祉職員等の不足状況【全国】（令和5年度）



提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課長

中村 剛志
大津 豪

TEL 045-671-3569
TEL 045-671-2377

介護職員等の確保に向けた施策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 介護職員等の賃金格差を是正する賃上げ実現に向けた取組の推進

ケアマネジャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、業務に見合った賃金に改善すること
また、介護職員・ケアマネジャー等に対する更なる賃上げ実現に向けた取組として「介護職員等処遇改善支援補助金」を創設すること。財源は利用者負担につながらないよう全額国庫負担とすること

2 介護職員・ケアマネジャーの住居費の負担軽減に向けた支援策の創設

地域医療介護総合確保基金に介護職員等の住居費補助事業を創設するなど、介護職員等の住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること

1 国の現状

- (1) 介護職員等の処遇改善加算は、令和6年度介護報酬改定において加算率が引き上げられ、既存の旧3加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されたが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）は対象外である。また、令和4年の介護職員と全産業平均の賃金水準は月6.8万円の格差がある。
- (2) 地域における医療と介護を総合的に確保するため、平成26年度に地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を創設し、各都道府県が事業計画を策定して市町村に補助金を交付しているが、介護職員等の住居費補助事業は実施されていない。一方で、保育士不足の解消策としては、平成27年度から、保育士を対象とした宿舍借り上げ支援事業を実施している（上限額：月82,000円）。

2 横浜市の現状

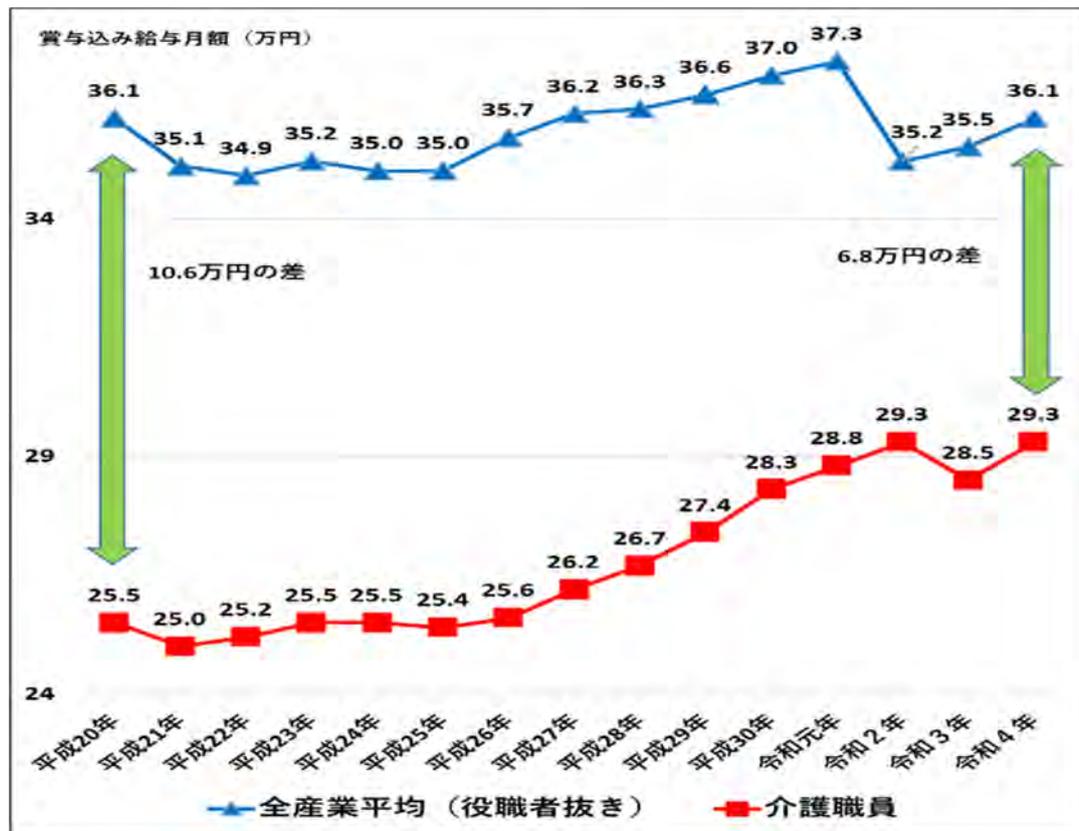
- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは令和元年度の3,283人がピークで令和5年度は3,118人に減少。労働条件や労働環境で抱えている悩みは「仕事内容のわりに賃金が低い」が65.5%で最多である（令和4年度横浜市高齢者実態調査）。
- (2) 介護職員等の処遇改善加算の取得支援のため、講習会や個別相談を継続的に行っている。令和6年6月の取得率は93.9%である。
- (3) 介護人材の確保策として、介護の資格取得と就労の一体的支援や、海外からの介護人材の受入れ促進等の取組を、基金を活用して実施している。このほか、介護職員を対象とした住居費補助事業等を全額市費負担で実施している（上限額：月20,000円）。

3 問題点

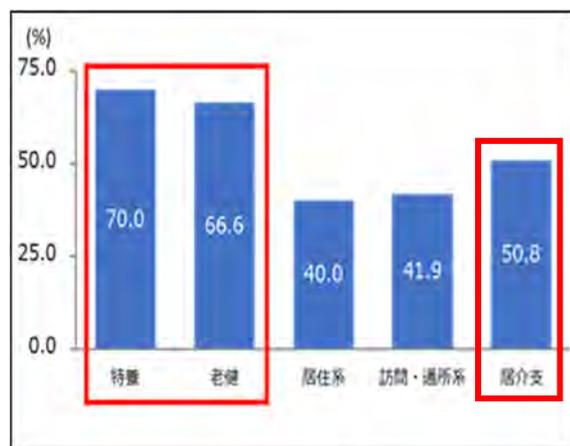
- (1) 他産業の賃上げの状況を踏まえると、さらなる賃金格差が広がる懸念がある。さらに、ケアマネジャーは処遇改善加算の対象外であるため、業務に見合った賃金となっていない。

(2) 今後も長期的に介護職員の必要数が増加することと見込まれている中で、介護職員の住居借上支援事業を市費単独で継続して実施することは困難であり、安定した財源確保が必要。

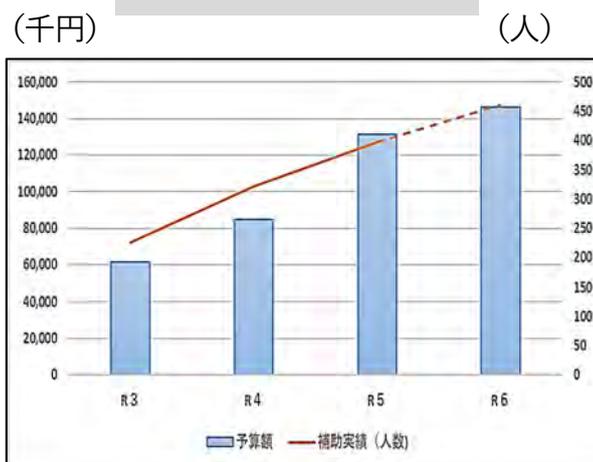
参考1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】



参考2 横浜市内の施設（事業所）職員の不足状況（令和4年度）



参考3 横浜市が実施する住居借上支援事業補助金の予算額と補助実績



提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長

鴨野 寿美夫
平尾 光伸

TEL 045-671-2355
TEL 045-671-4251

介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務範囲の整理

ケアマネジャーの業務範囲を明確に定めた指針等を作成すること。緊急にやむを得ずケアマネジャーが担う場合において、報酬上の評価をする仕組みを作ること

2 ケアマネジメントのプロセスを適正に評価する仕組みの構築

サービス利用の有無に関わらず一連のケアマネジメントプロセスを評価する仕組みを作ること

3 ケアプランデータ連携システムの更なる導入促進策の実施

ケアプランデータ連携システムの導入促進のため、「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業」について、事業所数の多い大都市でも効果的に活用できるように補助上限額を上げること、導入した事業所を評価する加算制度を創設する等、更なる導入促進策を実施すること

1 国の現状

- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは平成 30 年度の約 12 万人から令和 4 年度には約 11 万 2 千人に減少。「介護支援専門員の養成に関する調査研究事業報告書（令和 5 年 3 月）」（令和 4 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）において、ケアマネジャーとして就業を継続する上で重視する点は「賃金・処遇の改善」「事務作業の軽減」「業務負担の軽減」が上位である。
- (2) 社会保障審議会介護給付費分科会の中でも、「今後ケアマネジャーの役割として、利用者及び家族の調整、主治医との調整、ヤングケアラーなどの課題についても所掌範囲となっており、業務負担が多岐にわたる。このまま進んでいくと現場を疲弊させる懸念があるため、ケアマネジャーの業務への適正な評価に加え、複合的な課題解決に取り組む支援体制の強化が必要。」との意見が出されている。
- (3) 令和 6 年 4 月から「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」において、ケアマネジャーの専門性をより発揮していくことができるよう、利用者の生活を支援していく中でのケアマネジャーの役割や業務の範囲等について検討が進められている。
- (4) 一連のケアマネジメントプロセスを行っても、利用者の入院や死亡等によりサービス利用に至らない場合は介護報酬に結びつかず、ケアマネジャーの業務を評価する仕組みがない。
- (5) 令和 5 年 4 月よりケアプランデータ連携システムの本格運用を開始。介護現場における負担を軽減し、生産性向上を実現するための強力なツールとして利用を促進している。

2 横浜市の現状

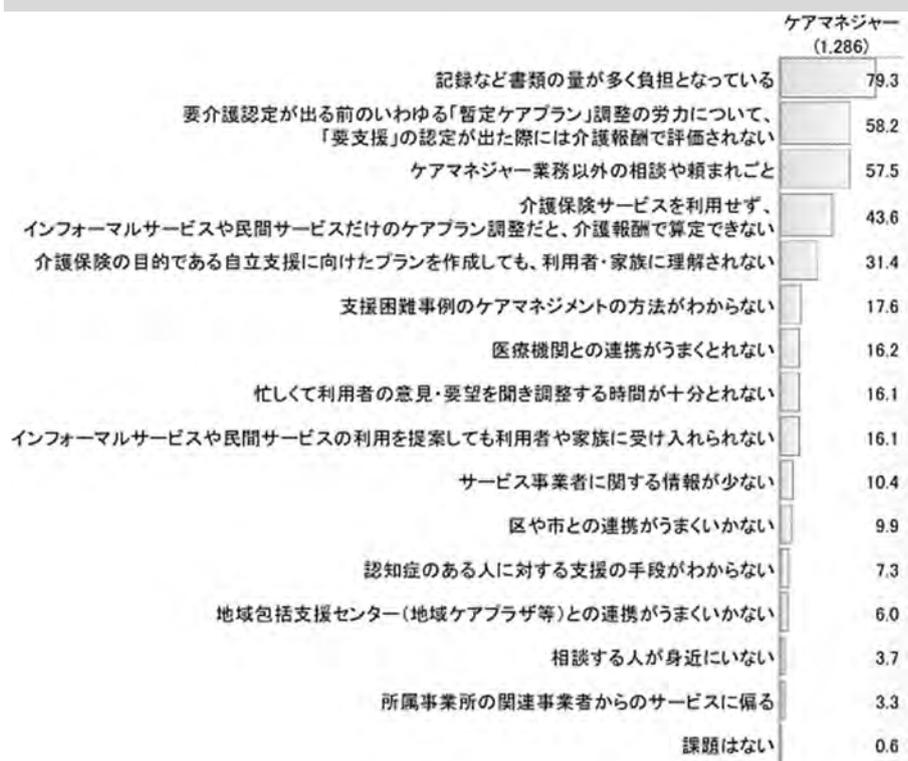
- (1) ケアマネジャーの本来業務外のシャドーワーク（介護保険外の行政手続、救急車への同乗、入院時の付き添い等）が肥大化し、大きな負担となっており、事故発生時の責任の所在も曖昧である。横浜市においても、平成 12 年と比較して、令和 2 年では「高齢単独世帯」が約 2.6 倍に増加しており、家族に代わって、ケアマネジャーがシャドーワークを担わざるを得ない状況がある。

- (2) ケアマネジャーの本来業務の理解を促進するため、ケアマネジャーの業務と役割に関する市民向けリーフレットを作成し、居宅介護支援事業所等に配布をしている。
- (3) 横浜市における令和6年8月時点のケアプランデータ連携システムの導入率は、データ連携対象の介護事業所全体で約2.0%、居宅介護支援事業所で約7.9%となっており導入が進んでいない。
- (4) 市内事業所への導入を促進するため、ケアプランデータ連携システム導入促進セミナーやシステムの操作体験会を開催している。

3 問題点

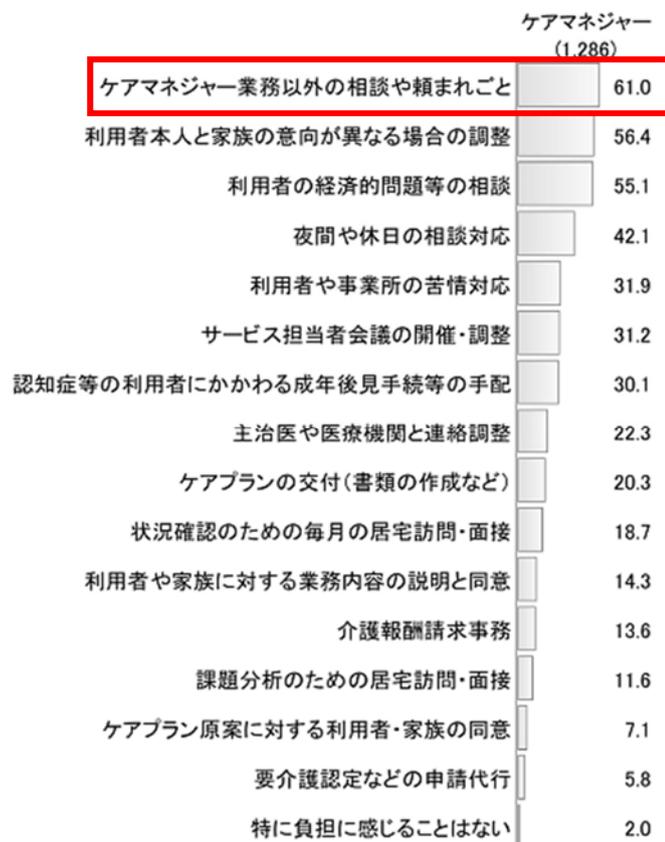
- (1) ケアマネジャーが本来業務に専念できるよう業務範囲を明確に定めた指針等がない。また、ケアマネジャーが緊急やむを得ずシャドーワークを実施せざるをえない場合の報酬上の評価を行う仕組みがない。
- (2) サービス利用に至らない場合でも一連のケアマネジメントプロセスを評価する仕組みがない。
- (3) ケアプランデータ連携システムを導入している事業所が少なく、導入効果が得られていないため、更なる導入促進策の実施が必要。

参考1 ケアマネジャー自身が業務を行う上での課題



【出所】「令和4年度横浜市高齢者実態調査」抜粋

参考2 ケアマネジャー業務の中で負担になっていること



【出所】「令和4年度横浜市高齢者実態調査」抜粋

参考3 横浜市内のケアプランデータ連携システムの導入状況（令和6年8月8日時点）

| サービス種別 | 導入事業所数 | 全事業所数 | 導入率 |
|--------------|-----------------|-------------------|-------------|
| 居宅介護支援 | 68 | 864 | 7.9% |
| 福祉用具貸与 | 25 | 129 | 19.4% |
| 訪問介護 | 25 | 885 | 2.8% |
| 通所介護 | 18 | 387 | 4.7% |
| 訪問看護 | 14 | 961 | 1.5% |
| 地域密着型通所介護 | 13 | 558 | 2.3% |
| 通所リハビリテーション | 4 | 131 | 3.1% |
| 短期入所療養介護 | 4 | 89 | 4.5% |
| 訪問リハビリテーション | 3 | 304 | 1.0% |
| 訪問入浴介護 | 3 | 54 | 5.6% |
| 短期入所生活介護 | 2 | 183 | 4.5% |
| 全サービス | 179 (※①) | 9,050 (※②) | 2.0% |

①システムを導入している事業所数の合計

②市内の全介護事業所数の合計（システムを導入していないサービス種別の全事業所数を含む）

提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長

吉原 祥子

TEL 045-671-2368

健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長

平尾 光伸

TEL 045-671-4251

GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化

介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講ずること。また、国の負担割合のうち、調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること

1 国の現状

- (1) 令和3年11月に公表された令和2年「国勢調査」結果では、我が国の高齢者人口は3,602万7千人、高齢化率は28.6%といずれも過去最高となった。今後も増加・上昇が見込まれる中、すでに65歳以上高齢者が負担する保険料基準額の全国平均は制度創設時の2倍を超えており、高齢者の保険料に対する負担感は増大している。
- (2) 国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、都市部において構造的に交付割合が低くなる傾向にあり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乗せされている状況である。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市においては、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計され、介護が必要になる市民が増大すると予想される。
- (2) 65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料の月額基準額は、横浜市でも制度発足時と比較すると2倍を超えているが、2040年にはさらに上昇し、約2.6倍の8,100円程度となることが見込まれている。
- (3) 横浜市における第9期の調整交付金の割合は3.5%で計画しており、この減額に伴う不足額は約150億円で、第1号被保険者の保険料基準月額に一人当たり430円上乗せされている。

3 問題点

- (1) 高齢者人口の増大が見込まれる中で介護保険財政の持続的・安定的な運営を図るために、将来にわたって被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の責任において財政措置を講ずる必要がある。

参考1 第1号保険料の月額基準額の推移

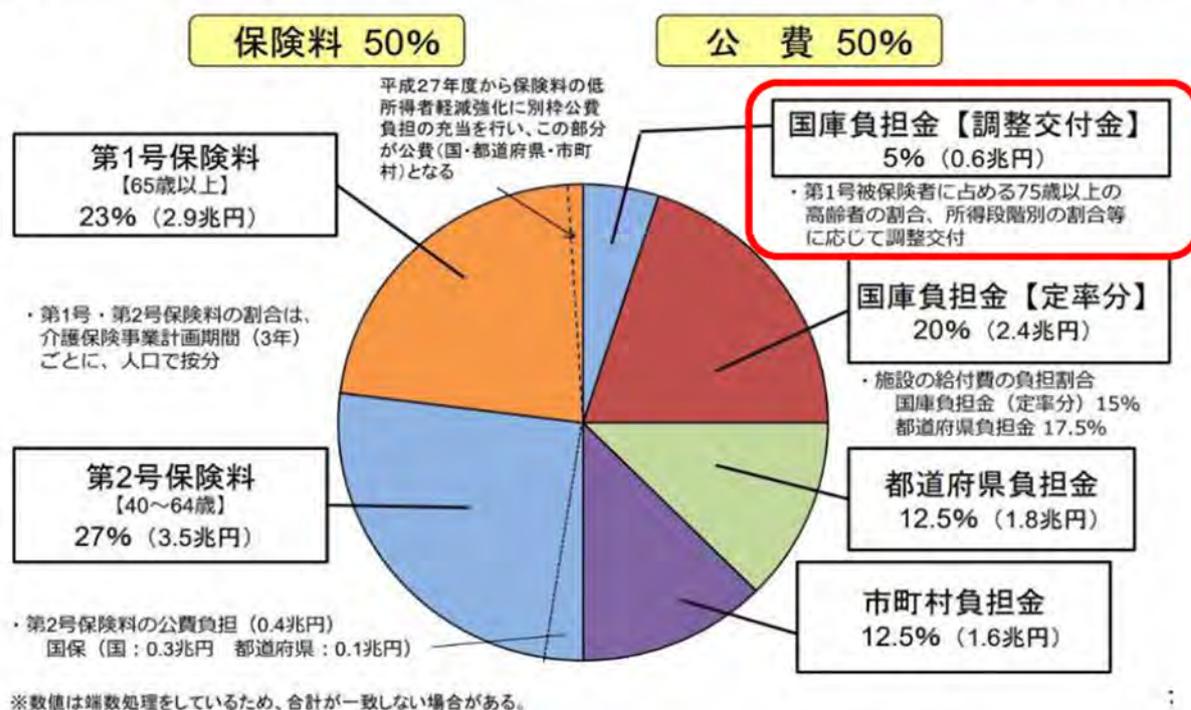
(単位：円)

| | 平成 12～14 年度 | 15～17 年度 | 18～20 年度 | 21～23 年度 | 24～26 年度 | 27～29 年度 | 30～令和2 年度 | 3～5 年度 | 6～8 年度 |
|-----|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-----------|
| 保険料 | 3,165 | 3,265 | 4,150 | 4,500 | 5,000 | 5,990 | 6,200 | 6,500 | 6,620 |

参考2 介護保険の財源構成と規模

介護保険の財源構成と規模

(令和5年度予算 介護給付費：12.8兆円)
総費用ベース：13.8兆円



出典：厚生労働省 第217回 (R5.5.24) 社会保障審議会(介護給付費分科会)資料

提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課長

廣原 英樹

TEL 045-671-4250

国民健康保険の財政基盤の強化に向けた支援の拡充

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 将来の医療費の増加や被用者保険の適用拡大を見据えた財政支援の拡充

国民健康保険の財政基盤をより一層強化するため、将来の医療費の増加や被用者保険の適用拡大などの制度改正を見据えた財政支援の拡充を行うこと

2 被用者保険の適用拡大を進めた場合における影響の分析の実施及び国民皆保険のあり方を議論

適用拡大の影響について、財政的な影響だけでなく、被保険者の年齢構成、所得状況等を精緻に分析し、その結果をふまえて、医療保険制度の一本化を含めた国民皆保険の議論を行うこと

1 国の現状

- (1) 持続可能な医療保険制度の構築に向けて、負担の公平化及び医療費適正化などを推進するとともに、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成 30 年度以降、毎年 3,400 億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成 30 年度）を実施。
- (2) 被用者保険の適用拡大が、令和 4 年 10 月に施行され、いわゆる「パートタイム労働者」の被用者保険強制適用における企業規模要件の緩和（501→101 人）及び個人事業所における適用業種の追加を実施（令和 6 年 10 月からはさらに企業規模要件が緩和（101 人→51 人）。
- (3) 国の有識者会議において「被用者保険のさらなる適用拡大の方向性」が示されたことを受け、現在、社会保険審議会（年金部会、医療保険部会）にて審議。

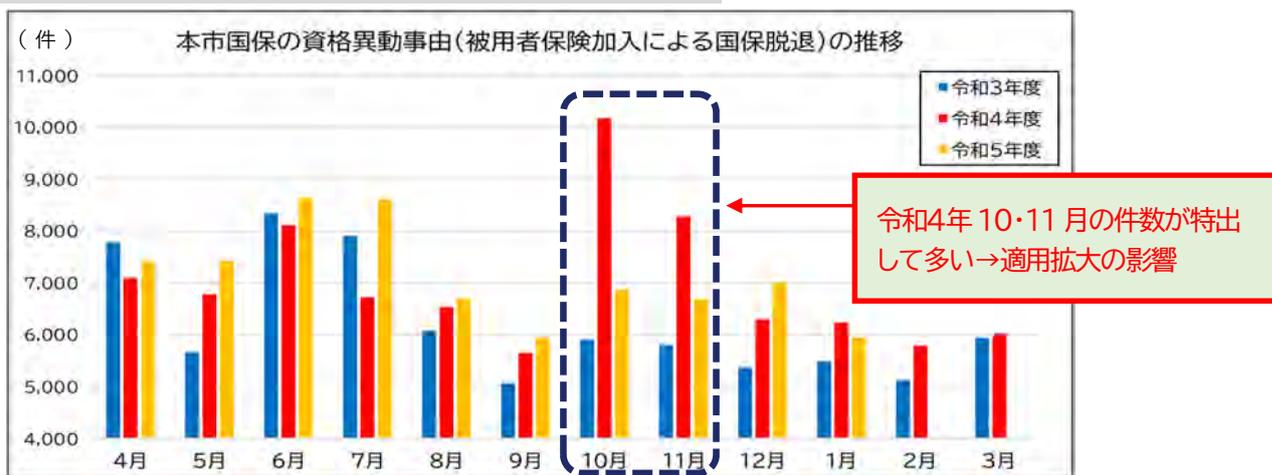
2 横浜市の現状

- (1) 国保財政の安定的な運営のために重要な取組の一つである医療費適正化に向けた取組として、「第 3 期 横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（令和 6 年度～令和 11 年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組などを推進。
- (2) 令和 4 年 10 月の被用者保険の適用拡大では、同時期における「被用者保険加入による国民健康保険脱退」件数が、例年と比べて特出して多くなり（約 2 倍弱）、被保険者数の大幅減により保険料収入が確実に減少した。

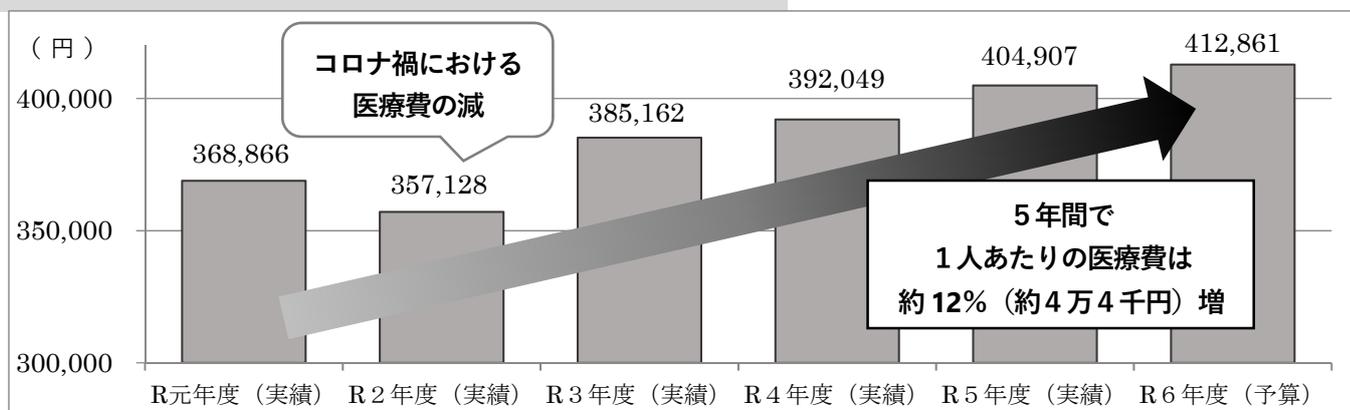
3 問題点

- (1) 国民健康保険は、被保険者の所得水準が低いことや高齢者が多く医療費の水準は高いことなどから、他の医療保険とは異なる固有の構造的な課題があるため、保険料負担率が他の医療保険と比べて高くなっており、国等による財政支援があってもなお財政基盤は極めて脆弱。
- (2) その中で、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行等に伴う被保険者数の減少により更なる保険料収入の減少が見込まれており、これまでの国費による財政支援や、各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- (3) 被用者保険の適用拡大を進めることで、国民健康保険の財政基盤がより脆弱なものとなり、国民健康保険被保険者の保険料負担の増加につながる事態が見込まれる。

参考1 「被用者保険加入による国民健康保険脱退」件数



参考2 横浜市国民健康保険における1人あたりの医療費



参考3 横浜市国民健康保険における医療費適正化の取組

データヘルス計画に基づき、健康寿命延伸・医療費適正化推進のため、主に次の取組を実施。

| 事業 | 内容 | 令和5年度実績 |
|--------------------|---|---|
| 特定健診未受診者 勧奨事業 | 特定健診未受診者の過去健診データ、医科受診歴等を分析し、ナッジ理論を踏まえ、それぞれの特性に合わせた文書等による受診勧奨を実施。 | 勧奨者数：約31万人 |
| 特定保健指導 未利用者対策事業 | 住所や健診データ等から、対象者に合った文書等による利用勧奨を実施。 | 勧奨者数：10,156人 |
| 糖尿病性腎症 重症化予防事業 | 特定健診の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる対象者のうち、糖尿病治療中の方に対して、個別保健指導プログラムを実施。また、糖尿病未治療者には、保健師による電話での受診勧奨を実施。 | (1) 個別保健指導 保健指導案内者数：251人 (2) 未受診者勧奨 受診勧奨者数：13人 (※いずれも令和4年度実績) |
| 重症化リスク者 適正受診勧奨 | 健診・レセプトデータを活用し、血圧、血糖、脂質の生活習慣病による重症化リスクがある者や重複投薬等により健康リスクがある者に対し、適正受診を促す通知勧奨を実施。 | <生活習慣病等リスク者> 送付者数：4,350人 <重複頻回リスク者> 送付者数：1,778人 |
| 重複頻回受診 対策事業 | 重複・頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、電話・面談等による指導を実施。 | 通知・電話指導：57件 面談・訪問指導：3件 |

提案の担当

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

丸山 直樹

TEL 045-671-2373

国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

医療費の自己負担助成を行っている地方自治体に対する、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

重度障害者・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を廃止すること

1 国の現状

- (1) 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に現物給付で助成を実施する地方自治体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は限られた国費の公平な配分の観点から地方自治体が負担すべきとの考え方にに基づき、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- (2) 子どもの医療費助成に係る減額措置は、地方自治体の少子化対策の取組を支援することを理由に、平成30年度から未就学児についてのみ廃止。令和6年度からは18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前）まで減額措置の廃止対象を拡充。
- (3) 診療報酬改定DXの一環として地方単独医療費助成制度の現物給付化を推進。

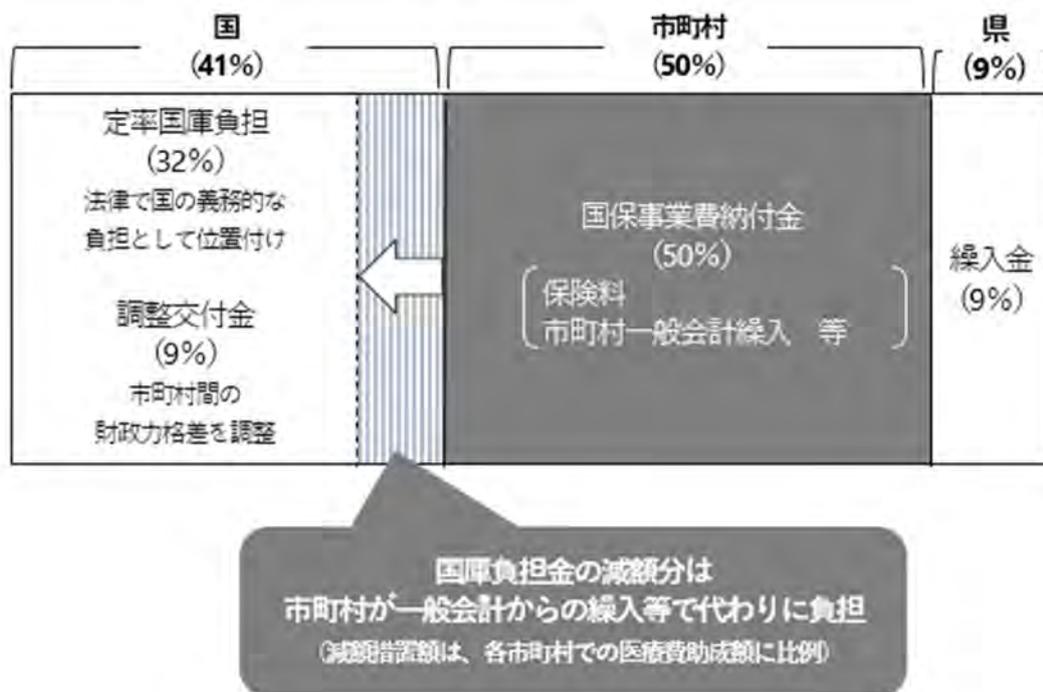
2 横浜市の現状

- (1) 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金減額措置によって、約15億円（令和5年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。
- (2) 小児医療費助成については、令和6年度からの国費減額措置の廃止（18歳未満）により、一定の財政効果はあるが、横浜市における国費減額措置の約9割は「重度障害者医療費助成」によるものである。

3 問題点

- (1) 子どもに係る医療費のみならず、重度障害者・ひとり親家庭等の医療費についても、本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- (2) 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- (3) 全国のほとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- (4) 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、子どもの医療費助成に係る減額措置が廃止されても、廃止の効果は限定的であるため、地方自治体の財政負担は大きい。その中で、国は、減額措置に繋がる医療費助成の現物給付化を推進。

参考 1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分（%は減額前の構成割合）



参考 2 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額

| 令和5年度実績 | | 神奈川県内の実施状況（全33市町村中） | |
|---------|---------|---------------------|---------------------|
| | | 実施市町村数 | 参考（助成内容は市町村によって異なる） |
| 重度障害者 | 13.3 億円 | 33 | 全市町村で助成有 |
| 子ども | 0.7 億円 | 33 | 全市町村で中学3年生まで助成有 |
| ひとり親家庭等 | 0.9 億円 | 33 | 全市町村で助成有 |
| 合計 | 14.9 億円 | | |

参考 3 子どもの医療費助成に対する全国の自治体の実施状況

令和5年4月1日現在、全国1,741市町村のうち、通院または入院に係る子どもの医療費助成を実施している市町村数は、以下のとおり。

こども家庭庁成育局母子保健課調べ

| 対象年齢 | 市町村数 | 実施率 |
|-------------------------|-------|----------|
| 12歳年度末まで実施 (小学6年生まで) | 1,739 | 約 99.9 % |
| 15歳年度末まで実施 (中学3年生まで) | 1,723 | 約 99.0 % |

提案の担当

健康福祉局生活福祉部保険年金課長
健康福祉局生活福祉部医療援助課長

丸山 直樹
菊池 潤

TEL 045-671-2373
TEL 045-671-3694

新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関する必要な措置

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」の継続

新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関し、国において令和6年度に実施する財政措置「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」を令和7年度以降も継続して実施すること

2 新型コロナワクチンの価格低廉化に向けた取組

新型コロナワクチンは、同じ定期接種（B類）のインフルエンザワクチン等と比較して価格が高額であり、定期接種を安定的で持続可能な制度としていくために価格低廉化の取組を進めること

1 国の現状

- (1) 新型コロナワクチン接種は、令和6年度からは定期接種（B類）として実施することとなり、被接種者に費用負担が生じることとなった。
- (2) 昨年末、国は令和6年度の定期接種におけるワクチン価格を3,260円と見込み、手技料を合わせた接種費用について7,000円を標準として各自治体に定期接種実施を検討するよう求めた。
- (3) 国はメーカー各社から、今秋の定期接種用に供給するワクチンの価格を聴取し、価格の見込を11,600円程度に見直した。結果、昨年末に7,000円としていた接種費用を超過することが見込まれ、超過部分である8,300円について、市町村に助成金を支給することとされた。
- (4) 「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」の令和7年度以降の制度継続について、次年度予算に向けた概算要求では示されていない。
- (5) 昨年11月の財務省の審議会において、コロナワクチンに関し「ワクチン価格の低廉化に向けて関係者が努力することが重要」との取りまとめがなされた。また、予防接種に関する基本的な計画においても、ワクチン価格の低廉化に関することが定められている。

2 横浜市の現状

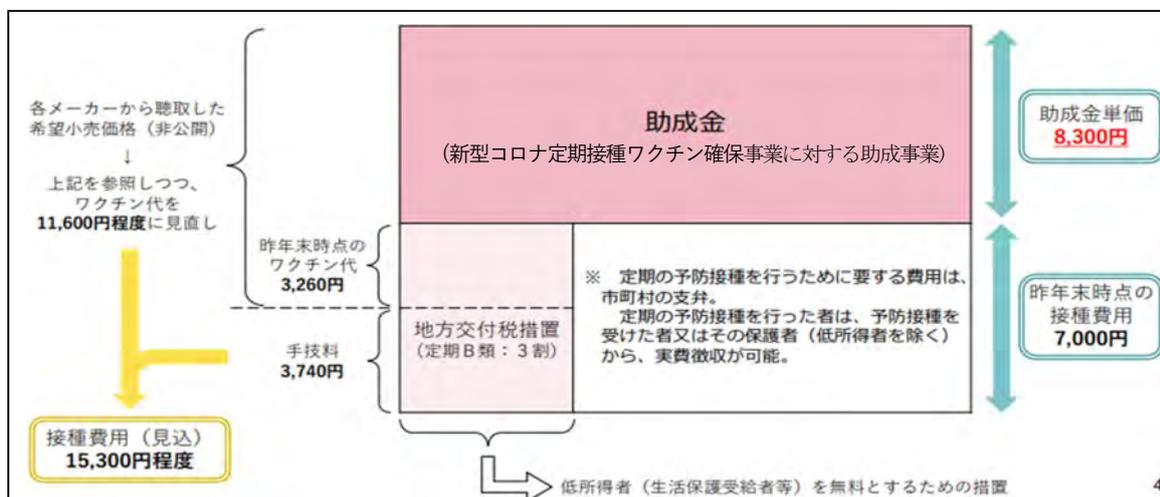
- (1) 国が示した制度及び助成金の支給を踏まえ、市として一部または全額の公費助成を行うことで市民の自己負担を3,000円とし、令和6年10月から定期接種を実施している。
- (2) 令和7年度以降、助成金が継続されなかった場合、接種費用や自己負担が増額することに伴い、接種控えにつながる懸念がある。一方で、市による公費助成にも財政的に限界がある。

3 問題点

- (1) 定期接種は、地方自治体の財政状況に左右されず、必要とする国民全てが等しく接種を受けられるように、国の責任において財政措置をするべき。新型コロナワクチンの定期接種を安定的で持続可能な制度としていくためには国による財政措置が不可欠。
- (2) 新型コロナワクチンは、同じ定期接種（B類）のインフルエンザワクチン等と比較して価格が高額であり、定期接種を安定的で持続可能な制度としていくためには国による継続的な財政措置とともに、価格の低廉化に向けた取組が不可欠。

参考1 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について（実施要領抜粋）

- (1) 目的：これまでの特別な供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置として、自治体における新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業を実施する。
- (2) 令和6年度新型コロナワクチン接種助成金スキーム（厚生労働省による自治体向け説明会資料より作成）



- (3) 横浜市の助成金所要額は、対象者49万人と想定し、約40億円程度が必要となることを見込んでいる。

参考2 定期接種（B類）の接種費用の比較（国資料を参考に作成）

| | 手技料 | ワクチン価格 | 接種費用単価 |
|------------|--------|-----------|-----------|
| 新型コロナウイルス | 3,740円 | 11,600円程度 | 15,300円程度 |
| 高齢者インフルエンザ | 3,740円 | 1,540円 | 5,300円程度 |

参考3 ワクチン価格低廉化に向けた取組関連資料

- (1) 財政制度審議会（令和5年11月20日）令和6年度予算の編成等に関する建議（抜粋）
接種費用は、各医療機関等の任意価格となり、ワクチン価格が価格設定に大きく影響する。新型コロナワクチン接種をインフルエンザ予防接種と同様に安定的な制度の下で実施するに当たり、ワクチン価格の低廉化に向けて関係者が努力することが重要である。
- (2) 予防接種に関する基本的な計画（厚生労働省告示第百二十一号）（抜粋）
第2 1 国の役割
定期の予防接種の実施主体である市町村が、住民への情報提供を含め、接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者と調整を図るとともに、定期の予防接種の対象疾病、使用ワクチン及び接種回数の見直しの検討を含めて、必要な財源の捻出及び確保等に努める必要がある。
第4 1 可能な限り少ない費用で望ましい効果が得られるよう、ワクチン価格の低廉化等に向け関係者が努力することが必要

提案の担当

医療局健康安全部健康安全課予防接種担当課長

山村 太郎

TEL 045-671-4840

带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 带状疱疹ワクチン定期接種の令和7年度からの実施

安全性・有効性等が確認され、定期接種に用いるとされた带状疱疹ワクチンについて、接種プログラムの全体像を速やかに示し、自治体が早期に実施できる体制を整えること

2 ワクチン・ギャップの早急な解消

「ワクチン・ギャップ」の解消に向けて、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについては、接種の安全性・有効性等を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること

3 安定的な定期予防接種のための財源措置

予防接種は、希望する国民すべてが等しく接種できるよう、新たに定期接種化されるワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

1 国の現状

- (1) 带状疱疹ワクチンは、令和6年6月の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会）で、ワクチンの有効性・安全性に係る知見及び費用対効果評価の結果等を踏まえ定期接種に用いるワクチンとする方向性が示され、定期接種化に向けて検討が進められている。
- (2) 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、平成26年に「予防接種に関する基本的な計画」を策定し、計画を推進。その結果、最近10年間で新たに10種のワクチンを定期接種化。
- (3) 一方で、带状疱疹ワクチンやおたふくかぜワクチンは、先進国の多く（G7加盟国では日本を除くすべての国）が定期接種に位置づけているが、日本ではいまだ任意接種。
- (4) 定期接種の費用は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担（地方交付税措置あり）。

2 横浜市の現状

- (1) 主に高齢者のQOLを著しく低下する恐れがあるとされる带状疱疹について、公費でのワクチン接種を求める声が高まっている。市議会からも強い要望を受けている。
- (2) 定期接種のワクチンが増え、定期予防接種に係る事業費が年々増加。一方、定期予防接種に係る費用は全額市費負担であり、基礎自治体として全国最大の人口を抱える横浜市は、極めて大きな財政負担。
- (3) 国における定期接種化の議論に資するよう、令和5年度に引き続き、新たに社会保険のデータを加えて、带状疱疹及び带状疱疹後神経痛に関して市内年代別患者数等の調査を実施。

3 問題点

- (1) 「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」とする予防接種基本計画の理念に沿って、国が带状疱疹ワクチン等の定期接種化の検討を加速化し、早期に実施することが必要。

- (2) 任意接種のワクチンを公的接種とするためには、薬剤の費用対効果を見極める必要があること
や多額の予算を要することなど、地方自治体単独で行うには課題が大きい。
(帯状疱疹ワクチンについて、65歳以上対象、接種費用の1/2補助、接種率10%で試算すると
年間約21億円の予算が必要)
- (3) 予防接種は、地方自治体の財政状況に左右されることなく、国の責任において希望する国民すべ
てが等しく接種できるようにすべき。定期予防接種を安定的に実施するためには、国の責任で
地方への財源措置が必要。

参考1 予防接種に関する基本的な計画(抄) 平成26年3月28日厚生労働省告示

第3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

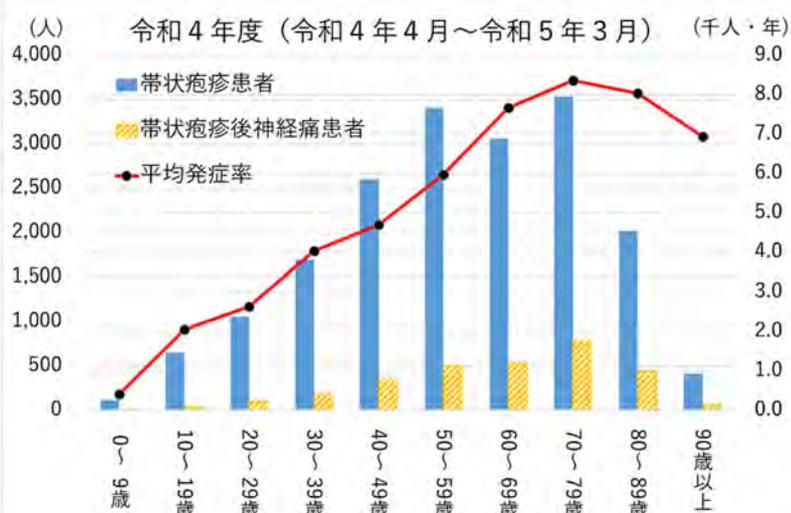
1 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係
者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその
目標及び達成状況について周知する。これらの方針に基づき、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定
期の予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実を当面の目標とす
る。

参考2 近年定期接種化された 新たなワクチン

| 時期 | ワクチンの種類 |
|-------|---|
| 平成26年 | 水痘(水ぼうそう)ワクチン 成人用肺炎球菌ワクチン |
| 平成28年 | B型肝炎ワクチン |
| 令和元年 | 風しん第5期定期接種 (MRワクチン) |
| 令和2年 | ロタウイルスワクチン |
| 令和5年 | 9価HPVワクチン |
| 令和6年 | 5種混合ワクチン 小児用肺炎球菌ワクチン(15価) 新型コロナワクチン 小児用肺炎球菌ワクチン(20価) |

参考3 帯状疱疹等の市内年代別新患者



参考4 過去10年間の横浜市定期予防接種事業の事業費の推移



提案の担当

医療局健康安全部健康安全課長

赤松 智子

TEL 045-671-2442

大規模災害時の被災地支援強化

要望先：内閣府

提案・要望内容

1 国による一体的・横断的な防災対策の推進

国が最重要課題としている防災・減災対策のために検討している、「防災庁」の設置や内閣府防災担当の抜本的な機能強化にあたり、省庁の枠組みを超えて政府を統括する強力な司令塔機能を実現すること。その上で、頻発する地震災害や激甚災害から市民の生命・財産を守り、且つ、被災からの復興が速やかに進むよう、政府が地方自治体と一体となり住民を支える体制とすること

2 避難所環境整備に資する大型資器材等の確保に係る支援

避難所環境整備に資する大型資器材等（ベッド、キッチンカー、トイレ・シャワー関連設備、大型エアートント、発電機、空調設備等）に係る財政支援や、国による広域的なストックの常備を図ることで、被災自治体の財政的負担や運用面の負担を軽減する制度を創設すること

1 国の現状

- (1) 「防災基本計画」において、市町村の努力義務として指定避難所又はその近傍の備蓄施設を確保した上で、食料・トイレ・段ボールベッド等、避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとしており、被災時の物資調整も被災自治体が主として担っている。
- (2) 1月1日に発生した能登半島地震では、高齢・過疎化が進んでいた地域特性や、基礎自治体職員も被災したことなどにより、避難所の運営面では混乱している状況もみられた。また、物資・資器材供給においては、国、被災地外自治体、民間企業、NPO 団体等の官民総力あげた支援が行われている。
- (3) 阪神淡路大震災以降、大地震の際には必ず上記の内容が被災自治体の実情として報じられているが、避難所となる体育館では、被災者が長期間にわたって厳しい環境での避難生活を強いられる状況がみられるなど、避難所の QOL（生活の質）対策が改善されているとはいえない。被災自治体職員は自身も被災しているにも関わらず、極限の対応を継続して強いられるなど、GADM(災害総括支援員) 等既存の支援制度だけでは、被災自治体、被災者へのサポートという点で、十分ではない側面がある。

2 横浜市の現状

- (1) 令和6年能登半島地震を受け、延べ1600名超の職員を被災地に派遣し支援活動を実施。また、今回の震災で顕在化した課題や被災地派遣職員の声、市民アンケートの結果等を踏まえ、新たな地震防災戦略の策定に取り組んでいる。
- (2) 従来から指定避難所である地域防災拠点の運営は地域で組織している地域防災拠点運営委員会が担い、開設・運営に際した訓練も行政と地域が一体となって取り組んでおり、備蓄物資についてもスペースの制約がある中で運営委員会と意見交換を通じて備蓄に努めてきている。

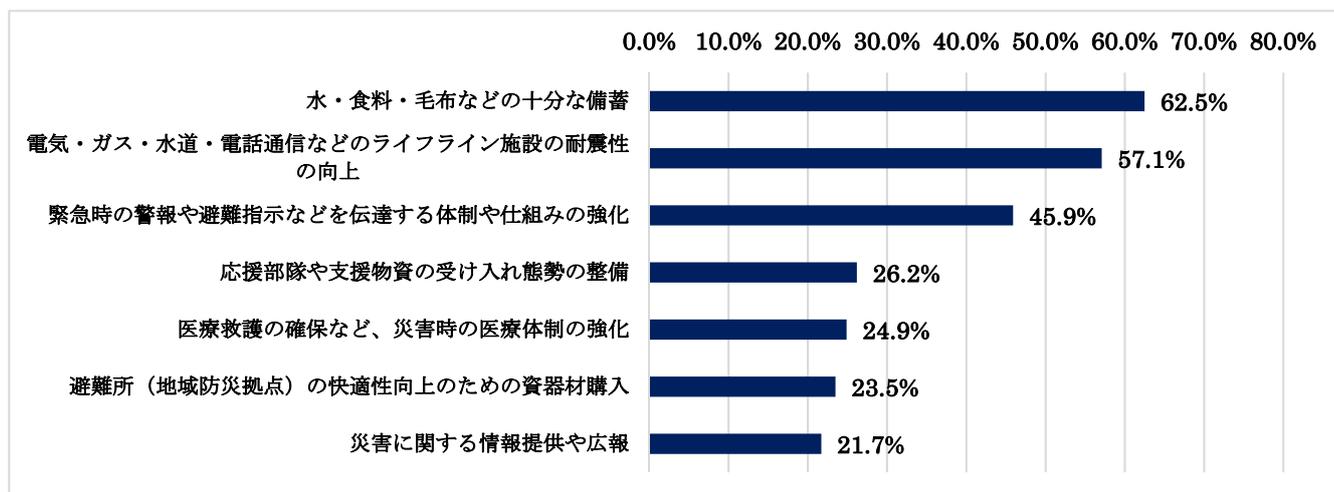
- (3) 新たな地震防災戦略の中では、避難生活環境の向上に向けた方策として、衛生用品、就寝環境用品等の拡充を検討している。また災害関連死のリスクが高い避難行動要支援者を中心に災害弱者対策として、福祉避難所運営についてより実効性のある取組を福祉部局とともに検討している。

3 問題点

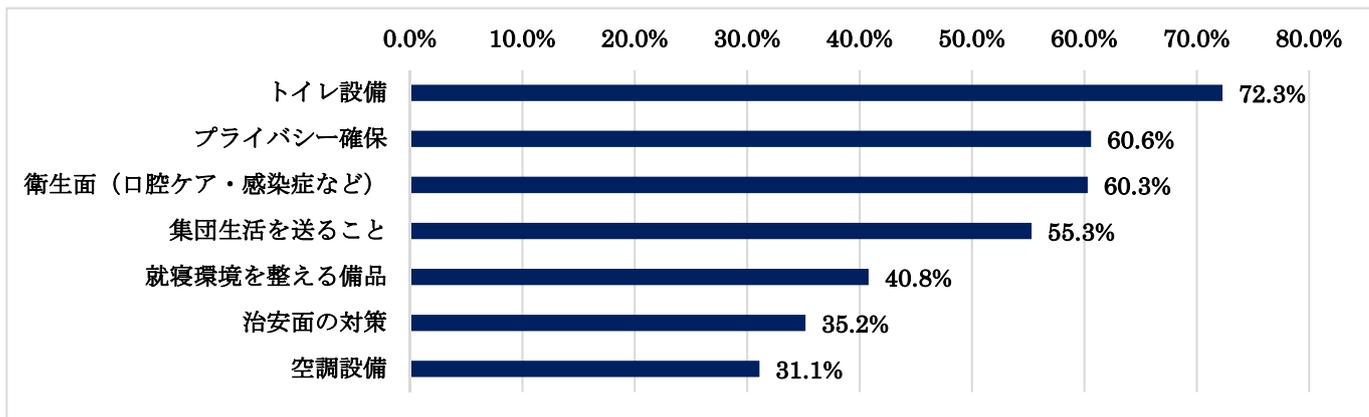
- (1) 政府が災害関連死ゼロの実現を目指している中で、避難所環境の整備は重要となるが、公立小中学校等の体育館等の空調設置率は全国平均で 22.1%に留まるなど、十分に対策が進んでいない。いつ大規模災害が発生するかわからない状況において、避難生活に直結する避難所環境整備などについては、政府の防災対策の司令塔である内閣府防災担当に人員・予算を一元化するなど、これまで以上に一体的・横断的な対策が求められる。
- (2) 切迫性が懸念される首都直下地震等の横浜市に甚大な被害が生じる大規模地震が発生した場合、国の行政機関が多く集積している東京都を含め、周辺の大規模自治体も同様に被災することが想定され、総務省所管の GADM による被災地支援や国によるプッシュ型物資供給等、国主導で行われている既存の支援についてこれまで通りの水準で展開できるのか不透明といえる。
- (3) 避難所運営や、避難所環境整備、物資調整については避難所の QOL 対策として、災害関連死を防ぎ被災者の命をつなぐ根幹部分ともいえるが、各自治体のみで十分な物資・資機材を配備することは財政面、保管スペース等の様々な制約により、困難である。
- (4) 平時における備えは各自治体が最大限の努力を重ね対応を進めていくべきではあるが、横浜市は市内人口 370 万人以上を抱える人口規模で国内最大の市町村であり、平時から物資の備蓄を推進していたとしても、必要品目を必要量備えることは場所と予算上の負担が大きく、被災時のオペレーションも容易ではない。

参考 1 令和 6 年度に実施した防災減災アンケート

問：災害対策について横浜市に力を入れて取り組んでほしいこと（5 つまで選択・上位 7 個）



問：避難所で避難生活を送らなければならなくなった際の心配事（該当すべて・上位7個）



参考2 イタリアの災害対応事例

- ・県、ボランティア団体双方がキッチンカー、食堂、トイレ、シャワー、ベッド、テントといった資器材パッケージを保有しており、被災地へ運営補助者となる人（ボランティア）と一緒に送り出し、到着から半日程度で設営を終える。
- ・県のもとに様々なボランティア団体（例：51 団体約 3,000 人）が平時から活動しており、発災時に自治体職員と一緒に避難所運営等に携わっている。物資管理や避難所運営に携わる人の 98.5% がボランティア人材であり、自治体職員は 1.5% という実例がある。
- ・ボランティアは、平時から国の登録制度のもとで登録しており、研修等を経てボランティアの資格を得ている。また、有償ボランティアであり、実動に際して勤務先を通じて国に求償できる制度がある。

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長
総務局危機管理室危機管理部防災企画課担当課長

柴 政紀
田中 敦

TEL 045-671-2109
TEL 045-671-2019

GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

高齢者・障害者施設等における防災・減災対策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の採択基準の緩和

昨今、国内各地で自然災害が多発し、各施設における深刻な被害が見られる中、本交付金事業を活用した防災・減災対策を早急に進める必要があることから、採択基準の緩和及び予算の拡充を行うこと

2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実施に必要な期間の確保

事業者等が事業を実施するために十分な準備を行うために必要な期間を確保するため、交付金の内示時期を前倒しすること

3 社会福祉施設等施設整備費補助金における非常用自家発電設備整備に係る法人負担費用の軽減

昨今、国内各地で自然災害が多発し、各施設における深刻な被害が見られる中、本補助金事業を活用した防災・減災対策を早急に進める必要があることから、事業者の負担率を軽減すること

1 国の現状

- (1) 能登半島地震や能登半島豪雨などの大規模自然災害によりライフラインが長期間にわたり途絶し、高齢者施設等においても停電や断水による施設運営への影響が深刻な問題となっている。
- (2) 「高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究報告書（令和2年3月）」（令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）では、常用・非常用自家発電機の未整備施設が46.5%、受水槽や地下水利用給水設備の未整備施設が48.3%となっており、全国的に災害発生時に施設機能を維持するための電力・水の確保が十分とは言えない状況にある。
- (3) 当該交付金事業の申請に対する国の採択件数及び内示の時期は、年度によって大きくばらつきがある。

2 横浜市の現状

- (1) 市の独自調査では、非常用自家発電設備や給水設備が未整備となっている事業者が全体の約1/4程度あり、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、施設の機能を維持するためには、災害対策用の設備等の整備の推進が不可欠である。
- (2) また、非常用自家発電設備が整備されているものの、老朽化などが原因で、十分な稼働時間が確保できない設備もあり、新規の設置だけでなく更新も進めることが必要である。
- (3) 国の採択から漏れた事業者が次年度以降に、再度の申請を検討する場合、年度によって国の採択件数にばらつきや内示の時期が一定でなかったりすることから、次年度以降の申請の見通しを立てづらく、整備促進に繋がらない。また、事業者からは事業を実施するために必要な期間が十分に確保されていないことへの是正を求める声があがっている。

3 問題点

- (1) 本交付金事業は、災害発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用している高齢者施設等における災害対策用の設備の更新等を支援する事業として、極めて重要な事業であるが、事業者及び横浜市からの申請に対する国の採択件数が少ない状況。国の採択件数が少ないことで、当該交付金事業による災害対策用設備の更新等が進まない。
- (2) 本交付金事業を活用した、災害対策用の非常用自家発電設備や給水設備の導入及び更新にあたっては、設備業者からの納品や設置工事に一定の期間を要するものが多数あり、国からの内示の時期が遅れた場合、事業実施に要する期間を十分に確保できず、申請を断念せざるを得ないケースもある。
- (3) 横浜市からの申請に対する採択の内示の時期が遅い場合、事業者が事業を実施するための期間が十分に確保されておらず、内示を受けたにもかかわらず申請を断念せざるを得ない場合があり、設備の更新等が進まない状況が拡大している。
- (4) 大規模自然災害によりライフラインが長期間にわたり途絶が想定される中、施設の機能を維持するための電力や水の確保を自力で行うための災害用の非常用設備の整備が急務となっている。本補助金事業は、災害発生時に施設外で避難生活を送ることが困難な重度障害を受け入れる障害者支援施設における災害用の非常用自家発電設備の更新等を支援する重要な事業である。しかし、設備の更新には多くの法人負担が必要となることから、事業者が申請を躊躇し、整備が進んでいない。

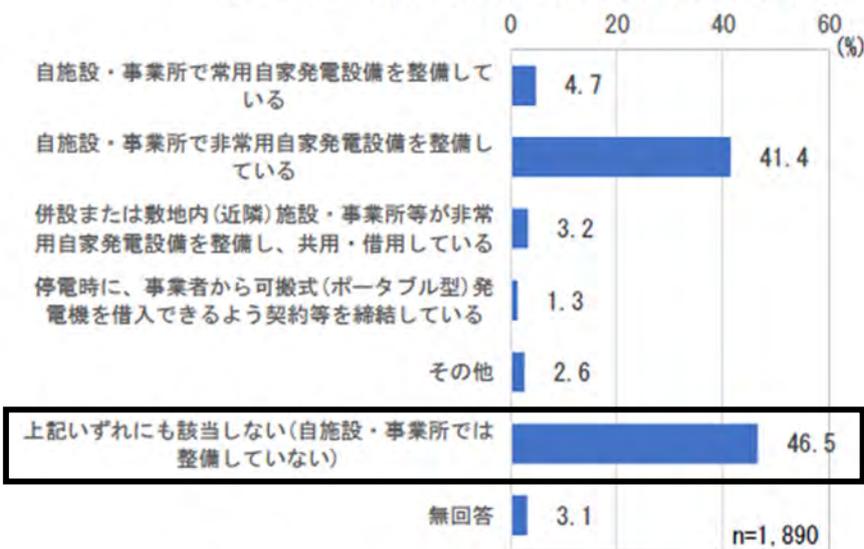
参考1 自然災害による被害の状況、非常用設備の導入状況等

(出典：高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業報告書／一般財団法人日本総合研究所)

図表 1-1-18 被害状況

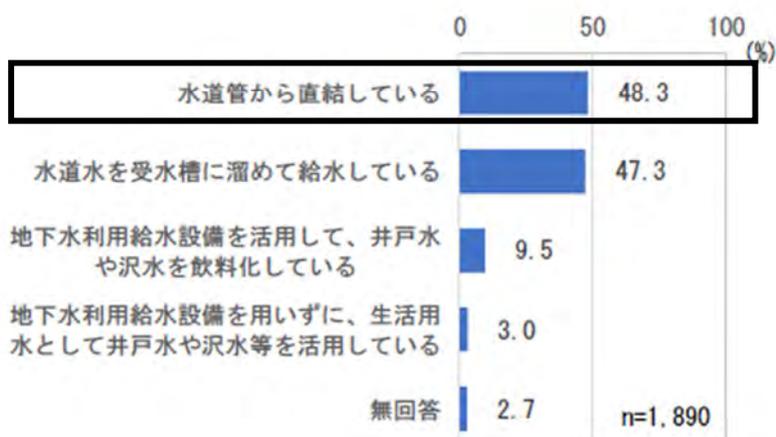


図表 1-2-1 常用・非常用自家発電設備の整備状況



常用・非常用自家発電設備の未整備施設

図表 1-3-1 回答施設・事業所の給水方式



受水槽・地下水利用給水設備の未整備施設

参考2 横浜市内施設への非常用設備の導入状況の調査結果

3-5 非常用電源

| | | | 整備率 |
|---------------------|-----|----|-------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 実施 | 47 | 73.4% |
| | 未実施 | 17 | |
| 介護老人保健施設 | 実施 | 25 | 75.8% |
| | 未実施 | 8 | |

3-3 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備

| | | | 整備率 |
|---------------------|-----|----|-------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 実施 | 41 | 64.1% |
| | 未実施 | 23 | |
| 介護老人保健施設 | 実施 | 25 | 75.8% |
| | 未実施 | 8 | |

参考3 申請に対する採択等の状況

非常用自家発電設備

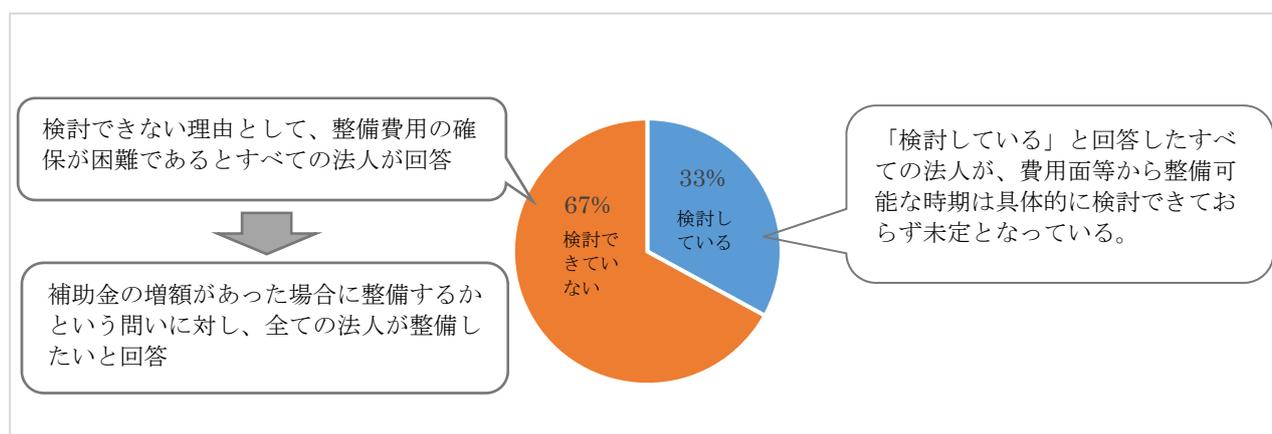
| 年度 | A | B | C |
|----|---------|--------|--------|
| | 国への申請件数 | 国の採択件数 | 事業実施件数 |
| R5 | 8 | 8 | 7 |
| R4 | 8 | 4 | 4 |
| R3 | 4 | 4 | 3 |

給水設備

| 年度 | A | B | C |
|----|---------|--------|--------|
| | 国への申請件数 | 国の採択件数 | 事業実施件数 |
| R5 | 4 | 2 | 2 |
| R4 | 6 | 1 | 1 |
| R3 | 5 | 4 | 2 |

A→Bは国の採択件数の減による減、B→Cは事業実施期間が短いなどの理由により実施しなかったことによる減

参考4 障害者支援施設における非常用自家発電設備の整備状況の調査（令和6年度）



提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課高齢施設整備担当課長
健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課長

田島 彰 TEL 045-671-3620
大津 豪 TEL 045-671-2377

道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援

(1) 5か年加速化対策に必要な予算の確保と対策期間後における継続した支援

道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保及び、5か年加速化対策後の継続した財源の確保

(2) 災害対策の更なる加速に向けた交付金制度の重点配分対象の拡大

緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築や橋梁の耐震化などの地震対策等における中長期的な取組を、道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の重点配分の対象に追加。事業規模が交付金の対象要件に満たない道路法面の防災対策についても推進できるよう、交付金制度の要件緩和

(3) 事業費の確保

国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、桂町戸塚遠藤線及び鴨居上飯田線の整備に係る事業費の確保

2 無電柱化の推進に向けた支援

無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続、並びに省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化

1 国の現状

- (1) 激甚化・頻発化する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。令和6年7月に関係府省庁連絡会議を開催し、5か年加速化対策後の後継となる「国土強靱化実施中期計画」の策定作業を開始。
- (2) 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路施設点検データベース」を公開。
- (3) 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。

2 横浜市の現状

- (1) 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。現在、本体工事に着手する路線が増えており、財源確保が必要。
- (2) 横浜市が管理する橋梁1,722橋（橋長15m以上の橋梁は866橋）のうち、健全度Ⅲ判定のものは172橋、歩道橋326橋のうち、健全度Ⅲ判定のものは48橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。

- (3) 令和6年能登半島地震を受け、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送路の整備や地震対策（道路がけの防災対策や橋梁・歩道橋の耐震化等）など、災害対策の取組を「地震防災対策強化パッケージ」として推進。これまでの災害対策に加えて、令和6年度から新たに緊急輸送路などの道路がけについて、4年間で集中的に対策を実施。また、橋梁、道路がけの耐震化など公共インフラの強靱化の加速を盛り込んだ、新たな「横浜市地震防災戦略」を令和6年度末策定予定。

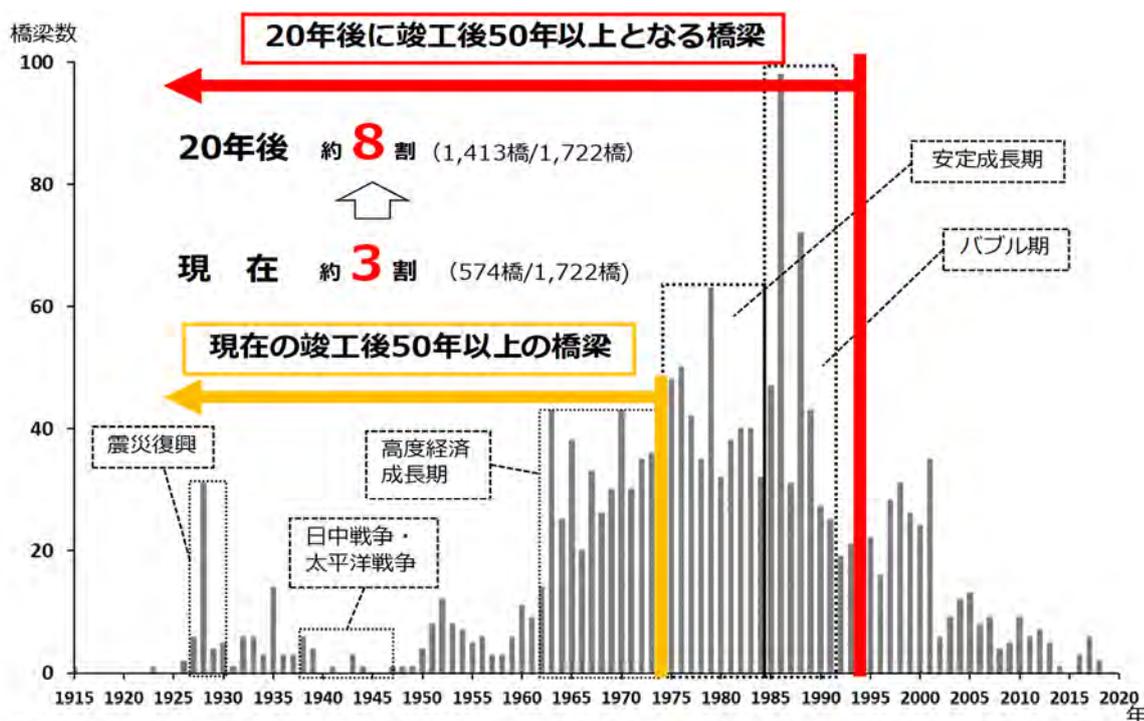
3 問題点

- (1) 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業（緊急輸送路整備や地震対策等）も、国土強靱化の推進に向けては、必要不可欠。
- (2) 強靱な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策及びそれ以降の継続した支援が必要。
- (3) 災害時の救急活動や応急復旧の速やかな展開など、無電柱化の効果を早期に発現させるためには、本体工事実施のための予算確保が必須。
- (4) 引き続き事業を推進するためには、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

参考 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

横浜市が管理する橋梁1,722橋のうち、約83%にあたる1,413橋が20年後に竣工後50年以上となり、適切な修繕を行わなければ事故や通行止めのリスクが増大するため、現状の事後保全管理型から、予防保全型管理への転換を目指し、コスト縮減を図りながら、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

施工後50年以上の橋梁数と全体に占める割合



提案の担当

| | | |
|----------------|-------|------------------|
| 道路局計画調整部事業推進課長 | 故島 哲朗 | TEL 045-671-2937 |
| 道路局計画調整部企画課長 | 金子 真嗣 | TEL 045-671-2746 |

郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

要望先：財務省、国土交通省、農林水産省

提案・要望内容

- 1 新たなインターチェンジ・新たな交通の整備に向けた継続的な検討支援
 広域防災拠点へ直接アクセスできる新たなインターチェンジの整備（連結許可の早期取得）や、将来の土地利用に必要な新たな交通（瀬谷・上瀬谷間の専用道）の整備に向けた継続的な検討支援
- 2 公園整備における国有地の取得に向けた柔軟な対応
 広域防災拠点となる（仮称）旧上瀬谷通信施設公園における国有地の取得時期や方法等に関する柔軟な対応
- 3 上瀬谷地区における農業関連事業への検討支援
 郊外部の新たな活性化拠点にふさわしい農業を展開するため、土地区画整理事業と合わせた農業基盤整備に加え、地元農業者の早期営農開始に向けた検討支援

1 国の現状

- (1) 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年12月）。
- (2) 市施行の土地区画整理事業について設計の概要の認可（令和4年9月）。
- (3) 土地区画整理事業について設計の概要の変更の認可（公共施設の配置等の変更）（令和5年9月）。

2 横浜市の現状

- (1) 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、土地利用の考え方等を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和2年3月）。
- (2) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）を策定（令和4年6月）及び都市公園を設置すべき区域の決定（令和5年10月）。
- (3) 「観光・賑わい地区」における事業予定者の決定（令和5年9月）及び事業予定者と基本協定の締結（令和6年3月）。
- (4) 新たなインターチェンジ及び新たな交通の事業実施について、方針決定（令和6年1月）。
- (5) 令和6年能登半島地震を踏まえて、旧上瀬谷通信施設地区に横浜市初の広域防災拠点を整備し、災害時の拠点機能の強化を進めている。

3 問題点

- (1) 広域防災拠点の機能を最大限に発揮させる新たなインターチェンジや、まちづくりに合わせた新たな交通の供用が不可欠。
- (2) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園は GREEN×EXPO 2027 の会場基盤となることから、国から協会が借り受けた国有地に市の公園施設が設置されるため、GREEN×EXPO 開催後、国と協会の土地使用契約が満了すると同時に、市が国有地を一括取得するなど、公園区域全体の権原取得が必要。

- (3) 公園区域は約 65ha と非常に広大であり相当の用地費を要するため、用地取得にあたっては、その時期や方法に関する国の柔軟な対応が必要不可欠。
- (4) 地域の農業生産力向上及び地元農業者の早期営農開始のため、良質な土壌による整地や、用水のための畑地かんがい施設（井戸、配管）の整備に加え、高収益作物への転換に向けた支援が必要。

参考 1 新たなインターチェンジ・新たな交通について

- ・旧上瀬谷通信施設地区に整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、安定的かつ効率的な物流を確保し市民の暮らしや市内経済の活性化を図ることを目指し、新たなインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
 - ・道路混雑の抑制や来街者への交通利便性の向上、将来的には誰もが移動しやすい持続可能な地域交通を目指し、横浜市西部地域の交通ネットワークを構築していくことを目的に、瀬谷駅を起点とする新たな交通の導入に向けた検討を進めている。
- なお、瀬谷・上瀬谷間では、バス専用の道路を整備し、次世代技術（自動運転・隊列走行）を活用したバスによる新たな輸送システムの導入を目指している。

広域防災拠点と新たなICのイメージ



参考 2 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園の計画

- ・公園を整備する「防災・公園地区」は、全体が GREEN × EXPO 2027 の会場となるため、先行して公園の基盤となる植栽や園路、パークセンター等の整備を進めており、並行して GREEN × EXPO 2027 の会場整備を行っていく。
- ・GREEN × EXPO 2027 の開催後は、「環境」と「防災」をテーマとした公園として、大規模災害時に全国から集まる応援部隊を受け入れるベースキャンプ機能などを有する広域防災拠点となるとともに、GREEN × EXPO 2027 の理念や取組を踏まえ、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルといった Green の領域に取組を拡大させた「新しい公園」を目指して検討を進めている。
- ・公園となる国有地について、GREEN × EXPO 2027 開催後の取得時期や方法について協議を進めている。

■公園の概要

- ・公園名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 ・面積：約 65ha

公共交通ネットワークのイメージ



参考 3 上瀬谷の農業振興地区について

- ・地域内外の様々な企業・研究機関や意欲・ノウハウ・技術のある多様な主体と連携することで、横浜に最適化したスマート農業や脱炭素化に寄与する取組、小面積でも高収益化を図れる施設農業等の研究・実証・活用を進め、成果を市内外へ発信していく。
- ・多様な連携の成果をもとに、地域単位で農業が自立することができる「持続可能な都市農業モデル」の確立を目指す。
- ・周辺地区の賑わいを活かし、集客型農業の展開等を通じて、市民や来街者が農や食とふれあう機会を作り出すことで、横浜市の特色ある農の魅力を広く PR していく。
- ・大学や企業・地区の農家等と連携し、総合的な農業技術や地域と調和できる持続可能な農業経営のノウハウを学ぶ場をすることにより、市内各地で活躍できる新規参入者等や、地域農業の核となる人材を育成する。

土地利用の考え方のイメージ



提案の担当

| | | |
|---------------------------------------|-------|------------------|
| 脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷整備推進課長 | 蒲田 仁 | TEL 045-900-0594 |
| 脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷交通整備部上瀬谷交通整備課長 | 守谷 俊輔 | TEL 045-671-4606 |
| 脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課長 | 大窪 和人 | TEL 045-671-4226 |
| 脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課長 | 岩間 貴之 | TEL 045-900-0595 |
| みどり環境局農政部農政推進課上瀬谷担当課長 | 赤井 洋之 | TEL 045-671-2893 |

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027） 開催に向けた協力・支援

要望先：国土交通省、農林水産省、外務省、環境省、経済産業省、内閣官房、内閣府

提案・要望内容

- 「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づく取組の着実な実施**
国家的プロジェクトである GREEN×EXPO 2027 の全国的な機運醸成、多様な主体からの参加を得るための幅広い参加招請活動の展開、政府出展の取組などの着実な準備の実施
- GREEN×EXPO 2027 の会場基盤となる土地区画整理事業及び都市公園事業の財政支援**
GREEN×EXPO 2027 の会場基盤となる土地区画整理事業及び都市公園事業について、確実に工事を完了させるために必要な財政支援
- 環境配慮型バスの導入、運転士の確保を含む安全・円滑な輸送システムの構築に向けた総合的な支援及び道路整備事業の推進への協力**
環境配慮型バスの導入に係る車両及び充電設備等の購入や運転士の確保を含む安全で円滑な輸送システムの構築への制度面を含む総合的な支援
政府の基本方針において関連事業計画に位置付けられた会場周辺の活性化の基盤となる道路整備事業への財政支援や会場へのアクセスルートとなる保土ヶ谷バイパス等における交通対策の実施、瀬谷駅前空間及び環状4号線等の暑熱対策を含むおもてなし空間創出への協力
- 民間資金確保のため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長**
民間資金確保のため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、税の軽減効果（寄附額の最大9割）を維持した上で、適用期限を延長

1 国の現状

- 令和4年（2022年）3月、「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（園芸博法）」が施行され、同法に基づき、博覧会の開催者として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（現・公益社団法人）」を指定。
- 令和5年（2023年）8月31日の第2回2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議にて、「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」及び「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）関連事業計画」が決定。
- 令和5年（2023年）8月、「2027年国際園芸博覧会政府出展基本計画」を策定。
- 令和6年（2024年）4月、越川和彦 2027年国際園芸博覧会政府委員が就任し、政府・博覧会協会が連携し、各国・国際機関への参加招請活動を加速。

2 横浜市・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の現状

- (1) GREEN×EXPO 2027 の会場も含む上瀬谷地区は、戦後まもなく米軍に接收され、約 70 年もの間、土地利用が制限されていたが、返還された基地跡地は、首都圏でも貴重な広大な土地であり、**基地跡地の平和的利用の象徴的先例**として、国際的な祭典である GREEN×EXPO 2027 を開催し、その後の横浜市西部地域の活性化拠点となるまちづくりを推進。
- (2) GREEN×EXPO 2027 の会場は、土地区画整理事業（1層目）、都市公園の基盤整備（2層目）、博覧会協会による会場建設（3層目）の3層構造で整備を進めており、令和5年11月から会場内のインフラ等の基盤整備に着手し、令和6年5月から雨水調整池などの整備を進めるとともに、10月には協会による会場建設にも着手。
- (3) **会場建設費**は、建設費総額に占める**補助対象事業の割合を3分の2程度**とし、3分の1程度の部分は民間資金等により対応。補助対象事業の部分については、**国と関係自治体が同率の割合で負担**することとされており、民間資金等により対応する建設費については、**地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）**等を活用して資金を確保。
- (4) GREEN×EXPO 2027 を契機に **EV バス等の環境配慮型車両の導入促進を図り、脱炭素化を推進**。また、想定される交通需要に対応するため、会場周辺の道路整備を推進。
- (5) **開催1000日前**となる令和6年（2024年）6月22日にあわせて、**公式マスコットキャラクター「トゥンクトゥンク」の名前発表**の他、**市民向けキックオフイベント**を実施し、機運醸成を推進。
- (6) 令和6年（2024年）8月、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）閣僚会合の出展ブースにおいてPR等を実施。また、令和6年（2024年）10月、**アジア・スマートシティ会議**にて「GREEN×EXPO 2027 セッション」を実施するなど、国内外に向けて積極的に情報発信を実施。
- (7) 令和6年（2024年）10月1日に**出展者第一次内定発表会**を開催し、「Village 出展」8件、「花・緑出展」223件、合計231件の多くの企業等の皆様を、新しいグリーン社会の実現に向けたパートナーとして発表。10月25日から**二次公募**を実施。

3 問題点

- (1) 国家的プロジェクトである GREEN×EXPO 2027 では、関係者一丸となった機運醸成や国内外への参加招請を行い、多くの人々に開催の意義を伝えていくことが必要。開催まで残り2年半を切り、**全国的な機運醸成、幅広い参加招請、政府出展の取組などの更なる加速が必要**。
- (2) GREEN×EXPO 2027 の会場の基盤となるインフラ整備は、**土地区画整理事業が令和7年度に事業費のピークを迎えるため、順次整備を進める都市公園事業と併せて財政支援が必要不可欠**。
- (3) **環境配慮型バス導入促進**に向け、車両や充電設備等に対する**財政支援のほか、処分制限期間中の所有者変更を可能とするなどの柔軟な制度運用が必要**。また、来場者の利便性と地域の生活環境に配慮した安全・円滑な**輸送システムの構築の推進**、博覧会会場や会場周辺道路の**整備が必要**。特に、博覧会の来場者輸送に対応するため、**市道五貫目第33号線（上川井・上瀬谷地区）・瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）・市道環状4号線（北町地区）等の道路整備事業及び、会場への主要なアクセスルートとなる保土ヶ谷バイパス等の交通円滑化に向けた対策が必要不可欠**。あわせて、瀬谷駅前空間及び環状4号線等の歩行者空間については、**暑熱対策を含む来場者の高揚感高まるおもてなし空間の創出が必要**。
- (4) 税の軽減効果が寄付額の最大9割である**地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）**は民間資金確保に必要不可欠な制度であるが、**令和6年度が特例適用の期限**であり、制度が終了した場合、民間資金の確保に多大な支障が生じる。

参考1 GREEN×EXPO 2027 開催概要及び取組状況

●テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～

●開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市） ●開催期間 令和9年3月19日～9月26日

●取組状況

開催1000日前を契機に更なる機運醸成を図るため、横浜駅からみなとみらいまでの幅広いエリアの駅周辺や商業施設等を統一したデザインにより彩る『街なか装飾』を実施するとともに、鉄道の車内をポスター等で装飾した「アドトレイン」の運行や、市営バス・ごみ収集車のGREEN×EXPOラッピング等を行いました。

<開催1000日前『街なか装飾』>



<市営バスラッピング>



参考2 開催場所（旧上瀬谷通信施設地区）

GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設地区は、横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置し、平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、ほぼ全域が市街化調整区域の首都圏においても貴重な広大な空間です。また、市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域です。地権者で構成されるまちづくり協議会とともに検討を進め、将来的に広域防災拠点の機能を設ける予定の「防災・公園地区」をはじめとして、「観光・賑わい地区」「農業振興地区」「物流地区」の4つの地区を配置する「土地利用基本計画」を策定し、事業着手しています。

●総面積 242.2ha（民有地 110.0ha（45.4%）／国有地 109.5ha（45.2%）／市有地 22.7ha（9.4%）

●地権者数 約250名

- 経緯
- ・平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
 - ・令和2年3月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
 - ・令和4年4月 土地区画整理事業の都市計画決定
 - ・令和4年10月 土地区画整理事業の事業計画決定
 - ・令和5年8月 一部幹線街路の都市計画決定
 - ・令和5年9月 「観光・賑わい地区」における事業予定者決定
 - ・令和5年11月 仮換地指定
 - ・令和6年3月 「観光・賑わい地区」における事業予定者と基本協定締結



<土地利用計画図>

参考3 GREEN×EXPO 2027 会場整備の進め方

GREEN×EXPO 2027 の会場整備は、土地区画整理事業（1層目）、公園内の基盤整備（2層目）、博覧会協会による会場整備（3層目）の3層構造で行っており、工事が完成した箇所から、2層目、3層目の工事に順次引き渡し、開催に向けて着実に整備を進めています。



参考4 国土交通省国庫補助要望内容・旧上瀬谷通信施設地区及び周辺図

【要望内容】

国土交通省都市局

- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
＜防災・安全交付金＞
- (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業
＜社会資本整備総合交付金＞
＜防災・安全交付金＞
- 都市計画道路瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）
＜防災・安全交付金＞
- 瀬谷駅前及び市道環状4号線のおもてなし空間創出事業
＜社会資本整備総合交付金＞

国土交通省道路局

- 市道五貫目第33号線（上川井・上瀬谷地区）
＜個別補助：空港・港湾等アクセス道路＞
- 市道環状4号線（北町地区）
＜防災・安全交付金＞



提案の担当

| | | |
|--|--------|------------------|
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課長 | 長谷部 千晶 | TEL 045-671-4627 |
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷整備推進課長 | 蒲田 仁 | TEL 045-900-0594 |
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課長 | 大窪 和人 | TEL 045-671-4226 |
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課長 | 岩間 貴之 | TEL 045-900-0595 |
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課担当課長 | 山崎 祐輔 | TEL 045-671-4627 |
| 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課担当課長 | 中林 都 | TEL 045-671-4627 |

電気自動車等の普及に向けた支援の拡充

要望先：経済産業省、国土交通省

提案・要望内容

1 電気自動車等用充電器等の整備への支援の拡充

充電器設置の需要増に継続して対応できるよう予算額を拡充すること。また、急速充電器及び高圧受変電設備設置に対する補助上限額を引き上げること

2 集合住宅への充電器設置の促進に向けた政策の実施

一定規模以上の集合住宅を供給する事業者に対する電気自動車等用充電器の設置義務化など、集合住宅への設置を促す政策を実施すること

1 国の現状

- (1) 令和5年10月、電気自動車（EV）などの充電器の設置目標を2030（令和12）年までに従来の2倍である30万口とする「充電インフラ整備促進に向けた指針」を公表し、既築の集合住宅に設置するより低コストでの設置が可能な新築の集合住宅における充電器の整備を促すことも重要としている。
- (2) 国はクリーンエネルギー自動車導入促進補助金等により、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の車両購入やEV充電器の機器導入・工事に対する補助を実施。

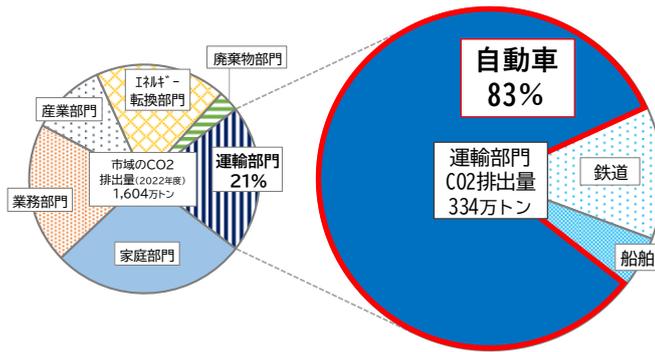
2 横浜市の現状

- (1) 横浜市域の運輸部門の二酸化炭素排出量のうち約8割が自動車からであり、2030年度の削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現には、EV等の次世代自動車の普及促進が不可欠。
- (2) 横浜市域内のEV急速充電器を2030年度までに400口に倍増させることを目標に、市民や事業者にとって利用しやすい公道や公共施設、コンビニエンスストア等への設置を事業者と連携して推進。

3 問題点

- (1) EV等用充電インフラ整備の補助金について、令和5年度補正・令和6年度当初予算第1期の申請総額が予算額を大きく上回っており、利便性の高い公道や商業施設等に充電器を設置する事業者に対して十分な支援を行うことが必要。加えて、都市部で高圧受変電設備を設置する際の工事費が補助上限額を上回るケースがあり、設置する事業者の負担となっているため、支援の強化が重要。
- (2) 市内の住宅の約6割を占める集合住宅にEV等用充電器を導入する場合、導入費や維持管理の負担について住民の合意形成が難しいことが課題となる。集合住宅への導入を促進させるためには、一定規模以上の集合住宅を供給する事業者に対する充電器設置義務化や新たな補助制度の充実のような政策展開を行うことが必要。

参考1 横浜市域の部門別二酸化炭素排出割合（2022年度）



運輸部門のCO₂排出量の約8割を占める自動車の排出削減のためEV等の普及拡大が不可欠

参考2 横浜市における公民連携による急速充電器の設置拡大

○公民連携による急速充電器の設置拡大

⇒ 2030年度までに現在の**2倍の400口**設置



基礎自治体のEV急速充電器設置状況(口数)

| 自治体名 | 設置数(2023) |
|-------|-----------|
| 横浜市 | 200 |
| 東京都港区 | 47 |
| 川崎市 | 60 |
| 相模原市 | 48 |
| さいたま市 | 85 |
| 名古屋市 | 177 |
| 大阪市 | 87 |
| 福岡市 | 101 |

2030年度
400口



EV用公道充電器(新港中央広場)

- 公道等への充電器の設置拡大
- 新たにコンビニ等での設置促進

充電インフラ拡充によりEV購入意欲を促進

参考3 横浜市域内の公道への充電器設置状況

令和3年度: 第1弾 実証実験開始 ※全国初



青葉区しらとり台

市が場所の選定や事業者を公募・決定し、民間事業者が充電器の設置・運営を行います。

- 公道充電(稼働中)
- ◆ 公道充電(検討中)



令和4年度: 第2弾 実証実験開始



都筑区センター南駅広場

令和5年度: 第3弾 実証実験開始



中区新港中央広場前

提案の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課長

大屋 正信 Tel 045-671-2683

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部カーボンニュートラル事業推進課担当課長

山本 恵幸 Tel 045-671-2666

太陽光発電設備の循環利用の実現に向けた取組の推進と導入拡大に向けた支援

要望先：環境省

提案・要望内容

1 使用済太陽光パネル等の循環利用に向けた仕組みづくり

今後、廃棄量の増加が見込まれる住宅用の使用済太陽光パネル等を適切に回収し、リサイクル等による循環利用を進めるための仕組みづくりを行うこと

2 公共施設を対象としたペロブスカイト太陽電池の補助制度の創設

ペロブスカイト太陽電池の社会実装の加速化に向けて、まずは行政の率先的な取組が不可欠であるため、公共施設にペロブスカイト太陽電池を導入する場合の補助制度を創設すること

1 国の現状

- (1) 令和5（2023）年4月に「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置。太陽光パネル等のリサイクル・適正処理に向け、具体的な方策について検討し、今年1月に中間取りまとめを公表。
- (2) 令和6（2024）年9月より、太陽光パネルのリサイクル制度や再利用の推進のあり方に関する事項等を審議する合同会議を開催。
- (3) 令和6（2024）年8月開催の第12回GX実行会議で、ペロブスカイト太陽電池の公共施設への率先導入等により、需要サイドから再エネの最大限の導入拡大を促進することや、今後、地方自治体を含む需要家向け導入補助事業を検討することなどを示す。

2 横浜市の現状

- (1) PPA を活用した市立学校等の公共施設への太陽光発電設備の導入や、省エネ住宅住替え補助等による住宅用太陽光発電設備の導入を推進。
- (2) 太陽光発電の適地が限られる都市部において、更なる再エネの普及拡大を目指すため、今年9月より、公共施設を活用したペロブスカイト太陽電池の実証実験を市庁舎等において開始。

3 問題点

- (1) 平成24（2012）年の固定価格買取制度の導入により加速度的に普及した太陽光発電は、パネルの寿命が約20～30年であり、2030年代半ば以降、寿命を迎えるパネルが大量に出ると予想されている。今後増加が想定される使用済太陽光パネルが適切にリユース・リサイクルされる仕組みづくりが必要。
- (2) 太陽光パネルの重量の約6割を占めるガラスのリサイクルなど、資源の有効活用・循環利用に向けた技術開発等が重要。
- (3) 近い将来に市場投入が想定されるペロブスカイト太陽電池の公共施設への率先導入にあたっては、製品価格や施工コストなどが高額になることが想定されるため、財政支援が必要。

参考 1 太陽光発電設備の導入状況

| | | 住宅用 (10kW未満) | 事業用 (10kW以上) | 計 |
|---------------------|------|-----------------|-----------------|----------|
| 国 (2024年3月末時点) | 設置容量 | 1,536万kW | 5,787万kW | 7,323万kW |
| | 割合 | 21% | 79% | 100% |
| 横浜市 (2023年3月末時点) | 設置容量 | 15.9万kW | 6.2万kW | 22.1万kW |
| | 割合 | 72% | 28% | 100% |

※ 設置容量及び設置件数は、FIT・FIP 認定の新規認定分と移行認定分の総計を示す。

中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議（第1回）資料等より作成

参考 2 横浜市庁舎におけるペロブスカイト太陽電池の実証実験

- 実証予定期間
令和6年9月30日(月)～11月28日(木)
- 事業者名
東芝エネルギーシステムズ株式会社
- 場所
横浜市庁舎アトリウム 南側2階管理通路
- 使用電池
フィルム型ペロブスカイト太陽電池
横 1225mm × 縦 460mm × 厚さ約 1mm × 4枚
- 実証概要
LEDの点灯など発電状況の検証を実施



提案の担当

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課長

大屋 正信 TEL 045-671-2683

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素移行推進部カーボンニュートラル事業推進課長

松下 功 TEL 045-671-2636

プラスチック資源循環の推進

要望先：環境省

提案・要望内容

1 拡大生産者責任の考えに基づいた費用負担の仕組みへの見直し

プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルについて、拡大生産者責任の考えに基づき、分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担する制度に見直すこと
特に、プラスチック製品の再商品化費用分については優先的かつ早期に見直すこと

2 特別交付税措置に代わる十分かつ確実な財政措置

特別交付税措置とされているプラスチック製品の分別・リサイクル費用について、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないように、新たな交付金制度を創設するなど、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること

1 国の現状

- (1) 令和4年度から市町村が実施するプラスチック製品の再商品化費用については、現行の容器包装のリサイクル制度とは異なり、市町村の負担となるため、収集から再商品化までに要する費用の概ね2分の1について、特別交付税措置を講ずることとしている。

2 横浜市の現状

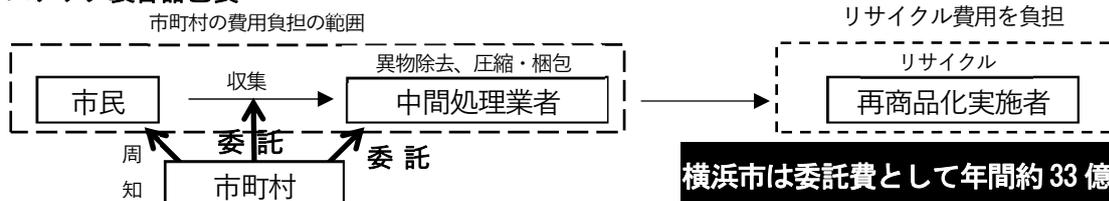
- (1) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」および「2030年度温室効果ガス50%削減」を掲げる横浜市にとって、廃棄物分野のプラスチック対策は最重要施策の一つであり、これまで焼却処理してきたプラスチック製品も対象とする「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を令和6年10月に18区中9区で先行実施し、令和7年4月には全市域で実施することを表明した。
- (2) プラスチック製容器包装の分別収集、中間処理に要する費用負担は年間33億円(令和5年度)。「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」にあたっては、収集量の増に伴う費用負担の増に加え、プラスチック製品については新たに再商品化費用も負担することとなる。

3 問題点

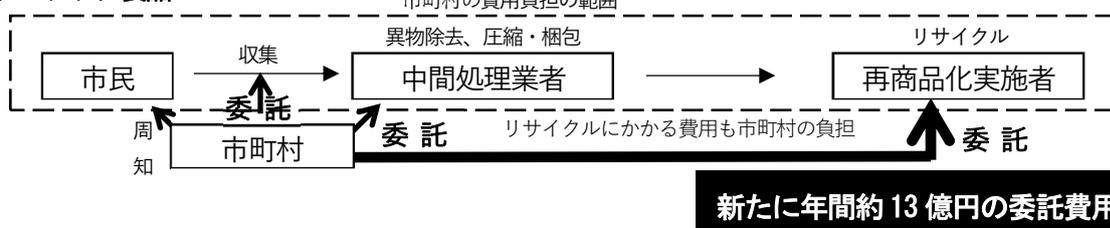
- (1) 拡大生産者責任の考えに基づき、分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担すべきだが、プラスチック製容器包装の分別収集・中間処理費用とプラスチック製品の収集から再商品化までの費用を横浜市が負担している。
- (2) 「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」において、新たに発生する費用は横浜市には大きな負担となるが、特別交付税措置では財政措置として十分ではない。

参考 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルにおける費用負担の比較

プラスチック製容器包装



プラスチック製品



⇒ 拡大生産者責任の考え方に基づくべき

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

要望先：外務省、財務省、国土交通省、防衛省

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が未合意の施設・区域の返還促進
- (2) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還

2 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

- (1) 在日米軍の活動に起因する事件・事故等への迅速かつ適切な対処
- (2) 市民生活の安全・安心に配慮した施設の維持管理等の徹底
- (3) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保
- (4) 特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用に対しては、適時適切な情報提供と、市民に不安を与えるような訓練・演習、物資の備蓄等の基地使用を行わないこと

3 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 財政的負担の軽減に向けた国有地処分条件の弾力的な運用
- (2) 土壌汚染の処理や存置物件の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (3) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への丁寧な説明・十分な情報提供
- (4) 跡地利用に必要な都市基盤の整備や維持管理等に対する国の費用負担

4 根岸住宅地区の跡地利用に向けた地権者等との課題整理と解決

- (1) 原状回復作業について、地権者等と丁寧に協議し理解を得ながら安全・確実に進めること
- (2) 土地の引渡しに向けて、撤去が困難な米軍施設とその取扱いについて、地権者等と丁寧に協議し早期に整理すること
- (3) 地区内すべての土地境界の確定等について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (4) 地権者が土地利用可能となるまでの補償や地区全体の土地等の維持管理について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (5) 地区に囲まれた土地に居住する方々及び地区周辺住民の生活環境維持・改善に向け、継続的に対応すること

1 国の現状

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、4施設・区域の返還方針が未合意。平成16年に6施設・区域の返還方針が合意されたが、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地2施設・区域は未返還。
- (2) 令和6年2月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへ新編された第5輸送中隊の運用が開始。
- (3) 平成16年の返還合意施設のうち旧富岡倉庫地区は平成21年、旧深谷通信所は平成26年に返還が実現。
- (4) 根岸住宅地区では令和元年11月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が開始。

2 横浜市の現状

- (1) 返還方針が未合意の施設・区域については、市民・市会・行政が一体となり、国に対し早期全面返還を継続的に要請。
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの第5輸送中隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことのないよう万全な対策を要請。
- (3) 旧深谷通信所については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- (4) 根岸住宅地区では、戦後70数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、跡地利用基本計画に基づき、事業化を検討中。

3 問題点

- (1) 長年の土地提供により、まちづくりや都市基盤整備が進まず、提供区域及びその周辺地域の発展に大きな影響が生じている。また、環境問題、事件・事故発生への不安など、市民生活の安全・安心の確保にも影響が生じている。
- (2) 市民の不安を払拭するため、米軍及び米軍施設の運用については、国による適時適切な情報提供と万全な対策が必要。
- (3) 跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地域の課題や市全体の広域的な課題の解決に資するよう、国有地処分条件の特段の配慮、整備費の国庫負担等が必要。
- (4) 根岸住宅地区の跡地利用の推進にあたり、土地利用が可能な状態になるまでの維持管理や補償等の様々な課題に対し、国が経緯を踏まえて地権者と丁寧に協議し、理解を得ることが必要。合わせて、地区に囲まれた土地に居住する方々及び地区周辺住民の生活環境維持・改善に向け、経緯を踏まえた国の継続的な対応が必要。

参考 横浜市内の米軍施設・区域（◆提供中施設 ○返還済施設）

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有43ha(81%) 水域11ha

◆根岸住宅地区 43ha 国有27ha(64%)

令和3年3月「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定。
計画に基づき、跡地利用の事業化に向けた検討を進めている。
「文教ゾーン」は横浜国立大学医学部等の再整備の最有力候補。

全部返還方針を合意済

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有3ha(100%) (H21年5月返還)

平成23年7月「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」が策定されていますが、社会状況の変化や周辺土地利用の変化を踏まえ、跡地利用の検討を進めている。

○旧深谷通信所 77ha 国有77ha(100%) (H26年6月返還)

平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。

◆小柴水域 42ha

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市場) 37ha 国有36ha(99%)

大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向けた国への要望を実施。

飛び地(1ha)の返還方針を合意済



■ H16に返還方針が合意された施設 ■ 返還方針が合意されていない施設

提案の担当

都市整備局企画部基地対策課長

久世 学

TEL 045-671-2057

国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 コンテナ取扱機能強化のため本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備、新本牧ふ頭・南本牧ふ頭の整備推進

- ・【本牧ふ頭】超大型コンテナ船への対応を図るため、効率的な荷役方式への更新・コンテナターミナル用地の拡張等、D4 コンテナターミナルとの一体的運用に向けた D5 コンテナターミナルの再整備
- ・【新本牧ふ頭】我が国の将来を担う物流拠点として機能強化を図るため、本牧ふ頭と新本牧ふ頭を結ぶ臨港幹線道路及び新本牧ふ頭連絡道路、構内シャーンシ通行道路の整備
- ・【南本牧ふ頭】更なる一体運用の推進による効率的な運用を図るため、用地取得と荷さばき地の拡張・整備

2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減

経済を支える基幹インフラの整備を国の責任において推進していくため、国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合の低減

3 福利厚生施設等の充実による働きやすい労働環境への支援

港湾労働者のための港湾厚生施設の機能拡充・整備や通勤環境改善等による働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

1 世界の現状

- (1) 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

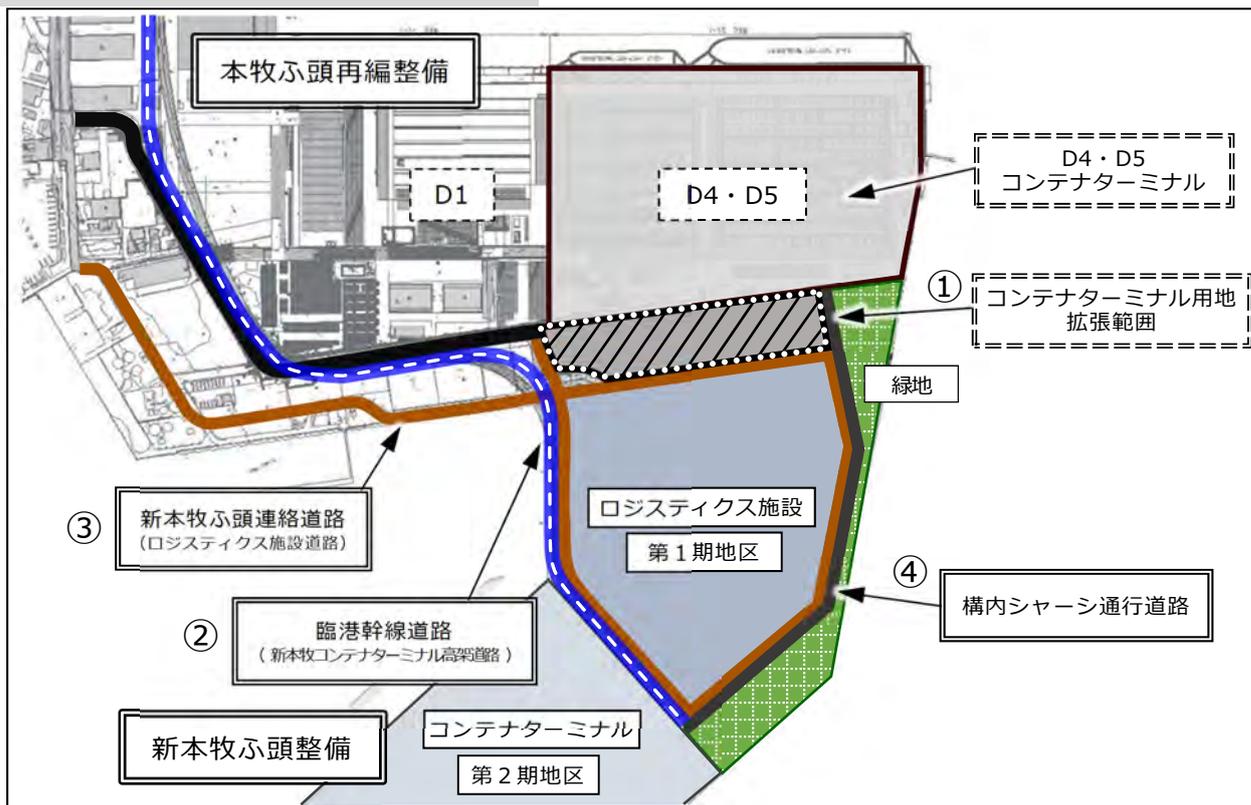
2 国・横浜市の現状

- (1) 国際コンテナ戦略港湾政策として「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。

3 問題点

- (1) 国際コンテナ戦略港湾として、急速に進展する船舶の大型化に対応し、国際基幹航路の維持・拡大を目指すためには、本牧ふ頭 D5 コンテナターミナルの再整備（①コンテナターミナル用地拡張）、新本牧ふ頭の整備（②臨港幹線道路、③新本牧ふ頭連絡道路、④本牧ふ頭と新本牧ふ頭の構内シャーンシの通行を可能とする動線の整備）、南本牧ふ頭の更なる一体運用の推進（⑤荷さばき地拡張・整備）が必要。
- (2) 本牧ふ頭、新本牧ふ頭、南本牧ふ頭の整備を着実に推進するため、国直轄事業における地方負担割合の低減が必要。
- (3) 深刻な少子高齢化と人口減少社会の到来や、物流の2024年問題・労働力不足に対応し、今後も物流機能を維持・向上させていくため、働きやすい環境の整備が必要。

参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



参考2 南本牧ふ頭における事業



参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

| 施設名称 | 負担割合 | |
|-------------|--------|-----------|
| | 現在 | 要望 |
| 岸壁 | 3/10 | ➡ 3/10 以下 |
| 荷さばき地 | 1/3 | |
| 防波堤 | 1/3 | |
| 防波堤機能を有する護岸 | 4.5/10 | ➡ 1/3 以下 |

提案の担当

港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長
 港湾局港湾物流部物流運営担当課長

川邊 哲也 TEL 045-671-2714
 石井 雅樹 TEL 045-671-7373
 荻原 浩二 TEL 045-671-2877
 鹿志村 兼貴 TEL 045-671-2873
 山本 智 TEL 045-671-2919

クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上

要望先：国土交通省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省

提案・要望内容

1 クルーズ船の受入れ機能強化のため、陸電設備の整備等への支援

クルーズ船の受入れに向けた、周波数変換や変圧装置の整備をはじめとする陸電設備の整備に対する支援。複数ターミナルへのクルーズ船同時着岸に向けた受入機能強化への支援

2 都心臨海部の一体化とアクセス強化のため、臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備

都心臨海部の一体化と埠頭間のアクセス強化のため、港湾計画に位置付けた山下ふ頭から本牧ふ頭及び新港ふ頭間を結ぶ臨港幹線道路の国直轄事業による整備

1 世界・国の現状

- (1) クルーズライン国際協会（クルーズ船社により構成された国際団体）は令和10年までに就航船の約7割、令和17年までに全船を陸上から受電可能とし、着岸中はエンジンを停止する予定。
- (2) 世界では欧米の多数の港でクルーズ船対応の陸電を導入済みで、中国、韓国でも導入が進む。
- (3) 令和7年に「訪日クルーズ旅客250万人」「外国クルーズ船の寄港回数を2000回超え」「外国クルーズ船の寄港する港湾数を100港」とすることを目指して取り組むこととしている。（令和5年3月31日閣議決定「観光立国推進基本計画」）

2 横浜市の現状

- (1) 令和5年のクルーズ船の寄港回数は171回にのぼり9年ぶりの全国第一位。
- (2) 令和5年9月、日本のクルーズ船として初めてLNG燃料や陸電受電装置を採用する新造エコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」の船籍港が横浜港に決定、令和7年夏頃就航予定。
- (3) 山下ふ頭周辺の一般道路は主要渋滞エリアに指定されているが、本牧ふ頭A突堤の物流施設の整備により、港湾関連車両の交通量が増加し、今後更なる混雑が想定。

3 問題点

- (1) 世界のクルーズ船では、陸電受電装置は標準仕様となりつつあり、東アジアのクルーズ発着拠点として大さん橋国際客船ターミナルに陸電（陸上から電力供給できる設備）が必要。そのため、船舶の電力周波数は東日本では地上から提供する際に変換が必要なことや、大規模なピーク電力需要に対応するなど、多額の整備費が必要。さらに、クルーズ船同時着岸に向けたCIQ（出入国管理、税関、検疫）のための機材や人員の確保が必要。
- (2) 物流機能向上、リダンダンシーの確保が図られるだけでなく、再開発の検討が進む山下ふ頭へのアクセスが向上するとともに、超大型クルーズ船が着岸できる大黒ふ頭とも直接結ばれ、大勢の旅客を円滑に輸送できるため、臨港幹線道路の国直轄事業による整備が必要。

参考1 新造エコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」のイメージ



「飛鳥Ⅲ」イメージ：郵船クルーズ株式会社提供

- 船名：飛鳥Ⅲ
- 船籍港：横浜
- 全長：230.2m
- 総トン数：52,200GT
- 総客室数：385室（予定）
- 乗客定員：約740名
- 乗組員数：約470名
- 就航予定：令和7年夏頃

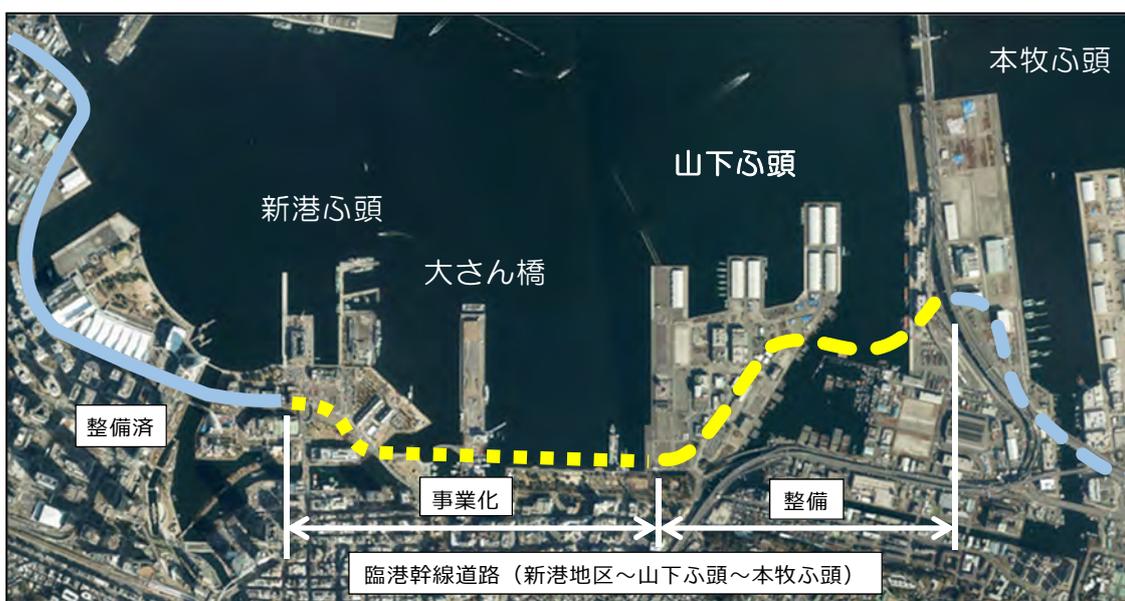
（令和5年12月時点）

参考2 陸電設備における世界の動向

| 世界における陸電使用に向けた規制等の動向 |
|---|
| <p>(1) IMO（国際海事機関）</p> <p>国際海運の目標として「2050年頃までにGHG排出ゼロ」を掲げており、GHGの段階的な削減規制を課す技術的手法を条約に盛り込み、2025年に条約改正案の採択、2027年度中の条約改正の発効を目指す。</p> |
| <p>(2) EU</p> <p>欧州委員会は、「Fit for 55」（温室効果ガス削減目標達成のための包括的な政策パッケージ）の中で、2030年からの陸上電源の使用を義務付けた。</p> |
| <p>(3) 米国カリフォルニア州</p> <p>大気資源局（CARB）は、「2022 Scoping Plan」の中で、2027年までにほとんどの外航船舶の陸上電源の使用を義務付けた。</p> |

| 国名 | クルーズ船用の陸電設備を導入している港（予定含む） |
|---------|---|
| 米国 | ロサンゼルス、ロングビーチ、マイアミ・シアトル、ニューヨーク・ニュージャージー |
| カナダ | バンクーバー |
| オーストラリア | シドニー |
| スペイン | バルセロナ |
| オランダ | ロッテルダム |
| フランス | ハロバ |
| ドイツ | ハンブルク |
| ノルウェー | オスロ |
| デンマーク | コペンハーゲン |
| 中国 | 上海、深セン、青島 |
| 韓国 | 仁川 |

参考3 都心臨海部における臨港幹線道路



提案の担当

港湾局政策調整部政策調整課長

港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長

港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長

港湾局港湾物流部物流企画課長

荻原 浩二

松崎 智弘

桑山 孝仁

川邊 哲也

TEL 045-671-2877

TEL 045-671-7237

TEL 045-671-7325

TEL 045-671-2714

脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり

要望先：国土交通省、経済産業省

提案・要望内容

- 1 CNP 形成に向けたメタノールバンカリングに係るガイドラインの整備及び船舶建造への支援
次世代燃料等の導入や利活用に向けた運用体制構築、メタノールバンカリングに関するガイドラインの整備及びメタノールバンカリング船への建造補助制度の創設
- 2 洋上風力発電による電力を安定的かつ効率的にエネルギー需要地に届けるため、電気運搬船の普及等に向けた支援
エネルギー需要地への安定的かつ効率的なグリーン電力供給に向け、水深 300m 以深の海域での浮体式洋上風力発電及び電気運搬船の活用促進
- 3 埠頭における脱炭素化の推進に向けた、ブルーカーボンをはじめとする豊かな海づくりに対する支援
生物共生護岸の整備及びブルーカーボンとしての機能も担う藻場・浅場の整備等への支援
- 4 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設の国直轄事業による整備
津波・高潮・高波への対策のために必要な海岸保全施設の国直轄事業による整備
- 5 震災に備えた耐震強化岸壁の国直轄事業による整備
震災時における緊急物資や幹線貨物の輸送を担う耐震強化岸壁の国直轄事業による整備

1 国の現状

- (1) 国土交通省は、カリフォルニア州運輸省やシンガポール運輸省と、グリーン海運回廊の協力に関する覚書を締結する等、国際競争力の強化に向け、脱炭素化に向けた取組を進めている。

2 横浜市の現状

- (1) 国や民間事業者と連携しながらメタノールやアンモニアなどの次世代燃料の供給や電気運搬船を使ったグリーン電力の供給の可能性を検討。
- (2) 令和元年の台風 15 号では、金沢区福浦・幸浦地区の工業団地や海岸の被害が甚大であった。また今後 30 年以内に南関東地域で M7 クラスの地震が発生する確率は約 70%と推定。

3 問題点

- (1) メタノールバンカリングガイドラインの策定とバンカリング船の建造補助が必要。
- (2) 関東沖を含む日本近海で風況の良い海域は存在するが、水深が深く海底送電線の敷設が困難とされており、浮体式洋上風力発電の普及に向けた検討が必要。
- (3) ブルーカーボンとして杉の森林と同等の CO₂ 吸収源確保のため、藻場・浅場等の整備が必要。
- (4) 防護レベルの津波や高潮等から人命や財産を守るため、海岸保全施設の早期整備が必要。
- (5) 震災時における緊急物資の海上輸送拠点や経済活動を支える耐震強化岸壁の早期整備が必要。

参考1 横浜港におけるカーボンニュートラルポート形成のイメージ



参考2 メタノールバンカリングに向けた取組



大型メタノール燃料コンテナ船の命名式
(令和6年4月4日)

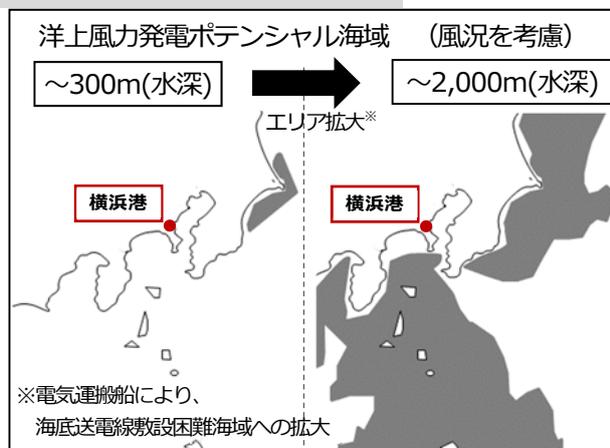


横浜港にてメタノールバンカリングシミュレーションを実施
(令和6年9月18日)

参考3 電気運搬船のイメージと関東沖の洋上風力発電ポテンシャルの拡大



(株)海上パワーグリッド提供



(一社)日本風力発電協会及び(株)三菱総合研究所資料を基に横浜市作成

提案の担当

港湾局政策調整部政策調整課カーボンニュートラルポート担当課長
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
 港湾局政策調整部政策調整課長

中村 仁 TEL 045-671-7279
 石井 雅樹 TEL 045-671-7373
 荻原 浩二 TEL 045-671-2877

高速道路の整備推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

横浜環状南線・横浜湘南道路及び IC アクセス道路等の整備推進

- (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした早期開通への整備推進
- (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ早期の開通時期明示
- (3) 本線の事業費増加分に対するコスト縮減や有料道路事業制度の更なる活用による地方負担軽減対策の検討
- (4) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
- (5) IC アクセス道路等の事業費確保

IC アクセス道路（環状 3 号線、市道下倉田第 406 号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線）及び通学路整備と併せ IC アクセスにも資する道路（主要地方道原宿六ツ浦（笠間交差点））の整備に係る事業費の着実な確保

1 国の現状

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道で唯一開通時期が示されていない区間。
- (2) 令和 4 年 8 月 4 日、圏央道連絡調整会議において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の開通時期の見直しについて公表。
- (3) 令和 5 年 1 月 18 日、事業評価監視委員会において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費の大幅な増額について公表。

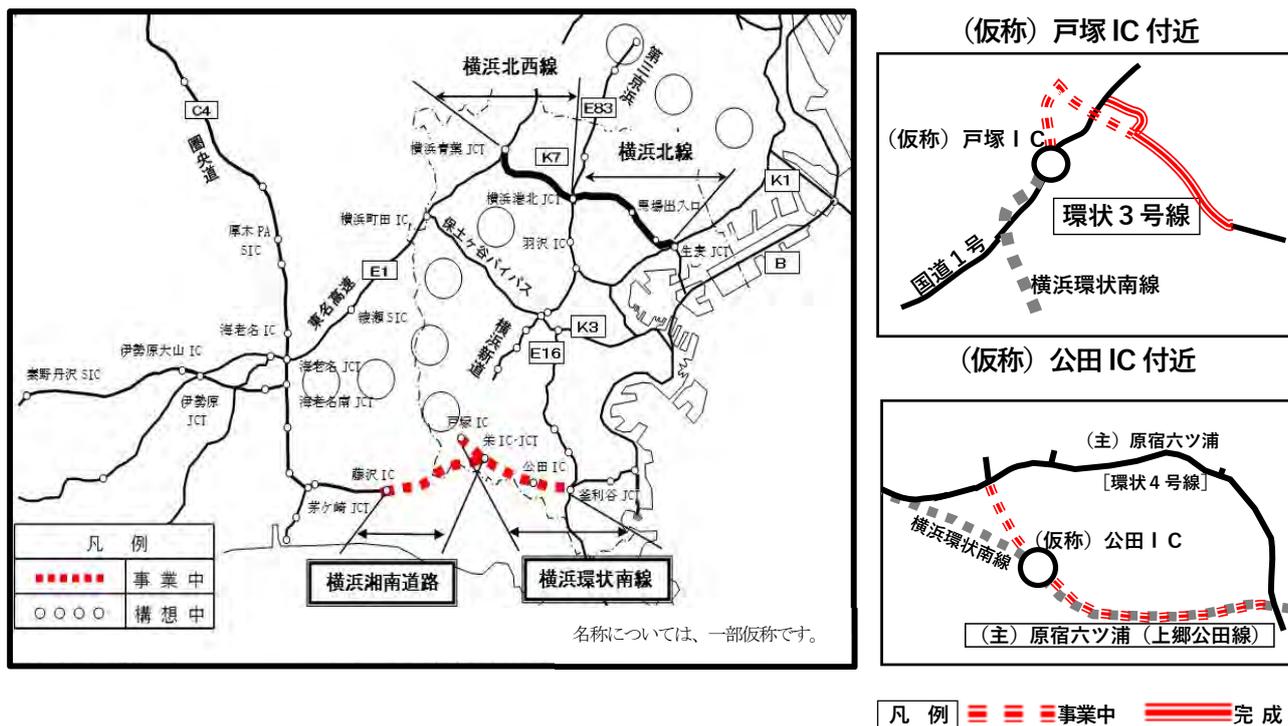
2 横浜市現状

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化され、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和が見込まれる。
- (2) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、有料道路事業と直轄国道事業の合併施行であり、事業費の増額は横浜市の財政負担に大きな影響。
- (3) 本線の整備効果を最大限に発揮させるために、IC アクセス道路等の一部について、個別補助制度を活用し計画的かつ集中的に整備中。
- (4) 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

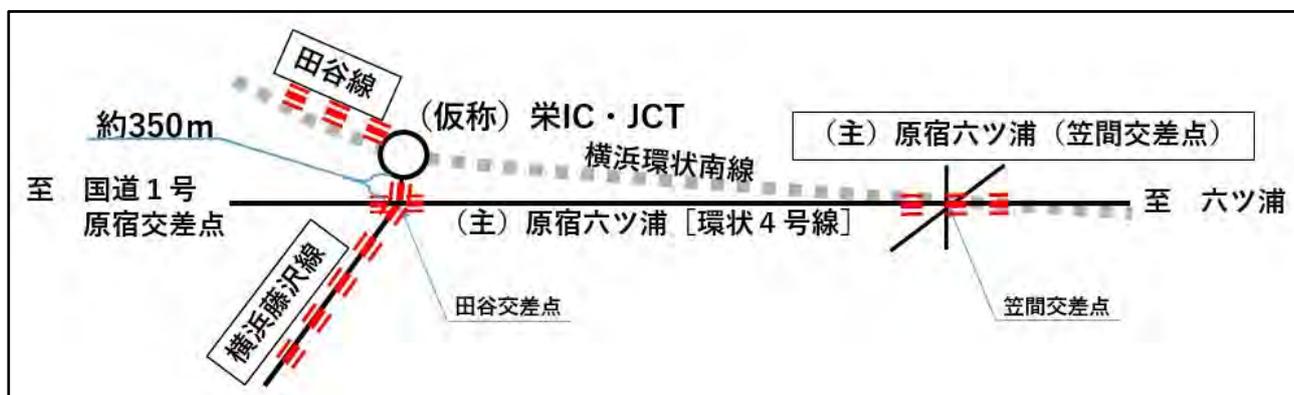
3 問題点

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が期待されているものの、開通時期が公表されていない。
- (2) 本来、国の責任で行うべき高規格道路の整備費の増額分についても、地方自治体はその1/3を負担しなければならない状況である。
- (3) 本線整備に遅れることなく IC アクセス道路等の着実な整備推進を図るべきである。

参考1 横浜環状南線・横浜湘南道路 IC アクセス道路位置図



参考2 (仮称) 栄 IC・JCT アクセス道路等位置図



提案の担当

道路局計画調整部事業推進課長

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

故島 哲朗

小田 英隆

TEL 045-671-2937

TEL 045-671-2889

市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 連続立体交差事業の推進

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保

2 幹線道路ネットワーク整備への支援拡充と道路関係予算の更なる拡大

主要渋滞箇所の解消等、渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充と道路関係予算の更なる拡大

3 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進

一般国道1号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、第三京浜や横浜新道の激変緩和措置の継続及び高速道路料金の合理的な割引制度や、混雑状況に応じた料金施策の実現。渋滞対策検討等のためのETC2.0データのオープンデータ化

4 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路等整備に対する支援

交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）、環状3号線（中田地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進、並びに子どもの移動経路の歩行空間を確保するため、市道上白根第99号線への継続的な支援。生活道路の交通安全対策に資するETC2.0データ等の利活用に関する継続した支援

5 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保

直轄国道（一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号）の着実な整備、老朽化した横断歩道橋の早期補修及び補助国道（一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保

1 国の現状

- (1) 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和3年度に創設。
- (2) 国や県、指定都市等で構成する「神奈川県移動性向上委員会」や「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」を通じ、渋滞対策の取組を推進している。
- (3) 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。
- (4) 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。

2 横浜市の現状

- (1) 相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業については、令和4年6月に事業認可を取得し、11月から工事着手。現在、用地取得を進めるとともに、全区間で工事を実施中。

- (2) 補助国道及び市内幹線道路は、直轄国道と一体的に幹線道路ネットワークを形成し、機能する必要があるが、横浜市の都市計画道路整備率は令和 6 年 3 月時点で 70%に満たず、整備が停滞。
- (3) 中期計画では、令和 3 年度末時点における横浜市内の主要渋滞箇所 129 箇所をおおむね 10 年で 2 割削減することを目標としている。
- (4) 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- (5) 子どもの通学路交通安全対策として、ETC2.0 などのビッグデータを活用して、ソフト・ハードの交通安全対策を行う「子どもの通学路交通安全対策事業」を令和 5 年度は 4 地区、令和 6 年度は 20 地区で実施。

3 問題点

- (1) 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。
- (2) 横浜市の都市計画道路整備率は、指定都市の中で最低水準なため、根本的な混雑解消が必要。
- (3) 横浜市内の道路の混雑解消に向けて、「神奈川県移動性向上委員会」における主要渋滞箇所の対策を国の重点施策の対象とすることが必要。
- (4) 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- (5) 子ども通学路安全対策事業の実施にあたり、地域の実態に合わせた柔軟な支援の拡充が必要。

参考 1 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰 2 号踏切における渋滞の様子

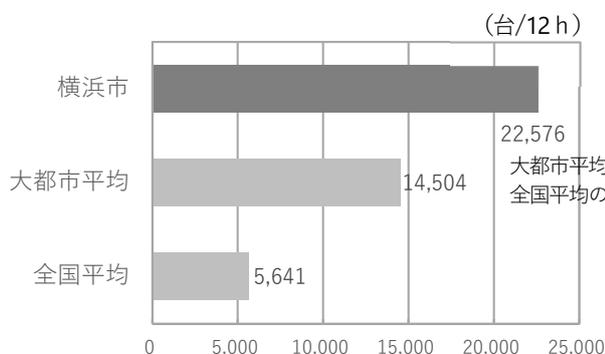


■ 鶴ヶ峰 2 号踏切の最大渋滞長 (R2.9.10 測定)

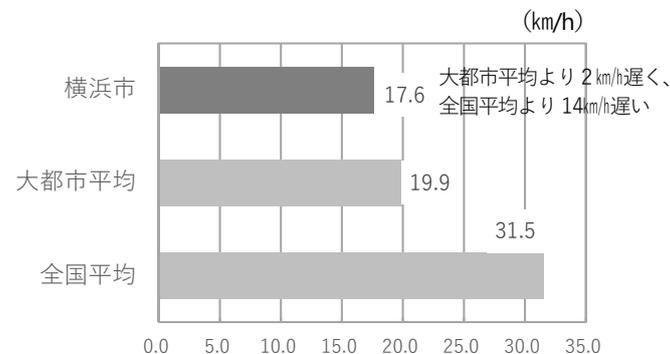


参考 2 横浜市における道路交通の状況 (令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査)

■ 平均交通量 (平日 12 時間)



■ 朝夕旅行速度



提案の担当

| | | |
|---------------------|-------|------------------|
| 道路局道路政策推進部道路政策推進課長 | 金澤 英俊 | TEL 045-671-2775 |
| 道路局計画調整部事業推進課長 | 故島 哲朗 | TEL 045-671-2937 |
| 道路局計画調整部企画課長 | 金子 真嗣 | TEL 045-671-2746 |
| 道路局横浜環状道路調整課長 | 古性 敏幸 | TEL 045-671-3985 |
| 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長 | 土村 浩二 | TEL 045-671-2757 |

戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進

要望先：法務省、総務省、デジタル庁

提案・要望内容

1 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の費用の全額国費負担

増員する職員の人件費や事務処理の委託費等、必要となる経費を全額国費負担とすること

2 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の大都市に配慮した制度設計の見直し及び早期提示

大量の振り仮名の届出を処理することを踏まえ、オンラインによる届出の際に戸籍へ自動反映する仕組みにするなど、制度改善を検討するとともにその全貌を早急に示すこと

3 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進に向けた、戸籍情報連携システムの早期安定稼働

全国民の氏名の振り仮名という大量のデータを処理することを踏まえて、戸籍情報連携システムを安定的に稼働させるために抜本的な対策を講じること

1 国の現状

- (1) 政府のマイナンバー施策の一つとして、全国民を対象として戸籍の氏名に振り仮名を記載する事務が令和7年5月26日に開始。
- (2) 戸籍事務は法定受託事務であるにもかかわらず、令和6年8月の国主催説明会において、国庫補助の対象経費が通知の作成費・郵送費のみと限られた措置であることや、振り仮名の届出処理が出生届などの届出と同様に、1件ずつ届書の審査や入力が必要となる個別処理を想定していることが示される。
- (3) デジタル社会の実現のため戸籍事務のマイナンバー制度導入に向けた戸籍情報連携システム（以下「新システム」）が令和6年3月に稼働開始。
- (4) 新システム稼働当初から全国的なシステム障害が発生。その後も度々障害が発生し、広域交付の証明書が発行できない、戸籍届書データの送受信ができない等、市民サービスに影響が生じた。

2 横浜市の現状

- (1) 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務（以下「振り仮名事務」）を円滑・効率的に進めるために、相談窓口、コールセンター、届出の内部処理の集約化等の業務委託を検討中。
- (2) 大量の届出を処理するために、内部処理の集約化のための施設等の賃借をはじめ、戸籍システム等の増設が必要なほか、出生届等の受付に付随して振り仮名の確認も必要になることから、窓口対応等の人員を増強して対応する予定。
- (3) 令和7年5月の事務開始のためには、事務に必要な予算や人員の確保、委託事業者の選定、端末の調達など対外的な影響を伴う調整を年内には着手しなければならない、費用負担や制度設計の見直しについて、国による早期対応が必要。
- (4) 新システム稼働に伴い、戸籍事務の運用が大きく変わったが、稼働当初から法務省通知に基づく暫定対応やシステム障害を起因として、本来想定していなかった本籍地への電話照会、紙の届書の郵送など新システム稼働前の事務も重複して実施。

3 問題点

- (1) 令和7年度から令和8年度にかけて約9億円の事業費を見込み、仮に国庫補助が通知の作成及び発送費のみとした場合に、約6億5千万円の市費負担が発生することとなる。
- (2) 令和7年度はマイナンバーカード等の更新も急増する見込みであり、区役所窓口が大混雑することが想定される。また、内部事務が滞り、戸籍や住民票の編製等の処理に多大な時間を要するなど、市民サービスの低下により、マイナンバー施策に対する市民からの不信感につながりかねない。
- (3) 振り仮名事務も、新システムを利用して運用することになるため、自治体間や他の業務システム間などとの正確なデータ連携が必須。
- (4) 戸籍届出等のオンライン化やパスポート事務での情報連携など、将来に向けた行政のデジタル化を推進していくためにも、その根幹となる新システムの抜本的な改善が必要。

参考 横浜市の本籍人口数等の状況

- ・ 本籍人口数：3,154,706人（令和6年3月末日時点）
- ・ 戸籍数：1,307,735戸籍（令和6年3月末日時点）
- ・ 横浜市住民登録人口（日本国籍）：3,635,806人（令和6年3月末日時点）
- ・ 戸籍届出受理件数（令和5年度18区役所合計）：108,233件

「特別市」の早期法制化の実現

要望先：総務省

提案・要望内容

1 「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革の調査審議

指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢となる「特別市」の法制化の実現に向けて、次期地方制度調査会における大都市制度改革の調査審議を行うこと

2 大都市制度改革に係る議論等を推進するための総務省への新たな研究会の設置

第30次地方制度調査会答申を踏まえた法改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、大都市制度改革に係る議論を推進するため、総務省に新たな研究会を設置すること

1 国の現状

- (1) 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから68年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- (2) 第33次地方制度調査会の答申では、特別市や指定都市への権限・財源の移譲について示されておらず、「特別市」などの大都市制度改革に関する議論は進んでいない。

2 横浜市の現状

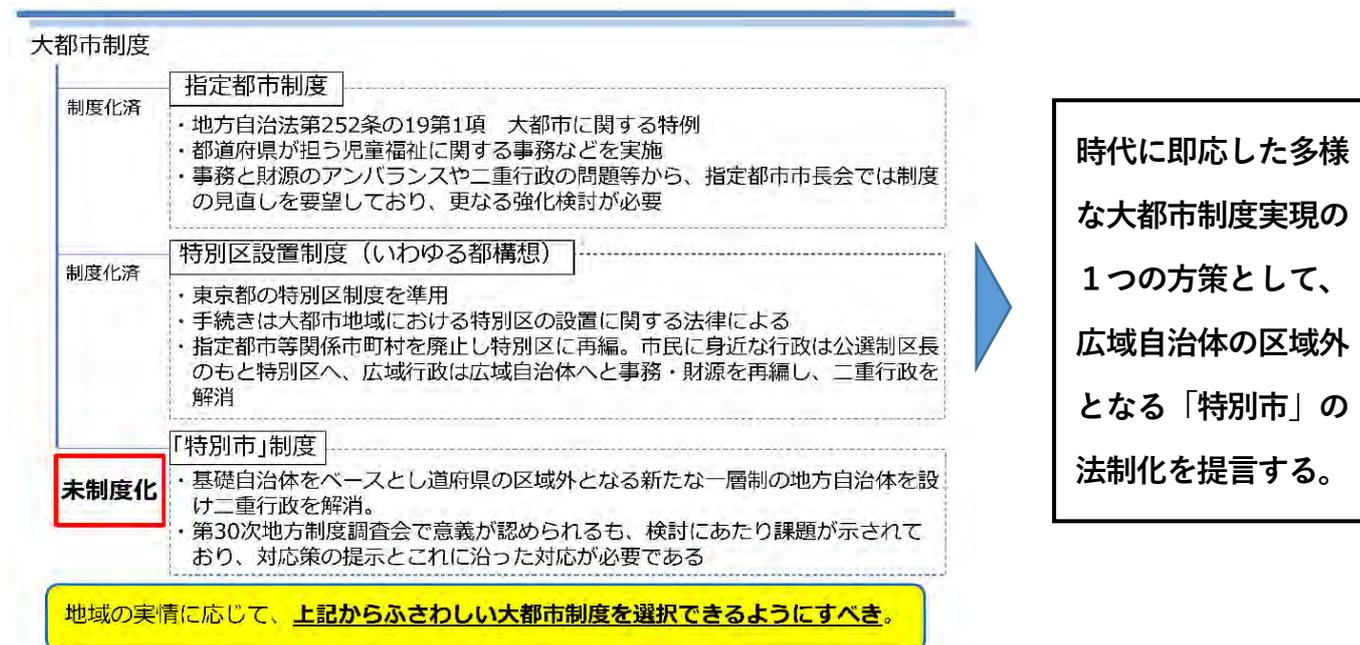
- (1) 令和4年2月に、『特別自治市』の早期実現に関する決議を横浜市会が可決。
- (2) 令和4年7月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- (3) 令和4年12月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。
- (4) 横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員会等に提出。
- (5) 令和6年9月に、横浜市・川崎市・相模原市の市長及び市議会正副議長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現を目指す取組推進の共同メッセージを発信。

3 問題点

- (1) 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要。
- (2) 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要。

- (3) 第30次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- (4) 指定都市制度の課題を抜本的に解決するためにも、「特別市」などの大都市制度改革に関し、次期地方制度調査会での調査審議や総務省の研究会における議論が必要。
- (5) 第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直しとして平成28年に地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議については、導入から8年が経過しており、現在までの運用状況の検証と課題を明らかにすることが必要。

参考1 現在の大都市制度の状況



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

| 項目 | 考え方 |
|--------|---|
| 性格 | 特別地方公共団体 |
| 区域 | 都道府県の区域外とする（一層制自治体） |
| 事務 | 基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。 |
| 税財源の調整 | 区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要） |
| 区 | 行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。 |

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室制度企画課長

松石 徹

TEL 045-671-4323

社会保障費における地方自治体の超過負担解消

要望先：厚生労働省、こども家庭庁

提案・要望内容

1 国庫支出金の法定補助率での交付

社会保障費に関する予算を十分に確保し、法定の負担割合どおりに国庫支出金を交付すること

2 自治体の提供する行政サービスに即した国庫支出金算定基準への是正

国庫支出金の算定基準について、現場の実情に即した基準（単価、対象、数量等）に是正すること

1 国の現状

- (1) 令和6年度予算では、配置基準改善と更なる処遇改善等による幼児教育・保育の質の向上や介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定を行うなど、社会保障関係費について37.7兆円を計上しており、予算規模は20年間で約1.9倍となっている。

2 横浜市の現状

- (1) 高齢化の進展や子育て支援の拡充等により、社会保障費の増加が続いており、令和4年度には、20年前の約2.6倍となる6,662億円まで増加している。その一方で、歳入の主要な部分を占める市税収入については、人口増加ペースの鈍化と国の税制改正等により、歳出の伸びを補うほどには増加しておらず、各年度の予算編成は臨時的な財源に頼らざるを得ない状況となっている。
- (2) 国の予算確保が不十分なために、地域生活支援事業（厚生労働省）などにおいて、法令に基づく国の負担割合どおりの国庫支出金が交付されていない。また、国の定める基準（単価、対象、数量等）が、現場の実情等を踏まえて提供する横浜市の基準と乖離しているために、自立支援給付費負担金（厚生労働省）などにおいて、横浜市の事業費における国庫支出金の充当率は法定の負担割合に及ばない低水準にとどまっている。この結果、社会保障費等において、毎年度、多額の超過負担が生じている。

3 問題点

- (1) 横浜市の将来人口推計では、今後、急激な少子高齢化と総人口の減少が予測されており、各年度の収支差（歳出に対する歳入の不足額）は、2040年度には735億円から934億円ほどまで拡大することが見込まれている。
- (2) 社会保障制度は、すべての国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットであり、国の責任において、必要な財源を確保すべき。

参考 横浜市において超過負担が生じている主な事業

| 事業名 | 超過負担額 ※1 (令和5年度決算) | 根拠法 | 所管省庁 |
|---|-----------------------|------------|--------|
| 地域生活支援事業（本体事業） | 2,337 百万円 | 障害者総合支援法 | 厚生労働省 |
| 訪問系サービスに係る自立支援給付 | 5,690 百万円 | 障害者総合支援法 | 厚生労働省 |
| 子どものための教育・保育給付 (保育料の軽減措置) | 3,094 百万円 | 子ども・子育て支援法 | こども家庭庁 |
| 子どものための教育・保育給付 ※2 (1, 2, 4 及び5歳児配置加算、 処遇改善加算) | 7,523 百万円 | 子ども・子育て支援法 | こども家庭庁 |

※1 超過負担額は、国庫支出金が法定補助率で交付された場合や国庫支出金算定基準が横浜市の算定基準に是正された場合と令和5年度決算額における市費負担額の差額で試算

国による超過負担額の解消に伴い増額が見込まれる県支出金も超過負担額に含めている

※2 認定区分により国・県の負担割合は異なるが、国負担割合1/2、県負担割合1/4で試算

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長

柴 政紀

TEL 045-671-2109

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

岡本 今日子

TEL 045-671-2365

健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長

中村 剛志

TEL 045-671-3569

子ども・子育て施策における全国同一水準の保障

要望先：こども家庭庁、文部科学省

提案・要望内容

すべての子どもや家庭が全国同一水準の行政による支援を受けられるよう国の責任におけるナショナルスタンダードの保障

自治体の財政状況により、保育、医療、教育といった、生活の基礎に関わる条件に過度な格差が生じている状況について、国の責任と財源において地域間格差を是正し、居住する地域にかかわらず国民が同一水準の行政サービスを受けられる「ナショナルスタンダード」を保障すること

1 国の現状

- (1) こども基本法に基づき、令和5年12月22日に閣議決定された政府全体の子ども施策の基本方針を定めた「こども大綱」では、「地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行う」とされている。
- (2) 東京都は豊かな財源を背景に、独自で「2歳児までの第2子保育料無償化」や「子どもの医療費助成の18歳年度末までの拡充」、「公立学校給食費の無償化」、「高等学校授業料の実質無償化における所得制限撤廃」を行うなど、子育て世代に手厚い施策を次々と打ち出しており、行政サービスの過度な地域間格差が生じている。また、地域性の違いにより限られた財源を特定の施策に集中せざるを得ない事例も見られる。

2 横浜市の現状

- (1) 「出産費用の助成」や「放課後児童クラブでの長期休暇中の昼食提供」、「15歳年度末までの子どもの医療費無償化」など、子育て支援策を充実させているものの、財政的な負担は重く、仮に東京都と同水準を想定すると財源捻出が非常に苦しい状況。
- (2) 子育て支援に関する地域間格差の是正を求める市民の声が高まっており、東京都と同水準の子ども・子育て施策を求める市民からの意見が、多数寄せられている。

3 問題点

- (1) 東京都では公立学校の給食無償化を推進するため、市町村向けの財政支援の拡充を開始。また、第1子の保育料無償化を検討しており、地域間格差は更に広がることが懸念される。
- (2) 横浜市独自で「第1子からの保育料無償化」、「子どもの医療費助成の18歳年度末までの拡充」、「公立学校給食費の無償化」、「市立高等学校授業料の無償化」を行った場合、合計で約277億円の財源が追加が必要となることが見込まれ、厳しい財政状況を踏まえると、財源捻出は非常に困難。

参考 横浜市・神奈川県と東京都における子ども・子育て支援の状況

| 事例 | | 東京都、区市町村 | 横浜市、神奈川県 |
|-------------------|--------------|--------------------------|------------------------------------|
| 保育料の軽減 (0～2歳児) | 軽減内容 | 第1子無償化を検討中 第2子以降は無償化済 | 第1子は0～77,500円 第2子概ね半額 第3子無償化 |
| | 多子軽減の要件※1 | 実際のきょうだいの人数 に応じる | 国基準どおり、保育所等を利用しているきょうだいの人数に応じる※2 |
| 子どもの医療費助成 | 年齢要件 | 18歳年度末まで | 中学3年生まで |
| | 所得制限 | なし | なし |
| 公立学校給食費 | 小学校給食費 | 無償化※3 | 4,600円/月(50,600円/年) |
| | 中学校給食費 | | 330円/日※4 |
| 高等学校 授業料 | 私立高等学校の授業料助成 | 所得制限 | なし |
| | | 補助上限額(国+都県) | 484,000円 |
| | | 対象校・対象者 | 都外設置の私立高校在籍者も対象 |
| | 公立高等学校の授業料※6 | 実質無償化 | 118,800円/年(全日制) 32,400円/年(定時制) |

※1 保育料の軽減を行う際のきょうだいの数え方(多子軽減のカウント)

※2 世帯収入による拡充あり

※3 東京都は区市町村が保護者に対し支援する額の1/2を補助。残りの1/2についても市町村総合交付金(政策連携枠)で支援

※4 横浜市では、中学校は令和8年度から全員給食開始

※5 世帯年収と23歳未満の扶養しているこどもの人数により変動

※6 都立高等学校及び横浜市立高等学校の授業料

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長

柴 政紀

TEL 045-671-2109

こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課長

馬淵 由香

TEL 045-671-0251

健康福祉局生活福祉部医療援助課長

菊池 潤

TEL 045-671-3694

教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課担当課長

檜崎 佳代子

TEL 045-671-3687

教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課長

大峽 誠

TEL 045-671-3239

内閣府

- 23 大規模災害時の被災地支援強化 p47
- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59

内閣官房

- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59

こども家庭庁

- 1 「小1の壁」打破に向けた取組の推進 p1
- 2 妊婦健康診査等に係る公費負担の充実 p3
- 4 子どもの医療費助成の充実 p7
- 5 子育て・教育支援に対する経済的支援の拡充 p9
- 6 「こども家庭センター」設置に伴う一体的な相談支援体制確保に係る財政措置 p11
- 7 幼児教育・保育の質の確保・向上のための適切な職員配置 p13
- 8 就学前教育・保育施設整備交付金の支援強化 p15
- 9 「こども誰でも通園制度」実施に向けた地方の負担軽減 p17
- 39 社会保障費における地方自治体の超過負担解消 p85
- 40 子ども・子育て施策における全国同一水準の保障 p87

デジタル庁

- 37 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進 p81

総務省

- 37 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進 p81
- 38 「特別市」の早期法制化の実現 p83

法務省

- 33 クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p73
- 37 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進 p81

外務省

- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59
- 31 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69

財務省

- 26 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p57
- 31 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69
- 33 クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p73

文部科学省

- 10 デジタル・AI時代を見据えた教育DXの推進 p19
- 11 学校教育の質の向上及び教員確保のための環境整備 p21
- 40 子ども・子育て施策における全国同一水準の保障 p87

厚生労働省

- 3 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p5
- 12 難病対策における事務負担の緩和及び指定都市への財政支援の拡充 p23
- 13 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p25
- 14 補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大 p27
- 15 障害福祉職員等の確保に向けた施策の推進 p29
- 16 介護職員等の確保に向けた施策の推進 p31
- 17 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援 p33
- 18 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化 p37
- 19 国民健康保険の財政基盤の強化に向けた支援の拡充 p39
- 20 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p41
- 21 新型コロナワクチンの定期接種に関する必要な措置 p43
- 22 帯状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置 p45
- 24 高齢者・障害者施設等における防災・減災対策の推進 p51
- 33 クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p73
- 39 社会保障費における地方自治体の超過負担解消 p85

農林水産省

- 26 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p57
- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59

経済産業省

- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59
- 28 電気自動車等の普及に向けた支援の拡充 p63
- 33 クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p73
- 34 脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり p75

国土交通省

- 25 道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p55
- 26 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p57
- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59
- 28 電気自動車等の普及に向けた支援の拡充 p63
- 31 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69
- 32 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p71
- 33 クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p73
- 34 脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり p75
- 35 高速道路の整備推進 p77
- 36 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進 p79

環境省

- 27 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p59
- 29 太陽光発電設備の循環利用の実現に向けた取組の推進と導入拡大に向けた支援 p65
- 30 プラスチック資源循環の推進 p67

防衛省

- 31 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69



横浜市 政策経営局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>